

独立行政法人国立青少年教育振興機構の
令和4年度における業務の実績に関する評価

令和5年

文 部 科 学 大 臣

1-1-1	評価の概要	・・・ p 1
1-1-2	総合評定	・・・ p 2
1-1-3	項目別評定総括表	・・・ p 7
1-1-4-1	項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）	・・・ p 9
	項目別評価調書 No. I-1 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	・・・ p 9
	項目別評価調書 No. I-2 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	・・・ p 28
	項目別評価調書 No. I-3 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	・・・ p 37
	項目別評価調書 No. I-4 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	・・・ p 43
	項目別評価調書 No. I-5 青少年教育に関する調査研究	・・・ p 48
	項目別評価調書 No. I-6 青少年教育団体が行う活動に対する助成	・・・ p 59
	項目別評価調書 No. I-7 共通的事項	・・・ p 72
1-1-4-2	項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	・・・ p 83
	項目別評価調書 No. II-1 業務の効率化	・・・ p 83
	項目別評価調書 No. II-2 効果的・効率的な組織の運営	・・・ p 90
	項目別評価調書 No. II-3 予算執行の効率化	・・・ p 95
	項目別評価調書 No. III 自己収入の確保、固定経費の節減	・・・ p 99
	項目別評価調書 No. IV-1 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施	・・・ p 118
	項目別評価調書 No. IV-2 人事に関する計画	・・・ p 121
	項目別評価調書 No. IV-3 情報セキュリティについて	・・・ p 129
	項目別評価調書 No. IV-4 内部統制の充実・強化	・・・ p 132
別添	中期目標、中期計画、年度計画	・・・ p 139

1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度
	中期目標期間	令和3年度～令和7年度（第4期）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	総合教育政策局	担当課、責任者	地域学習推進課、高木秀人
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、次田彰

3. 評価の実施に関する事項
<p>令和5年8月1日 独立行政法人国立青少年教育振興機構の評価等に関する有識者会合に評価結果案を諮り、意見を聴取した。</p> <p>同日、上記有識者会合において、国立青少年教育振興機構理事長及び監事のヒアリングを実施した。</p> <p>令和5年8月7日 各委員から追加意見を聴取し、本評価に反映した。</p>

4. その他評価に関する重要事項
—

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、 D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		A	A	—	—	—
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>国立青少年教育振興機構（以下、「機構」という。）は、青少年教育のナショナルセンターとして、青少年をめぐる様々な課題へ対応するため、青少年に対し教育的な観点から、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成等を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図るための業務を実施している。</p> <p>以下に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進」における「社会の要請に応える体験活動等事業」「課題を抱える青少年を支援する体験活動事業」では、目標に対する達成度が200%を超え、政策課題や青少年の状況を踏まえた体験活動の提供を行っている。(p. 13 参照) ○ 「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」における「読書活動に関する専門的な指導者養成事業」「ボランティアの養成・研修」では、目標に対する達成度が120%を超え、青少年教育指導者等の更なる資質向上に寄与している。(p. 32 参照) ○ 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、感染防止対策に取り組みながらの事業運営を行い、前年度比44%増となる1,664,868人の青少年利用者を獲得した。(p. 39 参照) ○ 青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するために、フォーラムや集会等の全国規模の事業を、オンラインを活用しながら7事業実施し、全都道府県からの参加者を確保した。(p. 44 参照) ○ 他の機関との連携を促進するため、民間企業や教育機関等との意見交換を進め、複数の関係機関・団体等との包括協定を締結した。(p. 45 参照) ○ 寄附金等の増加につながる取組として、新たにクラウドファンディングを実施し、国立室戸青少年自然の家で約180万円、国立信州高遠青少年自然の家で48万円の寄附を獲得するとともに、ネーミングライツ事業として、株式会社かんぼ生命から命名権料となる約1千万円を獲得し、自己収入の増加に努めた。(p. 73 参照) ○ 国立オリンピック記念青少年総合センターは、東京都「体験の風をおこそう」運動実行委員会事務局として「TOKYO TAIKEN MARCHE in SHIBUYA」を開催したほか、全ての教育施設で「お外でリアル体験！そとチャレラリー2022」を実施し、関係団体や民間企業等と連携しながら体験活動を推進する社会的気運の醸成に寄与した。(p. 74 参照) ○ 機構の「ミッション・ビジョン・バリュー (MVV)」の策定に加え、浸透を図るために理念図を作成し、幅広いステークホルダーに対する組織イメージの発信に取り組んだ。(p. 133 参照)

全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルスの影響により、利用団体側からのキャンセル等が発生し、推定で3,612団体の422,758人の利用が減少となった。 ○ このような中でも、利用の促進に向けた広報活動等の工夫・充実などの可能な限りの取組を行った。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<p>【次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 体験活動をより一層推進するため、事業実施による成果を社会に広く伝えるための方策を講じるとともに、体験活動の普及・啓発に際してアウトカムの把握や情報発信に取り組んでいただきたい。(p.17 参照) ○ 「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」において、公的機関等が行う体験活動に参加しなかった理由として挙げられた項目（「子どもが関心を示さないから」「団体や行事があることを知らないから」等）に対応する施策を検討いただきたい。(p.17 参照) <p>【青少年教育指導者等の養成及び資質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き養成した指導者等が地域や現場でどのような活動を行っているかを把握するとともに、地域や現場のニーズを踏まえて必要に応じて事業内容の見直し・改善を図ることにより、指導者等の更なる資質向上につなげていただきたい。(p.33 参照) <p>【青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響等により減少した利用団体に再び利用していただくための対応策を講じていただきたい。(p.41 参照) <p>【青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関・団体等との連携を更に促進・強化することにより、青少年教育のナショナルセンターとして求められるニーズを把握するとともに、新たな業種と連携するなど、更なる活性化に努めていただきたい。(p.45 参照) ○ 公立の青少年教育施設等との連携を更に深化させるため、機構が実施した調査研究による成果やモデル事業・プログラムを全国の公立施設等で活用されるよう働きかけを強化するとともに、その活用事例の収集等、客観的な効果の把握に取り組んでいただきたい。(p.46 参照) <p>【青少年教育に関する調査研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き現代の青少年を取り巻く課題や国の施策との接続等を踏まえ、今後の青少年教育の振興に資する調査研究を実施していただきたい。(p.51 参照)

	<p>○ 調査研究による成果を普及し活用を図るとともに、引用数や個票データ数等による活用状況の把握に取り組んでいただきたい。(p. 51 参照)</p> <p>【青少年教育団体が行う活動に対する助成】</p> <p>○ 新規応募団体増加に向けた広報や新型コロナウイルス感染症の影響により応募が減少した地域へのアプローチにおいて、都道府県や地方教育施設と連携するなど、多様な広報手段により、応募件数の拡大及び参加者の増加に取り組み、青少年の体験活動等の機会や場の充実を図っていただきたい。(p. 62 参照)</p> <p>【共通的事項】</p> <p>○ 広報活動の好事例の共有や広報研修等の充実などに取り組み、組織全体の広報力を更に強化していただきたい。(p. 76 参照)</p> <p>【業務の効率化】</p> <p>○ 財務省が実施した令和元年度予算執行調査における、「支出の効率的な取組として、施設共通的な物品類について、一括調達の実施とともに競争入札の実施による効率化を徹底するべき。」との指摘を踏まえ、一括調達や他法人との共同調達などの費用対効果や効率化について、引き続き検証を行っていただきたい。(p. 84 参照)</p> <p>○ 一者応札の増加について、点検・見直し等を行い、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達に取り組んでいただきたい。(p. 85 参照)</p> <p>【自己収入の確保、固定経費の節減】</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少したことに伴い、収入が大幅に減少していることから、戦略的に利用者獲得や多様な財源確保の方策について検討いただきたい。(p. 100 参照)</p> <p>【情報セキュリティについて】</p> <p>○ 令和4年度は合計10件のセキュリティインシデントが発生しており、対策を十分に講じること。(p. 130 参照)</p>
<p>その他改善事項</p>	<p>【次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進】</p> <p>○ 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成推進事業の参加者の満足度評価のうち、満足に至らなかった理由を分析し、職員間で共有することで、事業の改善に取り組んでいただきたい。(p. 18 参照)</p> <p>○ 「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組について、数値あるいは事例報告など、成果を示すことを検討いただきたい。(p. 18 参照)</p> <p>○ 青少年の健全育成を更に推進するため、体験活動の経験が少ない親世代を巻き込んだ取組を提供するなど、家庭との連携を深めた事業を検討いただきたい。(p. 18 参照)</p> <p>○ 教科学習を深化させるプログラムの提供は、学校による利用の増加につながるのではないか。各教育施設によるプログラムの開発及び提供と実施のための条件整備に引き続き取り組んでいただきたい。(p. 18 参照)</p>

○ 全国的な活動をしている NPO 法人等の団体と連携することで、手が届きにくい層の子供たちにも体験活動を提供できるのではないか。検討いただき、全ての子供たちに良質な体験を提供していただきたい。(p. 19 参照)

【青少年教育指導者等の養成及び資質の向上】

○ 集団宿泊や野外活動の体験が乏しい保護者や教員も少なくないため、各教育施設の職員の安全研修だけでなく、引率者を対象とした事前の安全研修についても工夫していただきたい。(p. 34 参照)

【青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援】

○ 新型コロナウイルス感染症流行前の利用状態に戻すだけでなく、流行後のニーズを研究し、取組に反映していただきたい。(p. 41 参照)

【青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進】

○ 今後も民間企業等の多様な組織との連携促進に努めていただきたい。(p. 46 参照)

【青少年教育に関する調査研究】

○ 時代のニーズに即した新たなテーマに関する研究や国際比較研究など、関係者に注目される調査研究と成果の活用に今後も期待したい。(p. 52 参照)

【青少年教育団体が行う活動に対する助成】

○ 引き続き説明会の実施形態について新たな可能性を検討し、応募件数増加に向けて取り組んでいただきたい。(p. 62 参照)

【共通的事項】

○ 令和4年度は、新たなチャレンジ等による広報活動が行われており、引き続き新しい発想と工夫により、広報の充実を図っていただきたい。(p. 77 参照)

【業務の効率化】

○ 業務のデジタル化により、コミュニケーション不足が生じないように、対策を講じていただきたい。(p. 85 参照)

【効果的・効率的な組織の運営】

○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染症流行前と比較して総利用者が減少しているが、原因分析を行うとともに具体的な改善計画を立て、利用者の増加に向けて取り組んでいただきたい。(p. 92 参照)

	<p>【長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施】</p> <p>○ 老朽化施設の更新計画に基づいた改修を行うとともに、事業規模について検討いただきたい。(p.119 参照)</p> <p>【内部統制の充実・強化】</p> <p>○ 職員を対象とした「企画コンテスト」の実施、「2030年の機構の在り方検討会」、職員向け勉強会「未来塾」など、職員の育成と組織力の向上に取り組んでおり、今後も組織の更なる一体感の醸成を図りながら、機構の未来を担う人材育成に努めていただきたい。(p.134 参照)</p>
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	<p>○ 多様であるが故に、意識改革を全職員に伝えることが難しい。見直しができないまま走ってしまっている事業がいくつかある。</p> <p>○ 研究部門について、成果の公表をしてはいるが、あまり周知されておらず、今後の展開が期待される。</p> <p>○ 財政的に厳しい中、どのように維持管理・運営していくかが重要である。</p> <p>○ ナショナルセンターとして取組を全国に浸透させるため、全国の民間企業等との連携を進める必要がある。</p> <p>○ 本部と地方施設が同じ方向を向けるように連携していく必要がある。</p> <p>○ 子供たちに夢を届けるためにも、職員が元気になるような、夢のある組織に変革する必要がある。</p>
その他特記事項	—

※ 評定区分は以下のとおりとする。(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準 (以降「評価基準」とする)」p13)

S：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	<u>A○重</u>	<u>A○重</u>	-	-	-	<u>I-1</u>	
2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	A○	A○	-	-	-	<u>I-2</u>	
3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	<u>B重</u>	<u>B重</u>	-	-	-	<u>I-3</u>	
4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	A	A	-	-	-	<u>I-4</u>	
5. 青少年教育に関する調査研究	A○重	B○重	-	-	-	<u>I-5</u>	
6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成	B	B	-	-	-	<u>I-6</u>	
7. 共通的事項	A	A	-	-	-	<u>I-7</u>	

備考

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
1. 業務の効率化	B	B	-	-	-	<u>II-1</u>	
2. 効果的・効率的な組織の運営	B	B	-	-	-	<u>II-2</u>	
3. 予算執行の効率化	B	B	-	-	-	<u>II-3</u>	
III. 財務内容の改善に関する事項							
1. 自己収入の確保	B	B	-	-	-	<u>III</u>	
2. 固定経費の節減							
IV. その他業務運営に関する重要事項							
1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施	B○	B○	-	-	-	<u>IV-1</u>	
2. 人事に関する計画	B	B	-	-	-	<u>IV-2</u>	
3. 情報セキュリティについて	B	B	-	-	-	<u>IV-3</u>	
4. 内部統制の充実・強化	A	A	-	-	-	<u>IV-4</u>	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調査 No.」欄には、本評価書の項目別評定調査の項目別調査 No. を記載。

※5 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進		
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（青少年教育のナショナルセンターとして、次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動等の実施を通じて、効果的かつ効率的な事業実施に資する資料を全国の公立青少年教育施設や民間団体等に提示していくことは重要度が高い。） 困難度：「高」（多様化、複雑化する青少年に関する諸課題の解決のために、各施設が地域の実情に応じたプログラム開発や分析、普及などの事業展開を行っていくことは困難度が高い。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0054

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度		令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度
教育事業参加者の満足度	毎年度平均80%以上の参加者から「満足」を得る。	—	【目標】 平均80%以上 【実績】 90.1% 【達成率】	【目標】 平均80%以上 【実績】 89.3% 【達成率】	—	—	—	予算額（千円）	1,930,618	1,573,781	—	—	—

			112.6%	111.6%										
政策課題に対応した教育事業実施数	中期目標期間中に延べ1,100事業以上を実施する。	—	【目標】 220事業以上 【実績】 474事業 【達成率】 215.5%	【目標】 220事業以上 【実績】 462事業 【達成率】 210.0%	—	—	—	決算額（千円）	1,860,566	3,316,894	—	—	—	—
課題を抱える青少年を支援する体験活動事業実施数	年度毎に異なる対象やテーマで中期目標期間中に延べ160事業以上を実施する。	—	【目標】 異なる対象やテーマの体験活動事業32事業以上 【実績】 40事業 【達成率】 125%	【目標】 異なる対象やテーマの体験活動事業32事業以上 【実績】 71事業 【達成率】 221.9%	—	—	—	経常費用（千円）	1,696,283	1,909,044	—	—	—	—
グローバル人材志向率	毎年度平均80%以上を得る。	—	【目標】 平均80%以上 【実績】 92.6% 【達成率】 115.8%	【目標】 平均80%以上 【実績】 92.9% 【達成率】 116.1%	—	—	—	経常利益（千円）	▲185,056	▲153,760	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—	—

—	—	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト(千円)	2,490,146	2,700,855	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数	332	326	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
中期目標、中期計画、年度計画														
主な評価指標等		法人の業務実績・自己評価								主務大臣による評価				
		主な業務実績等						自己評価		評価		A		
<p><主な定量的指標></p> <p>【次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進】</p> <p>・教育事業参加者の満足度</p> <p>【社会の要請に応える体験活動等事業の実施】</p> <p>・政策課題に対応した教育事業実施数</p> <p>【課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進】</p> <p>・課題を抱える青少年を支援する体験活動事業実施数</p> <p>【グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進】</p> <p>・日本人の国際交流事業参加者のグローバル人材志</p>		<p><主要な業務実績></p> <p>機構では、青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能向上、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施している。教育事業の内容としては、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進している。</p> <p>令和4年度の次代を担う青少年の自立に向けた健全育成推進事業の実事業数（*1）は全ての地方教育施設で647事業、総参加者数は91,973人であった。また、参加者の満足度は89.3%であった。</p> <p>（*1）実事業数とは、実際に実施した事業の数（以下、*1の記載がある箇所について同じ）。</p> <p>1. 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発に係る国民運動等の推進</p> <p>「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を官民連携により推進するとともに、青少年の今日的な課題を踏まえ、体験活動の機会や場の充実、基本的な生活習慣の確立を定着させるため、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に向けて、より一層取り組んだ。</p> <p>（1）「体験の風をおこそう」運動の推進</p> <p>機構は、子供たちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する機運を高める「体験の風をおこそう」運動を青少年教育団体等と連携して進めている。</p> <p>① 体験活動の重要性に関する広報資料の作成・配布</p> <p>「体験の風をおこそう」運動では「読書・手伝い・外遊び」を子供の自立を促す重要な活動と位置付け、専用のチ</p>						<p><評価と根拠></p> <p>評価： A</p> <p>令和4年度は年度計画における数値目標を各事業において上回って達成した。</p> <p>「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動を運動させ、機構内はもとより関係機関等と横断的に連携し、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、事業やフォーラム等を実施・運営することで、青少年の体験活動等の重要性についてより一層の普及・啓発に着手することができた。</p> <p>「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進については、「早寝早起き朝ごはん」</p>		<p><評価に至った理由></p> <p>以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を目的とした事業を実施し、年度計画の目標値（80.0%）の111.6%に当たる89.3%の参加者から最上位評価である「満足」を得た。</p>				

向率

＜その他の指標＞

【「体験の風をおこそう」運動の推進】

- ・地域で「体験の風をおこそう」運動を進めるための、実行委員会未設置県に対する、機構本部及び近隣施設による働きかけ
- 【「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進】
- ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するための普及啓発資料の作成・配布
- ・各教育施設における、全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用した、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動の実施
- 【青少年教育に関するモデル的事業の推進】
- ・各教育施設による、地域の実情を踏まえた実践研究事業の実施、及びその

ラシやリーフレットを作成して普及啓発を行っている。令和4年度は令和3年度に引き続き、子供が家庭等身近な場所で行う体験活動の重要性を広く伝えるため、これらの広報資料を、教育施設を通じて希望のあった保育園や小学校に送付したほか、読書フォーラム等のイベントにおいても配布し、「読書・手伝い・外遊び」のWebサイトの運営や広報イベントへの出展等、多種多様な広報活動を展開した。

また、令和4年度「未来を拓く子供応援フォーラム」において、「体験の風をおこそう」パンフレットや「子どもの成長を支える20の体験」等の広報資料を配布し、普及・啓発に努めた。



図3-1 冊子「子どもの成長を支える20の体験」

さらに、リーフレット「社会を生き抜く力」並びに「早寝早起き朝ごはん」国民運動の啓発資料紹介チラシ兼ガイド発送依頼書等を、文部科学省主催の全国的な会議や機構主催の大規模会議、「こども霞が関見学デー」の企画展示等で参加者等に配布した。

各地方教育施設においても、令和3年度に引き続き、「体験の風をおこそう」運動のロゴ、施設のロゴやキャラクターなどを入れた除菌シート、消毒ミニボトル、リストバンド、ナップザック、手ぬぐい等、コロナ禍ならではの役立つグッズや、子供たちの使用頻度が高い野外活動役立つグッズなどを作成し、フェスティバルや自然体験関連事業等の参加者に配布した。また、地域の公立青少年教育施設や関係機関等と連携し、体験活動や幼児期の遊びの重要性について理解を深めるための資料と併せて、各施設・機関等が提供する体験活動イベント等を掲載したイベントカレンダーを作成・配布するなど、独自の方法で普及・啓発に努めた。

Webを活用した広報としては、「体験の風をおこそう」運動Webサイトにおいて、体験の風をおこそう推進月間の

の大切さを広めることを目的に、昨年度以上の家庭や教育現場に普及・啓発資料を配布した。

社会の要請に応える事業については、親子・幼児や青少年に対して、自然体験や読書活動、体験活動を通して自己成長や自己実現、防災や環境学習などESDに対応した事業を462事業実施し、年度計画の目標値である220事業を大きく超えて達成した。

青少年教育に関するモデル的事業の推進については、地域の実情を踏まえた研究テーマを設定し、関係機関・団体や大学の研究者等と連携した事業や、全国高校生体験活動顕彰制度「地域探究プログラム」を実施した。地域の課題に主体的に取り組みその解決に向けて実践していくことで、探究的な学びや体験活動の機会を拡充することができた。

課題を抱える青少年を支

1. 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進

(1) 「体験の風をおこそう」運動の推進

全国各地への体験活動のより一層の普及を目的として開催した「未来を拓く子供応援フォーラム」等で体験活動の重要性に関する広報資料を配布するとともに、「体験の風をおこそう」運動Webサイトを運用し、普及・啓発に努めた。

令和4年度の「体験の風をおこそう運動」推進月間の参加団体数は、令和3年度から249団体増加の794団体であり、社会全体で体験活動を推進するための気運の醸成に寄与した。

実行委員会未設置の15府県に対して、「体験の風をおこそう」運動推進事業の好事例をまとめた広報資料により、全国的な展開に向けて働きかけを行った。

<p>効果測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向けた、関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携して課題と成果のまとめ ・実際に使用した教材や指導案などの学習方法が活用されるよう地域の実情を踏まえた体験活動事業の実施 <p>【課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨、地震などの災害があった場合、被災地からの要望やニーズに対して、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供 <p><評価の視点></p> <p>上記指標のとおり。</p>	<p>イベント登録や全国で開催されるイベントの検索、「体験の風をおこそう」応援団の紹介、「読書・手伝い・外遊び」パンフレット等の資料をダウンロードできるページを設置・運用している。</p> <p>② 体験の風をおこそう推進月間事業</p> <p>推進委員会では、社会全体で子供の体験活動を推進し、その気運を高めていくため、毎年10月を「体験の風をおこそう推進月間」と定めている。また、この推進月間をさらに盛り上げるため、毎年10月第4土曜日を事業統一日とするとともに、子供や保護者を対象に、様々な競技性のある体験活動を実施する「子供体験遊びリンピック」の企画実施を併せて提案し、充実を図っている。</p> <p>令和4年度の「体験の風をおこそう推進月間」は、推進月間参加団体数は794団体（対前年度比249団体増）、事業数は1,755事業（対前年度比520事業増）であり、実施都道府県数は令和3年度に引き続き全都道府県となり、同運動の趣旨が全国的に広がりを見せている。</p> <p>③ 地域で運動を推進する体制の充実</p> <p>地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業の実施においては、全ての教育施設が中心となり、青少年教育に関わる複数の団体と連携して実行委員会を運営している。市町村と協働して体験の重要性を啓発する活動、小学校と連携して地域を清掃する活動等に取り組み、地域一体となった運動や、地域内で実施している自然体験や農業体験等の体験活動を取りまとめ情報誌として発行することで、体験活動の推進普及・啓発を行っている。</p> <p>令和4年度は、全国の32都道県（約7割）で35実行委員会が事業を実施した（表3-1参照）。</p> <p>また、実行委員会未設置の15府県に対し、機構本部と地方教育施設とが連携し、地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業の好事例をまとめた広報資料を作成し、教育委員会等を複数回訪問するなどして、本事業の実施や実行委員会を設置するメリット等について説明や意見交換を重ねるなど、本運動の全国的な展開に向けて働きかけの充実を図っている。</p> <p>表3-1 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業の実施による事業名一覧</p> <table border="1" data-bbox="454 1265 1556 1465"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>実施都道府県名</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">北海道</td> <td>令和4年度北海道「体験の風をおこそう」運動推進事業</td> </tr> <tr> <td>「体験の里」日高から体験の風をおこそう運動</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>岩手県</td> <td>令和4年度みちのく「体験の風をおこそう」運動推進事業</td> </tr> </tbody> </table>	No.	実施都道府県名	事業名	1	北海道	令和4年度北海道「体験の風をおこそう」運動推進事業	「体験の里」日高から体験の風をおこそう運動	2	岩手県	令和4年度みちのく「体験の風をおこそう」運動推進事業	<p>援する体験活動事業の推進については、企画段階から関係機関と連携を図り、異なる対象やテーマで26教育施設において71事業実施し、年度計画の目標値である7施設32事業を大きく超えて達成した。</p> <p>グローバル人材の育成を見据えた国際交流事業の推進については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、相互交流を行う事業を中止もしくは延期することとなったが、令和2年度及び3年度のオンライン会議ツールを活用した事業の蓄積を踏まえ実施したことにより、例えば、日独青少年交流事業の参加者のアンケートからは、「コロナ禍において制限がある中、県外・国境を越えて共通項をもった同世代の方々と知り合い刺激を受けたことは宝物になった」「普段体験できない異文化交流の機会をいただき、自分の活動に対する将来像やモチベーションの向上に</p>	<p>（2）「早寝早起朝ごはん」国民運動の推進</p> <p>より多くの国民に認識・実践してもらうため、令和4年度は、延べ13万7千部の普及・啓発資料を幼稚園や学校等に配布した。</p> <p>全ての教育施設において「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起朝ごはん」国民運動とを連動させた取組を実施し、普及・啓発に取り組んだ。</p> <p>（3）社会の要請に応える体験活動等事業の実施</p> <p>社会の要請に応える体験活動を推進するために、令和4年度は、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業など、政策課題に対応した教育事業として、目標値</p>
No.	実施都道府県名	事業名											
1	北海道	令和4年度北海道「体験の風をおこそう」運動推進事業											
		「体験の里」日高から体験の風をおこそう運動											
2	岩手県	令和4年度みちのく「体験の風をおこそう」運動推進事業											

	3	宮城県	宮城県「体験の風をおこそう」運動推進事業	<p>繋がった」などの声が寄せられた。</p> <p>また、「SDGsを踏まえた外国語を使った国際交流プログラム開発事業」をはじめ、国内での国際交流活動を充実させることを目的とした事業を実施するなどの取組を行った結果、年度計画の目標値であるグローバル人材志向率80%を超えて達成した。</p> <p>以上の理由により、A評定とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>「体験の風をおこそう」運動については、推進月間事業の登録団体数をさらに充実させるために、推進月間事業の推進方法や登録・報告方法について検討する。</p> <p>「早寝早起き朝ごはん」国民運動については、インターネットやゲームの使用時間の増加など、子供たちの生活の夜型化が懸念されており、「早寝早起き朝ごはん</p>	<p>(220事業)の210.0%に当たる462事業を実施した。</p> <p>2. 青少年教育に関するモデル的事業の推進</p> <p>青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を推進するため、関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携しながら、実践研究事業を25教育施設で実施し、中間報告を取りまとめた。</p> <p>地域の教育的課題に対応したプログラムを推進するため、令和4年度は27教育施設が7グループに分かれて連携しながら、令和3年度に設定した教育テーマに基づいた事業を実施し、プログラム開発を進めた。</p> <p>また、全国高校生体験活動顕彰制度「地域探求プログラム」を実施し、オリエンテーション合宿には、25教育施設で653人が参加した。実践活動や報告書の作成、口頭発表等を通して、「郷土や自然に愛着を持</p>
	4	秋田県	令和4年度 オール秋田で「体験の風をおこそう」運動推進事業		
	5	山形県	「神室から体験の風をおこそう」運動		
			「朝少から体験の風をおこそう」推進事業		
	6	福島県	会津・山形「体験の風をおこそう」運動推進事業		
			令和4年度「体験の風をおこそう」運動県南地域展開事業		
	7	茨城県	いばらきっ子「体験の風をおこそう」運動推進事業		
	8	群馬県	群馬県からっ風「体験の風をおこそう」運動推進事業		
	9	東京都	東京都「体験の風をおこそう」運動推進事業		
	10	新潟県	新潟県 地域ぐるみで体験の風をおこそう「体験の風プロジェクト」		
	11	富山県	富山から「体験の風をおこそう」運動推進事業		
	12	石川県	親子でつくろう体験の和		
	13	福井県	福井県「体験の風をおこそう」運動推進事業		
	14	長野県	「信州 体験の風をおこそう」運動推進事業		
	15	岐阜県	飛騨・高山「体験の風をおこそう」運動推進事業		
	16	静岡県	令和4年度 静岡県「体験の風をおこそう」運動推進事業		
	17	兵庫県	令和4年度淡路島から体験の風をおこそう推進事業		
	18	奈良県	体験の風をおこそう from うだ		
	19	和歌山県	わかやま「体験の風をおこそう」運動推進事業		
	20	鳥取県	鳥取県「体験の風をおこそう」運動推進事業		
	21	島根県	三瓶地域協育ネットワーク		
	22	岡山県	岡山県地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業		
	23	広島県	山・海・島から「体験の風をおこそう」運動推進事業		
	24	山口県	山口・地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業		
	25	愛媛県	愛媛から「体験の風をおこそう」運動推進事業		
	26	高知県	むろと黒潮・体験の風をおこそう運動		
	27	福岡県	福岡県「体験の風をおこそう」運動推進事業		
	28	長崎県	佐賀・長崎 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業		

29	熊本県	熊本「体験の風をおこそう」運動推進事業
30	大分県	令和4年度大分県地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業
31	鹿児島県	鹿児島・宮崎「体験の風をおこそう」運動推進事業
32	沖縄県	沖縄県「体験の風をおこそう」運動 in 沖縄

④ その他

令和3年度から、家庭において家族で取り組めるような体験活動に関する動画コンテンツを、YouTube チャンネル「体験ちゃん」で配信している。本チャンネルでは子供や親子を対象とし、「おうちで・家族と一緒に・簡単にチャレンジできる」体験や遊びを紹介することをコンセプトに、①自然体験、②文化体験、③生活の知恵、④科学学習、⑤スポーツ・運動、⑥創作活動など様々なジャンルの中から視聴者が興味を持ち実施しやすい内容を取り上げ、令和4年度は合計44本配信した。

また、「体験の風をおこそう」運動では、全国的に知名度があり、本運動に賛同する著名人を応援団に任命し、子供の成長にとって体験がいかに重要であるかを全国各地でPRしてもらうとともに、子供たちの体験活動の場と機会の充実に努めている。

令和4年度は、プロ棋士の瀬川昌司氏、サイエンスナビゲーターの恐竜くん、女子レスリングの伊調馨氏の3名を新たに応援団に迎えた。

(2) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

機構は、青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会（以下、「全国協議会」という。）の事務局として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に積極的に取り組んでいる。

① 普及・啓発資料等の作成・配布

「早寝早起き朝ごはん」国民運動を積極的かつ効果的に普及し、より多くの国民に認識・実践してもらうため、普及・啓発用資料としてポスター、チラシ、ガイドブック、データ集、大型絵本、朝ごはんポケットレシピ集を作成・配布している。

令和4年度は、上記を含めた普及・啓発資料等15種類、延べ約13万7千部を幼稚園や学校等に配布した。併せて、「朝ごはんポケットレシピⅢ」を3月に作成し、令和5年4月以降に配布する予定としている。

ん」国民運動のより一層の普及啓発が重要である。全国協議会と連携しながら、子供たちが自ら基本的な生活習慣の重要性に気付き実践できるような新たな取組を検討する。

新型コロナウイルス感染症への対応が変化していく状況の中で、コロナ禍で体験の機会を奪われた子供たちに、夏の長期休暇等のまとまった期間に多くの体験活動の場と機会を提供するなど、社会の変化や地域のニーズに応える教育事業を実施していく。

国際交流事業については、新型コロナウイルス感染症による制限等が緩和され、令和5年度以降実地交流が本格的に再開されることから、日本国内外の関係機関へのヒアリング等を行うなどして、事業実施の在り方を再確認するとともに、これまでオンライン会議ツールを活用した実績を基に実地交流・オンライン

ち、新たな価値を創造する高校生の育成」に取り組んだ。

3. 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

令和4年度は、児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など、課題を抱える青少年を支援する事業として、目標値(異なる対象やテーマで32事業以上)の221.9%に当たる71事業を実施した。

児童養護施設や母子生活支援施設等と連携し、困難な環境にある1,357人の子供を対象に、生活・自立支援キャンプを実施したほか、課題を抱える880人の子供を対象に、特定の課題をテーマとした予防事業を実施するなど、それぞれのニーズに合わせた体験活動を提供した。

	<p>② 教育施設における基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動</p> <p>機構では、全国協議会が作成する普及・啓発資料等を活用しながら、生活リズムに関する普及・啓発事業を実施している。</p> <p>令和4年度は全ての教育施設において、「体験の風をおこそう」運動と本国民運動とを連動させた取組など、創意ある普及・啓発に取り組んだ。</p> <p>【取組事例】「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動の連動</p> <p>ア. 教育事業において、様々な体験活動を行うとともに、「早寝早起き朝ごはん」に取り組むことが生活リズムの向上にとって良い旨を話し、消灯時間よりも早めに就寝するとともに、起床後は身支度や清掃などに手際よく取り組むことで、規則正しい生活習慣の大切さを意識できるようにした（乗鞍）。</p> <p>イ. 朝のつどいにおいて、基本的な生活習慣の大切さ、早起きの効果、体験活動の大切さなどについて伝えた（赤城）。</p> <p>ウ. 教育事業において、活動内容に関連付けながら、子供たちの健全育成に必要な体験活動の重要性、早寝や早起きをする、朝食を食べることなど生活習慣を整えることの大切さを、開会式での挨拶などを通して参加者に伝え、それらの意義の周知を図った（大洲）。</p> <p>エ. 「オープンハウス2022」では、読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせを行い、その中で「にこにこげんきのおまじない」の大型絵本を利用し「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝える機会を設けることができた。またそのブースでは、制作体験を実施し、楽しみながら親子で体験する場を提供することができた（中央）。</p> <p>オ. 本部では、「体験の風をおこそう」運動と、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動した取組として、「未来を拓く子供応援フォーラム」を開催した。本フォーラムは、これまで別で開催していたフォーラムを、全国各地への体験活動のより一層の普及を図ることを目的として合同で実施した。トークショーのゲストとして北島康介氏を招き、幼少期からの生活習慣と様々な体験から成功につながる成果についてお話をいただいた。また、シンポジウムでは、生活習慣と体験活動の連動により、今後の青少年育成に向けたヒントを関係者に伝えるような内容とした。併せて、より多くの青少年教育関係者等に参加いただくため、従来の広報先に加え、新聞紙面での記事掲載、新聞社を通じての折込チラシ配布、オリンピックセンターのLINE登録者への周知、地元町内会への広報等を強化し、172名の参加があった。また、新型コロナウイルス感染症第8波の影響も考慮し、会場に来られない視聴希望ニーズに応じるため、オンライン同時配信も実施し、302名の参加があった。</p>	<p>交流双方の特性を活用し、例えば、事前研修をオンラインで実施したりするなど、効率的・効果的なプログラムを行うようにしていきたい。</p>	<p>4. グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進</p> <p>令和4年度はオンライン会議ツールを活用しながら、青少年及び青少年教育指導者等の相互交流を行う事業や青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を24事業実施し、874人（日本人709人、外国人165人）が参加した。日本人参加者の事業参加後のアンケートでは、外向き志向率について、目標値（80%）の116.1%に当たる92.9%の参加者から肯定的な回答を得た。</p> <p>「日中韓子ども童話交流事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響で延期することとなったが、代替事業として「子ども童話体験交流事業」を日本単独で実施した。</p> <p>SDGsの観点を盛り込み外国語を使って国際的な交流を深めるプログラムを新たに開発し、民間団体等への</p>
--	--	--	---

	<p>本部では、地域に出向いて行う普及・啓発事業（15 事業）を実施するとともに、地域で団体等が行う普及・啓発活動の支援（3 団体）を行った。また、文部科学省と連携して、子供の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、地域一丸となって取組を推進するための機運の醸成を図るフォーラム事業（2 事業）、中学生を対象とした効果的な手法等を開発するための推進校事業（11 事業）を実施した。</p> <p>熊本県御船町立御船中学校では、PTA 家庭部との連携で朝食レシピコンクールと基本的な生活習慣啓発標語コンクールを実施し朝食を自分から摂取するスキルや態度を育むための取組をしたほか、日常的な指導として生活ノートを作成し、就寝時刻、スマートフォンやゲーム機等の使用時間を記録することで、生徒の自己管理能力の育成に育んだ。</p> <p>（3）社会の要請に応える体験活動等事業の実施</p> <p>機構では、社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通した自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などの ESD に対応した教育事業などを実施している。令和 4 年度の実事業数（* 1）は、全ての教育施設で目標値の 220 事業を上回る 462 事業であった。</p> <p>① 自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する事業</p> <p>親子・幼児を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業を 298 事業（* 2）実施した。</p> <p>（* 2）事業数とは、各教育事業区分に該当する事業の数（以下、* 2 の記載がある箇所について同じ）。</p> <p>② 体験活動を通した自己成長や自己実現等を図る事業</p> <p>青少年を対象に体験活動を通した自己成長や自己実現等を図る教育事業を 102 事業（* 2）実施した。</p> <p>③ 防災・減災教育事業</p> <p>広域防災補完拠点としての認知度を広め、地域の方々が防災・減災について学べる拠点となるよう、防災・減災教育事業を 17 事業（* 2）実施した（第 11 章 2.（2）参照。以下、「第○章参照」とあるものは、令和 4 年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書の章を指す）。</p> <p>④ ESD に対応した教育事業</p> <p>体験活動を踏まえた環境学習などの ESD に対応した教育事業を 7 事業（* 2）実施した。</p>	<p>普及啓発を図ることを目的に、「SDGs を踏まえた外国語を使った国際交流プログラム開発事業」を 5 教育施設で実施したほか、教育委員会等と連携し、英語による体験活動や異文化理解のための事業を 5 教育施設で実施した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験活動をより一層推進するため、事業実施による成果を社会に広く伝えるための方策を講じるとともに、体験活動の普及・啓発に際してアウトカムの把握や情報発信に取り組んでいただきたい。 ・「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」において、公的機関等が行う体験活動に参加しなかった理由として挙げられた項目（「子どもが関心を示さないから」「団体や行事があることを知らないから」等）に
--	--	--

2. 青少年教育に関するモデル的事業の推進

次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を推進するため、令和4年度は「実践研究事業」、「特色あるプログラム事業」、「全国高校生体験活動顕彰制度に関連する事業」を実施した。

(1) 実践研究事業の実施

機構では、青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を推進するため、事業のねらいに対応した体験活動の効果測定等に関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と協働で行い、その重要性の普及に努めている。2年目の令和4年度は関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携したうえで、実践研究事業を25地方教育施設で実施し(夜須高原・大隅は新型コロナウイルス感染症の拡大により事業は中止)、中間報告として取りまとめた。

表3-2 実践研究事業一覧

No	施設	研究テーマ
		連携団体・研究者等
1	大雪	みんなの登山物語～登山を通して能力を鍛えよう～ 青少年教育研究センター
2	岩手山	「自助」「共助」の心を育む防災教育の充実 東京都立大学野元氏、NPO 法人古館まちづくりの会、他
3	磐梯	健康的な生活習慣のきっかけづくり～「食育」と「運動習慣づくり」から～ 磐梯山ジオパーク協議会、福島大学、他
4	赤城	無限大キャンプにおける「社会的能力の変容」「屋外の体験活動が眼に与える影響」について 國學院大學人間開発学部、慶應義塾大学医学部、他
5	能登	体験活動を通じた多様な相手とのコミュニケーション能力の涵養 羽咋市教育委員会、金沢大学、他
6	乗鞍	同じ参加者で2回に分けてキャンプを実施することによる教育効果の検証 至学館大学
7	中央	中学生による探究学習×地域創造・地域連携

対応する施策を検討いただきたい。

<その他事項>

- ・次代を担う青少年の自立に向けた健全育成推進事業の参加者の満足度評価のうち、満足に至らなかった理由を分析し、職員間で共有することで、事業の改善に取り組んでいただきたい。
- ・「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組について、数値あるいは事例報告など、成果を示すことを検討いただきたい。
- ・青少年の健全育成を更に推進するため、体験活動の経験が少ない親世代を巻き込んだ取組を提供するなど、家庭との連携を深めた事業を検討いただきたい。
- ・教科学習を深化させるプログラムの提供は、学校による利用の増加につながるのではないかと。各教

		静岡大学、常葉大学、御殿場市、御殿場青年会議所		<p>育施設によるプログラムの開発及び提供と実施のための条件整備に引き続き取り組んでいただきたい。</p> <p>・全国的な活動をしているNPO 法人等の団体と連携することで、手が届きにくい層の子供たちにも体験活動を提供できるのではないかと検討いただき、全ての子供たちに良質な体験を提供していただきたい。</p>
8	淡路	地域創生型の自然体験活動が環境保全意識および地域貢献意識に与える影響 兵庫県立淡路景観園芸学校、HikobaeWorks、他		
9	三瓶	登山による集団宿泊研修を通じた「自己を見つめ、他者とつながる人間力の育成」の研究 島根県立大学、大田市教育委員会、大田市立仁摩小学校		
10	江田島	海洋環境活動を通じた環境保全・保護への意欲向上 江田島市教育委員会、大柿自然環境体験学習交流館「さとうみ科学館」、 広島大学、広島県立総合技術研究所水産海洋技術センター、他		
11	大洲	教員として必要な資質能力の育成に寄与する教育事業の在り方 愛媛大学、松山東雲女子大学、他		
12	阿蘇	やり遂げる力、自立的行動習慣の育成を目指す 熊本大学		
13	沖縄	防災キャンプで育てる「生きる力」 琉球大学、沖縄県教育委員会、渡嘉敷村、渡嘉敷村教育委員会、他		
14	日高	自然体験活動が子供のレジリエンスに与える影響について 北海道教育大学岩見沢校		
15	花山	課題を抱える青少年に対する体験活動の効果 宮城県立こども病院、東北学院大学、東北大学大学院、宮城県教育庁、他		
16	那須甲子	「防災力」を育む防災教育プログラムについて 福島大学		
17	信州高遠	長期キャンプにおける「学びに向かう力、人間性等」の変容 信州大学、長野県山岳総合センター、南信州山岳ガイド協会		
18	妙高	統合型長期キャンプにおける参加者の自己肯定感を育む手立ての有効性 信州大学、筑波大学、国際自然環境アウトドア専門学校、他		
19	立山	幼児期からの環境学習 金沢大学、富山県民間保育連盟、富山県退職校長会、他		
20	若狭湾	豊かな海を守るため、身近な私たちの生活の中から改善していく方法の検討		

		びわこ成蹊スポーツ大学、富士自然教育研究所所長 白井氏、やまなみ保育園元園長 大森氏、 グランストリーム代表 大瀬氏
21	曾爾	発達に特性のある児童の自己肯定感及び社会性の変容 奈良教育大学
22	吉備	長期キャンプが子供の心と体に及ぼす変容について 中国短期大学、日本ボーイズスカウト岡山連盟、岡山県小学校校長会、他
23	山口徳地	自己有用感・自己肯定感の醸成を目指した意図的な体験学習サイクルの取り入れ方 山口大学
24	室戸	幼児期に必要な体の動きを遊びながら身に付ける 高知大学、認定こども園田野っ子
25	夜須高原	子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究 福岡教育大学
26	諫早	危険を予測し、安全のために主体的に行動することができる防災 減災教育プログラムの開発 諫早市危機管理課、諫早消防署、長崎大学、他
27	大隅	児童生徒の生きる力の向上と自立を目指した海洋スポーツの効果に関する研究 鹿児島海上保安本部、鹿屋体育大学、鹿屋市、垂水市、他

(2) 特色あるプログラム事業の実施

機構では、地域の教育的課題に対応したプログラムを推進するため、全ての教育施設で SDGs の視点に沿った教育テーマを設定し、地域に貢献するプログラム開発を行っている。

令和4年度は 27 施設が 7 グループに分かれて連携しながら、教育テーマに基づいた事業を実施するなど、プログラム開発を進めた（事業実施では 27 施設中、沖縄は度重なる天候不良により海洋体験が実施できず中止となった）。

表 3-3 各施設の教育テーマ一覧

グループ	教育テーマ	
	施設	事業内容
A	環境教育	

		赤城	赤城山を活用した教科体験学習		
		妙高	森林環境学習「みどりの学習」		
		信州高遠	環境教育の推進（ESDの視点で捉え直した自然体験活動）		
		乗鞍	自然と語り、新しい自分に出会う（※自然とは、ネイチャーとありのままの自分）		
		立山	幼児期からの環境教育		
		曾爾	ススキの大草原から学ぶ森林環境教育		
		山口徳地	温かい心の醸成（環境教育）		
	B	環境教育（海洋）			
		若狭湾	海の環境教育		
		江田島	海洋環境に視点を置いた環境教育の充実		
		大隅	海の環境学習		
		沖縄	海洋体験を通じたよりよい環境の創造		
	C	減災・防災教育			
		日高	安全教育(防災)		
		岩手山	「自助」と「共助」の心を育む防災教育の充実		
		淡路	防災教育		
		諫早	減災・防災教育		
	D	ジオ教育			
		大雪	ジオ教育		
		花山	ジオパークから学ぶ大地のつながり・豊かな恵み		
		室戸	ジオ教育		
		阿蘇	阿蘇は生きている～ジオパークの視点でとらえる阿蘇の自然と文化～		
	E	伝統・文化教育			
		吉備	「郷土岡山を大切に作る心」の育成		
		夜須高原	夜須高原の里地里山「地域の文化」体験を通じたESD		
		国際理解教育			
		能登	国際理解		

F	主権者教育	
	中央	SDGs への理解を深め、新しい社会の担い手となる教育の推進
	インクルーシブ教育	
	那須甲子	障がいのある子供たちが「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進
	健康教育	
	磐梯	健康的な生活習慣のきっかけづくり～「食育」と「運動習慣づくり」から～
G	野外教育	
	三瓶	自己を見つめ、他者とつながる人間力の育成
	大洲	やり抜く力の育成

(3) 全国高校生体験活動顕彰制度「地域探究プログラム」に関連する事業

本制度は、平成 30 年度に設置した有識者による委員会にてプログラムや顕彰の在り方を検討し、「郷土や自然に愛着を持ち、新たな価値を創造する高校生の育成」を目的として令和 2 年度より本格的に実施している。

取組を段階的に分けており、ステップ 1「地域探究トライアル」では、探究の手法を用いた学習の場となる「オリエンテーション合宿」及び地域での「実践活動」を行い、その学びと成果を実践活動報告書にまとめる。ステップ 2「地域探究アワード」では体験活動を積極的に行った高校生を評価することを目的として、実践活動報告書や口頭発表をもとに顕彰を行う。顕彰に当たっては、各地方での予選となる「地方ステージ」と代表者が集う「全国ステージ」を実施することとしている（図 3-4 参照）。

令和 4 年度は、オリエンテーション合宿が 25 施設で実施され、653 人が合宿に参加した。合宿に参加した高校生は、その学びを活かして地域での実践活動に取り組み、最終的に 269 人が実践活動報告書を提出し、修了認定を受けた。地方ステージは全国 8 ブロックの会場で開催され、116 人が参加した。その後、地方ステージで代表となった 33 人が、センターにて開催した全国ステージに出場し、同じ志を持った高校生同士の交流と、各地域で取り組んだ活動について口頭発表を行い、最も優秀な発表者に文部科学大臣賞が授与された。

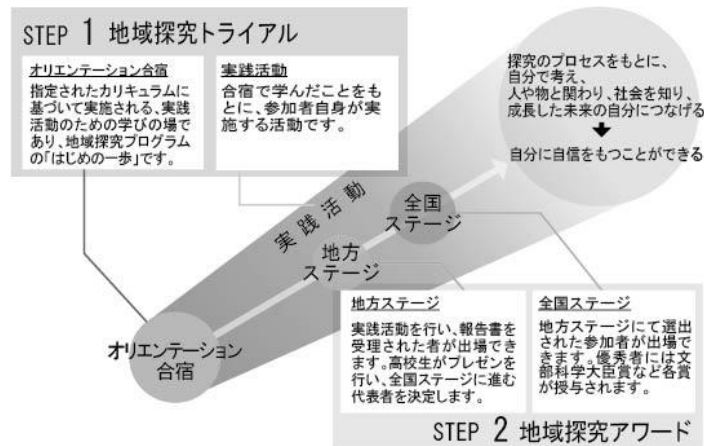


図3-4 全国高校生体験活動顕彰制度 構成図

3. 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

機構では、児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援する事業を73事業（*2）実施した。そのうち、異なる対象やテーマの体験活動事業を26地方教育施設で71事業実施した。

(1) 生活・自立支援キャンプ

困難な環境にある子供を対象にそれぞれのニーズに合わせた体験活動の充実を図るために、児童養護施設や母子生活支援施設等と連携した事業を、全ての教育施設で46事業（*2）実施し、1,357名の参加者を得た。

(2) 課題を抱える青少年の支援や予防事業

課題を抱える子供を対象にそれぞれのニーズに合わせた支援事業や中1ギャップ等の特定の課題をテーマとした予防事業を27事業（*2）実施し880人の参加者を得た。

【取組事例】マイチェンジプロジェクト（立山）

立山では、富山市、魚津市、滑川市の適応指導教室及び立山区域小学校特別支援教育部会と連携し沢歩きや登山、野外炊事、そり滑り等、季節に応じた自然体験活動を実施した。

本事業は、登校することに困難を抱え、家に引きこもりがちであったり、発達障害などの課題を抱えたりしている

	<p>児童・生徒が、立山の大自然の中で活動することで、開放感や爽快感、達成感を味わうとともに、共同生活や様々な活動の中で仲間と協力したり、楽しさを共有したりすることで、自分や仲間のよさに気づき、自己肯定感を高め、自立に向かう児童・生徒を育てるための機会とすることを目的に事業を実施した。</p> <p>適応指導教室との連携事業では、登校することに困難を抱える児童・生徒が立山の大自然の中で、仲間とともに過ごし、自然体験活動を通して基本的な生活習慣を身に付け、社会の一員として自立していくための基礎基本を育てるように、子供たちが自己決定できる機会を用意した。これにより、責任を持って行動したり、達成感を味わったりできるようにするとともに、子供の取組のよさを認めたりほめたりして、自己肯定感を高めることに繋がるように配慮した。また、立山区域小学校特別支援教育部会との連携事業では、特別支援学級に在籍する児童・生徒が、自然体験活動を通して、様々な活動に対する意欲やコミュニケーション能力を高められるように、年間4回の事業の中で、季節ならではの活動プログラムを計画し、じっくりと自然体験活動ができるように配慮した。</p> <p>連携機関スタッフから、「自然の中で、体や五感を使って、季節や生き物を見て感じて、子供たちのとても良い表情が見られてよかった」などの感想が寄せられた。</p> <p>(3) その他（青少年の“自立する”力応援プロジェクト）</p> <p>機構では、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）を受けて、平成26年度に「青少年の“自立する”力応援プロジェクト」を立ち上げ、子供の貧困対策に係る取組について、「生活・自立支援キャンプ」の実施、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポーター制度」の創設を行った。</p> <p>① 生活・自立支援キャンプ（第3章3.（1）参照）</p> <p>② 子どもゆめ基金による支援（第8章参照）</p> <p>「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費、宿泊費などの自己負担経費を特に助成の対象とすることで、参加者の負担が軽減されるよう平成27年度から措置を講じている。</p> <p>令和4年度においては、97件（令和3年度109件、対前年度比12件減）の活動に支援した。</p> <p>具体的には、ひとり親家庭の親子を対象に、ハイキングや野外炊事などの体験活動を通して、親子で楽しめる時間を共有し絆を深めるとともに、火起こしから調理、片付けに至るまで各行程に関わることを通して、仲間と協力することの大切さについて学んだり、主体性や自立心を育んだりする機会を提供した。</p> <p>また、児童養護施設の子供たちを対象に、山・川・海での活動を通し、自分たちの暮らしが自然に支えられている</p>		
--	--	--	--

ことを体験するとともに、自分が捕まえた魚を調理することで自然の生態系について学び、食について考える機会となった。また、地引網体験や養殖体験などを通して、漁業という職業について学び、将来について考える活動を行った。

③ 学生サポーター制度

本制度は、経済的に困難な状況にありながら高等教育機関において勉学に励む学生に、機構の実施する教育事業の支援及び補助や各教育施設の整備等を行うことに対する報酬を支給することにより、学生の生活及び自立の支援を図ることを目的として平成 27 年度から実施している。

令和 4 年度は 11 人の学生サポーターを教育施設に配置した。学生サポーターは、生活・自立支援キャンプをはじめとする各教育事業の運営補助や各教育施設の整備等の業務に携わっている。

募集に当たっては、全国社会福祉協議会や全国市長会、子供の未来を応援する首長連合に周知を依頼したほか、全国町村会が発行する「町村週報」への掲載を通して、全国の町村長にも周知した。

表 3-4 令和 4 年度学生サポーター配置状況

センター	赤城	江田島	山口徳地	諫早	合計
7人	1人	1人	1人	1人	11人

表 3-5 令和 4 年度学生サポーター在学機関

大学	短期大学	高等専門学校	専門学校	合計
11人	0人	0人	0人	11人

4. グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

機構では、青少年の異文化理解の増進を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年及び青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施している。

令和 4 年度は、令和 2 年度及び 3 年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限及び入国に関する制限措置により、通常の実施形態での実施が困難であったことから、関係機関との調整により、相互交流を行う事業を中止もしくは延期することとなった。一方、令和 2 年度及び 3 年度にオンライン会議ツールを使用した事業実施の蓄積を踏まえ、令和 4 年度は 24 事業を実施し、参加者数は 874 人（日本人 709 人、外国人 165 人）であった。日本人参加者

の参加後のアンケートでは、「世界に貢献したい」、「外国の人との交流を通して自分の可能性を広げたい」、「交流した外国の人と将来も繋がりを持ちたい」といった「外向き志向」を含むグローバル人材志向に関する質問に対し、92.9%から肯定的な回答を得ることができた。

(1) 海外の青少年及び青少年教育指導者等の交流事業

「日独青少年交流事業」は、日本とドイツの両国政府主催の事業であり、両国間の理解と親善を深め、青少年交流の発展を図るため、文部科学省の委託を受けて実施した。

具体的には、青少年指導者を対象とした「日独青少年指導者セミナー（テーマ：A1（若者を取り巻くメディア環境）、A2（子供と若者の貧困）」）、ボランティア活動を行っている学生を対象とした「日独学生青年リーダー交流事業（テーマ：若者の社会参画）」の3事業について、派遣と受入を一本化し、オンライン形式によりそれぞれ合同で実施した。また、勤労青年を対象とした「日独勤労青年交流事業（テーマ：男女ともに輝く働き方）」については、派遣と受入ごとにそれぞれオンライン形式で実施した。

「日韓高校生交流事業」は、日本と韓国の高校生の相互交流を通して、高い国際感覚を備えた青少年の育成を目的に、文部科学省の委託を受け、派遣と受入を一本化し、オンライン形式により合同で実施した。

マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、パラオ共和国との相互交流事業である「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」は、派遣と受入を一本化し、オンライン形式により合同で実施した。

日本、中国、韓国の3か国で巡回開催をしている「日中韓子ども童話交流事業」については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、関係機関との調整により、令和5年度に延期することとなったが、代替事業として、日本人参加者を対象に「子ども童話体験交流事業」を日本単独で実施した。また、「韓国青少年活動振興院との協定事業」及び「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」については中止することとなった。

【取組事例】日韓高校生交流事業

本事業は、日本と韓国の高校生の相互交流を通して、高い国際感覚を備えた青少年の育成を趣旨として実施した。

例年、日本の高校生の派遣（5日間）及び韓国の高校生の受入（5日間）を実施していたが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、実地交流を中止することとなった。

そこで、韓国側の主催機関である韓国国立国際教育院、及び実施機関である長安大学との間で、両国の高校生が何らかの形で交流事業を継続するため検討を重ねた結果、オンライン会議ツールを使用した形で相互交流を行うこととし、日本側生徒29名・韓国側生徒24名が参加し、10月から11月にかけての毎週土曜日、計3日間実施した。

令和3年度の事業を通して、本事業の参加者は相手国に高い興味・関心を持っており、「相手国に関する質問を

	<p>考える」ことは特段苦勞しないものの、「相手国の参加者から自国のことに関する質問をされる」際には回答に窮することもあることが見受けられた。これを踏まえ、令和4年度のプログラムでは、高校生の関心が高いアニメやアイドル等のポップカルチャーに関する講義を受け、相手国の参加者に対して質問を行い、質問に対してその場で回答する形式で質疑応答を行う機会を増やした。参加者は相手国の言語で発表することに苦戦する様子も見受けられたが、通訳や進行役のサポートもあり、回を経るごとに高校生活や音楽・食文化など身近な話題などについて相手国ばかりでなく自国の内容も含めて意見交換を行い、その後の自由交流ではリラックスした様子で交流を楽しんでいた。</p> <p>終了後、参加者からは「私が母国の文化をたくさん理解し、教えることができる存在になれば、さらに自信をもって海外に行って交流ができると感じた。本プログラムは、私にとって大いに成長できる、素敵なお機会だった。」との声が寄せられた。</p> <p>(2) 国内での国際交流事業</p> <p>各地方教育施設では、SDGsの観点を盛り込み外国語を使って国際交流を深めるプログラムを新たに開発し、民間団体等への普及啓発を図ることを目的に、令和4年度から「SDGsを踏まえた外国語を使った国際交流プログラム開発事業」を5施設（センター、磐梯、立山、曾爾、室戸）で実施した。</p> <p>また、国際交流活動を充実させることを目的として、5施設（能登、中央、阿蘇、吉備、諫早）において、教育委員会等と連携し、英語による体験活動や異文化理解のための活動等の独自の事業を実施した。</p>		
--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>—</p>

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上		
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（我が国の青少年教育施策を具体化していくためにも、青少年教育指導者の養成は重要な事業の一つである。全国にある国公立青少年教育施設・民間団体等の職員に対する指導力の向上は、青少年教育のナショナルセンターである機構として重点的に取り組むべき事項である。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0054

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度		令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度
青少年教育指導者等養成・研修事業参加者の満足度	毎年度平均80%以上の参加者から「満足」を得る。	—	【目標】 平均80% 以上 【実績】 91.2% 【達成率】 114%	【目標】 平均80% 以上 【実績】 90.4% 【達成率】 113%	—	—	—	予算額（千円）	734,252	598,539	—	—	—
研修後の実務	—	—	【目標】	【目標】	—	—	—	決算額（千円）	708,786	1,256,110	—	—	—

に対する有効度 【自然体験指導者研修・安全管理研修・教員免許状更新講習】			70%以上 【実績】 95% 【達成率】 135.7%	70%以上 【実績】 91.3% 【達成率】 130.4%										
絵本専門士養成人数	中期目標期間中に250人以上養成する。	—	【目標】 50人以上 【実績】 70人 【達成率】 140%	【目標】 50人以上 【実績】 73人 【達成率】 146%	—	—	—	経常費用(千円)	644,494	716,575	—	—	—	—
絵本専門士活動回数	毎年度5,265回以上活動する。	—	【目標】 5,265回以上 【実績】 8,458回 【達成率】 160.6%	【目標】 5,265回以上 【実績】 17,358回 【達成率】 329.7%	—	—	—	経常利益(千円)	▲64,711	▲50,423	—	—	—	—
ボランティア養成人数	中目標期間中に延べ5,685人以上養成する。	—	【目標】 1,137人以上 【実績】 1,292人 【達成率】 113.6%	【目標】 1,137人以上 【実績】 1,256人 【達成率】 110.5%	—	—	—	行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	—	—
ボランティア	中期目標	—	【目標】	【目標】	—	—	—	行政コスト(千円)	946,415	1,017,716	—	—	—	—

活動回数	期間中に延べ20,332回以上となるよう支援を行う。		3,253回以上 【実績】 4,505回 【達成率】 138.5%	3,660回以上 【実績】 5,094回 【達成率】 156.6%										
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
									従事人員数	306	298	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等		自己評価	評価 A
<p><主な定量的指標></p> <p>【青少年教育指導者等の養成及び資質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年教育指導者等養成・研修事業参加者の満足度 <p>【青少年教育指導者等の研修事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修後の実務に対する有効度 <p>【読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 絵本専門士養成人数 絵本専門士活動実績数 	<p><主要な業務実績></p> <p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、質の高い指導者を養成することが必要不可欠であることから、青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に関する教育事業として、「①青少年教育指導者等の研修」、「②読書活動に関する専門的な指導者養成」、「③ボランティアの養成・研修」事業を実施した。</p> <p>また、「青少年教育指導者の養成及び資質の向上に関する事業」を134事業実施し、総参加者数は9,081人、参加者の満足度は90.4%であった。</p> <p>1. 青少年教育指導者等の研修事業の推進</p> <p>機構では、国公立の青少年教育施設職員、青少年教育団体の指導者等を対象に、官民共同の指導者認定制度である「自然体験活動指導者（NEAL）養成事業」や「体験活動安全管理研修」等を実施した。</p> <p>（1）青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的カリキュラムの開発</p> <p>機構では、青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象に、青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的研修事業を中期目標期間内に実施できるようプロジェクトチームを設けた。</p> <p>本事業は、第4期期間中に、青少年教育指導者養成に必要な人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面や学</p>		<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するため、青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に関する事業を134事業実施した。事業参加者に対してアンケート調査を行ったところ、全体の90.4%から「満足」の評価が得られ、年度計画に定める数値目標（80%）を10.4ポイント上回った。また、参加者への研修後の実務に対する有効度の事後調査については、自然体験</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため、自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するため、令和4年度は「青少年教育指導者の養成及び資質の向上に関する事業」を134事業実施し、9,081人が参加した。目標値（80.0%）の113.0%に当たる90.4%の</p>

【ボランティアの養成・研修の推進】

- ・ボランティア養成人数
- ・ボランティア活動回数

<その他の指標>

—

<評価の視点>

上記指標のとおり。

びと活動の循環に繋がるカリキュラム開発がゴールである。2年目となる令和4年度は、青少年教育施設における人づくり・つながりづくり・地域づくりについての整理を行い、学びと活動の好循環について検討を行った。また、青少年教育施設職員に必要な資質・能力についての検討も行き、「コーチング力」「コーディネート力」「創造力」「営業力」「マネジメント力」5つの種別に整理した。5つの資質・能力について、本部に勤務する係長級以上の職員を対象に、株式会社 ATARAYO の関口陽介氏・株式会社 Kometsubu Entertainment の黒須亮成氏を講師に招き、人や地域、社会と繋がるにはどのような手段があるのか、現状の課題を分析し、次のステップの把握方法、ゼロから何かを生み出す手順などについてワークショップ形式による90分×4コマの試行事業を実施した。

試行事業を受け、本格実施に向けプロジェクトチームでさらなる検討を行っている。

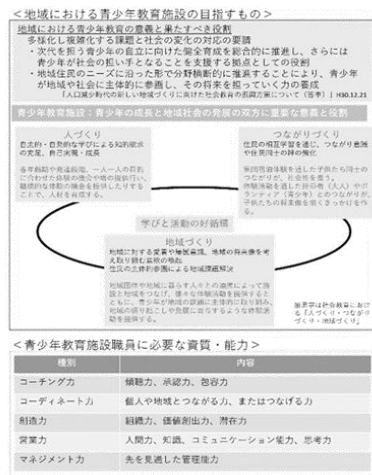


図4-1 人づくり・つながりづくり・地域づくりの考え方(案)

(2) 自然体験活動指導者 (NEAL) 養成事業

機構では、官民共同で創設した自然体験活動に関する指導者養成事業を実施した。

指導者の種類は、専門的な知識や経験の程度により、①自然体験活動指導者 (リーダー)、②自然体験活動上級指導者 (インストラクター)、③自然体験活動総括指導者 (コーディネーター) の3資格があり、「青少年教育における体験活動」など、概論 (計67.5時間)、演習 (計67.5時間) から成る養成カリキュラムを受講し、段階的に修了する。

令和4年度は、リーダー養成事業を15地方教育施設で実施し、386人を養成した。このほか、インストラクター養成事業を4地方教育施設 (妙高、立山、淡路、沖縄) で実施し38人、コーディネーター養成事業を1地方教育施設 (阿蘇) で実施し10人、計434人 (対前年度比176人増) を養成した。

令和4年度に前述①～③の各資格における養成事業を受講した参加者を対象として、事業終了後にモニター調査を实

活動指導者 (NEAL) 養成事業の回答者から81.3%、体験活動安全管理研修については、全ての回答者から研修後の活動に有用な知見が提供されたといった評価を得ており、数値目標 (70%) を大幅に上回った。

絵本専門士の社会的認知・ニーズの高まりを踏まえ、「認定絵本士養成講座」は令和3年度の33機関34学科から新たに8機関増え計41機関42学科で実施することができた。

併せて、絵本専門士の活動状況調査においても、活動回数が増加しており、地域での絵本専門士の活動が認知され、ニーズの高まりにつながっていることが伺える。

ボランティア養成・研修の推進では、計画の「1,137人以上」を上回る1,256人を養成した。法人ボランティアの活動回数は5,094回であり、数値目標 (3,253回) を上回った。

参加者から最上位評価である「満足」を得た。

1. 青少年教育指導者等の研修事業の推進

令和3年度に設けたプロジェクトチームにおいて、令和4年度は、学びと活動の好循環や青少年教育施設職員に必要な資質・能力についての検討を行い、「コーチング力」「コーディネート力」「創造力」「営業力」「マネジメント力」の5つの資質・能力について、外部講師を招いたうえで、人や地域、社会と繋がるための現状の課題を分析し、次のステップの把握方法、ゼロから何かを生み出す手順などについてのワークショップ形式の試行事業を実施した。

官民共同で創設した自然体験活動に関する指導者養成事業について、令和4年度は、リーダー養成事業を15教育施設で実施し、386人を養成したほか、インストラクター養成事業を4教

	<p>施したところ、81.3%の参加者から研修後の活動に有用な知見が提供されたとの回答があった。</p> <p>リーダー受講者では、「事前に考えられる危険因子を予知し、活動中も危険の発見・把握に努めることなど、安全管理に関する知識の幅が広がったことで、利用者が楽しく安全に活動する場面が増えたように感じたとともに、ケガの発生を減少させることができた。」、インストラクター受講者では、「それぞれの年齢に応じた対応方法とともに、特別な配慮を要する対象者への対応方法について確認できたことで、実際に子どもたちを受け入れた場面では、説明の仕方や関わり方を工夫することができた。研修後の事業参加者から充実した体験ができてうれしかった等の感想が寄せられたことも大変励みになった」、コーディネーター受講者では、「地域の課題や特性、そこに暮らす児童や生徒の実態など多面的、多角的な情報を収集する重要性を学んだことで、幅広い人々とのつながりが増えたとともに、目的やねらいに沿った企画・運営ができるようになった。」といった回答があり、資格が上がるにつれ、自然体験活動指導者としてより広い視野で全体を捉えられていることがうかがえた。</p> <p>(3) 体験活動安全管理研修</p> <p>青少年の体験活動に携わる指導者等の安全管理意識・能力、指導力及び救助技術の向上を目的として、「安全管理担当者編」(参加者 27 人)、「山編」及び「水辺編」(参加者 31 人)を大隅で実施した。機構職員を対象とした「安全管理担当者編」と公立・民間施設の職員にも広く参加募集を行った「山編」及び「水辺編」を合同で実施することにより、安全管理に対する共通認識や改善計画を策定することができた。</p> <p>主な講習内容として、安全管理の基礎、事故事例の研究、事故時の法的責任、体験活動における指導や安全管理の実際(登山実習、カヌー・スノーケリング実習、ファーストエイド実習、救助実習)、各教育施設の安全管理改善計画及び危機管理マニュアル(設備・備品の確認及び利用者の安全確保等)の確認などを行った。</p> <p>また、3年に一度実施している「雪編」(参加者 18 人)を、令和4年度は妙高で開催した。</p> <p>主な講習内容として、雪上活動における安全管理の基礎、雪上におけるリスクマネジメント、雪上活動の指導及び安全管理の実際、事故事例から学ぶ安全管理などを行った。</p> <p>研修終了後に追跡調査を実施したところ、全ての参加者が各施設での会議やボランティア研修等で講座内容の共有を図ったり、安全管理マニュアルを見直したり、実際の指導に活かすなど様々な機会において講習で得た知見を活かしていることが分かった。</p> <p>具体的には、「研修で学んだ内容を伝えるとともに、今後、施設の安全管理を向上させるために必要な対策を協議することができた。また、各種活動の実施・中止判断手続きや参加可否の条件を明確にすることで、利用団体に対しての周知徹底と合意形成を図っていききたい」「危機管理マニュアルの確認を行い、非常時の利用者に対する対応方法を再確認するとともに、研修支援プログラムの指導マニュアルの改定、危険度の高い活動プログラムのマニュアルを改定する</p>	<p>これらのことから、年度計画の目標を大幅に上回る成果が得られたためA評定とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>青少年教育指導者等の養成及び資質の向上については、意図的・計画的に多様な体験の場や機会の創出ができるよう、自然体験活動だけでなく、読書活動や生活・文化体験、社会体験など、多様な体験活動や青少年教育に関しての基礎的な幅広い知見が必要である。また、安全管理やプログラム全体をコーディネートし評価できる能力も必要である。青少年教育指導者として体系的な資質の向上を図るため、青少年教育に関する各種答申や機構の研究成果なども参考としながら、試行として作成したオンライン用教材や対面研修をベースに基礎的研修や専門的研修の内容を検討していく。</p>	<p>育施設で実施し、38人を養成、コーディネーター養成事業を1教育施設で実施し、10人を養成し、計434人を養成した。参加者の事業参加後のアンケートでは、目標値(70.0%)の116.1%に当たる81.3%の参加者から研修後の活動に有用な知見が提供されたとの回答を得た。</p> <p>2. 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進</p> <p>令和4年度は、目標値(50人)の146.0%に当たる73人の絵本専門士を養成した。</p> <p>さらに、認定された絵本専門士による読み聞かせ等の活動については、目標値(5,265件)の329.7%に当たる17,358件の活動を行い、絵本の専門家による地域における読書活動の推進に寄与している。</p> <p>絵本専門士養成講座のカリキュラムを全国各地の大学、短期大学、専門学校で学</p>
--	--	---	--

	<p>ことができた。定期的に見直しをするとともに、職員の安全管理に関する意識を常に高めていきたい」というような回答があった。</p> <p>2. 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進</p> <p>地域における読書活動の推進を図るため、絵本に関する専門的知識や実践力等を有する地域の指導者を養成するための絵本専門士養成講座を実施した。</p> <p>(1) 絵本専門士養成事業</p> <p>絵本に関する専門家として地域における読書活動を推進するため、平成 26 年度より絵本専門士養成講座を開設している。本講座は「知識を深める」「技能を高める」「感性を磨く」の 3 分野、30 コマ (50.5 時間) で、絵本学者、絵本作家及び編集者等による絵本の歴史や概論をはじめ、読み聞かせの技術や手法、絵本作家が物語に込めた意図やその背景を踏まえて編集作業に取り組む活動を紹介する講義など、多種多様な講座内容で構成した。</p> <p>令和 4 年度は、絵本専門士として 73 人が認定された (令和 5 年 5 月認定)。</p> <p>第 9 期養成講座では、応募総数 1,233 人の中から実務経験などをもとに審査し選考された 70 人が計 5 回 (10 日間) の講座を受講し、68 人が絵本専門士として認定された (令和 5 年 5 月認定)。また、認定絵本士の資格取得後、3 年間の絵本に関わる実務や活動、絵本専門士としての資質・能力を図る審査を通過することにより、絵本専門士に認定されることが可能となるが、令和 4 年度には、申請要件を満たした 5 名の認定絵本士が、本制度が開設されてから初めてとなる絵本専門士への認定試験を受験した。いずれも認定要件を満たし、絵本専門士として認定された (令和 5 年 5 月認定)。</p> <p>絵本専門士として認定された第 1 期生から第 8 期生 495 人に対して、認定後の活動状況を追跡調査した結果、298 人 (対前年度 92 人増) から活動報告があった。個人や所属団体での読み聞かせ会やおはなし会等を行った数は 17,071 件 (対前年度 8,710 件増)、メディア出演や掲載等を行った数は 287 件 (対前年度 190 件増)、計 17,358 件の活動を行っていることが分かった。</p> <p>絵本専門士が代表理事を務める「絵本で SDGs 推進協会」が『別冊太陽・絵本で学ぶ SDGs (株式会社平凡社)』発行にあたり、編者として携わった。SDGs がもっと身近に感じられる絵本 91 冊を 17 のゴールに絡めて紹介しており、選書や各絵本の紹介文の執筆に多くの絵本専門士が参画し、絵本を通して SDGs を楽しく学べる新しいブックガイドとなっている。</p> <p>また、絵本専門士の中には、地域ごとに集まり、絵本の読み聞かせ活動や絵本関連イベントの開催、絵本の書籍情報を提供する活動など団体を設立して、活動している者もいる。機構は、団体名に「絵本専門士」という名称を使用する</p>		<p>ぶことができる「認定絵本士養成制度」は、新たに 8 機関を加え、令和 4 年度は計 41 機関 42 学科で実施されるなど、今後も絵本に関する専門家の増加が期待できる。</p> <p>3. ボランティアの養成・研修の推進</p> <p>令和 4 年度は、目標値 (1,137 人) の 110.5% に当たる 1,256 人を養成した。</p> <p>さらに、養成事業を受講した参加者が法人ボランティアとして教育事業・研修事業等において運営・指導補助に携わった回数は、目標値 (3,660 回) の 139.2% に当たる 5,094 回であり、青少年の自立や健全育成、社会参画の促進に寄与している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き養成した指導者等が地域や現場でどのような活動を行っているか
--	--	--	---

	<p>場合には事前申請を要することとしており、現在、13 団体が活動している。令和 4 年度は、1 団体から「絵本専門士」の名称申請があり、年々広がりを見せている。</p> <p>(2) 認定絵本士養成制度</p> <p>絵本専門士養成講座への応募者が定員の 10 倍を超え社会的認知・ニーズが高まってきている状況を踏まえ、多くの人々が学ぶ機会を創出し、現在よりも多くの指導者を養成するため、絵本専門士養成講座のカリキュラムを全国各地の大学・短期大学・専門学校で学ぶことができる「認定絵本士養成制度」を令和元年度から本格的に実施している。</p> <p>令和 4 年度は、前年度から継続の 33 機関 34 学科のほか、新たに 8 機関を加え、計 41 機関 42 学科が実施した。その結果、令和 4 年度には認定絵本士養成講座に関する全科目の単位を取得した 928 名を認定絵本士に認定した。なお、認定絵本士養成講座の令和 5 年度開設について、8 機関から申請があり絵本専門士委員会にて承認されており、令和 5 年度はさらに拡大することが見込まれる。</p> <p>また、絵本専門士が認定絵本士の取得を目指す学生に活動の機会を提供する取組も 9 月から始まった。絵本専門士の資格を持つアナウンサーがパーソナリティを務める NHK ラジオ深夜便に学生が毎月 1 人ずつ出演し、おすすめの絵本を自分の体験とともに紹介した。</p> <p>3. ボランティアの養成・研修の推進</p> <p>(1) ボランティアの養成と活動状況</p> <p>機構では、「青少年理解」や「安全管理」等の講義・実習を含む共通カリキュラムに準拠したボランティアの養成事業を、高校生や大学生などの青少年を中心に社会人も対象とし、全ての教育施設で実施している。養成事業を受講した参加者は、当機構でボランティアとして登録することができ（以下、「法人ボランティア」という。）、全ての教育施設の教育事業・研修支援等において運営・指導補助に携わっている。</p> <p>教育施設で活躍する法人ボランティアの活動を一層推進するため、令和 4 年度はボランティア養成・研修事業を全ての教育施設で 50 事業実施し、参加者数は 1,706 人となった。そのうち、上記カリキュラムに基づく養成事業の参加者は 1,137 人の目標に対し 1,256 人であり、スキルアップ等の研修事業の参加者は 450 人であった。</p> <p>また、法人ボランティアとして実際に活動に携わった回数は 5,094 回であった。</p> <p>(2) 法人ボランティアの活動の推進</p> <p>全ての教育施設のボランティア・コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）は、法人ボランティアの社会参画を促すために、法人ボランティア自身が主体となって企画・運営を行う自主企画事業を支援している。令和 4</p>		<p>を把握するとともに、地域や現場のニーズを踏まえて必要に応じて事業内容の見直し・改善を図ることにより、指導者等の更なる資質向上につなげていただきたい。</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団宿泊や野外活動の体験が乏しい保護者や教員も少なくないため、各教育施設の職員の安全研修だけでなく、引率者を対象とした事前の安全研修についても工夫していただきたい。
--	---	--	--

年度は法人ボランティアの自主企画事業が 16 教育施設で 18 事業が実施された。

【取組事例】 自主企画事業支援プロジェクト

教育施設のボランティア活動の発展と活力ある社会を構築できる若者の育成を目指し、法人ボランティアの自主企画事業実現のための支援を行う「自主企画事業支援プロジェクト」を実施した。

「自主企画事業支援プロジェクト」では、令和 3 年度より 3 教育施設多い、21 教育施設の法人ボランティアから応募があり、本部職員及び地方教育施設のコーディネーターが指導・助言を行うなどの支援を行った。なお、令和 3 年度は全て、子供や親子等を対象とした教育事業もしくは教育事業の一部プログラムに関する企画であったが、令和 4 年度は 21 教育施設中 3 教育施設において、より良い施設運営となるような研修支援に関する取組等、多様な視点において取組がなされた。

夜須高原では、4 名の法人ボランティアが、質の高い体験活動が実施できる安心・安全な施設づくりを目指し、施設周辺の課題である「竹害」を取り上げ、SDGs の観点で踏まえた竹を活用したプログラム開発に取り組んだ。

プログラム開発にあたり、法人ボランティアは、職員への聞き込みや竹の生態等に関する調べ学習、実地踏査などを通して竹害に関する理解を深めた。また、試作を重ねながら、活動を通して目指すべき子供たちの姿の達成度や、適切な難易度、安全管理上の留意点等を検討・協議した。企画者からは、「今後は、1 泊 2 日の自主企画事業の中で開発したプログラムを取り入れていくとともに、施設の研修支援プログラムとして取り入れていただけるよう、さらに議論を深めていきたい。参加者ファーストを第一に考えながら企画運営を行い、ボランティア自身もやりがいを持って意欲的に取り組んでいきたい」といった感想が寄せられた。

(3) 法人ボランティアの表彰制度

機構では、学生による法人ボランティアの活動を奨励し推進する「法人ボランティア表彰制度」を平成 26 年度から実施している。学生の法人ボランティアの活動は、学生にとってはリーダーシップやコミュニケーション力の育成に資するとともに、子供たちにとっては学生たちの活躍を目の当たりにすることで将来への憧れや励みに繋がっている。

令和 4 年度はコロナ禍で教育事業が減少していたにもかかわらず、昨年度に比べて、7 人増の 64 人の模範となる学生を表彰した。表彰の際は、推薦者である教育施設の所長が表彰者の所属大学に出向き、学長等に臨席してもらうとともに、地元新聞に記事を掲載してもらうなど、大学側にも機構のボランティア活動への理解を深めてもらう機会とした。

4. その他参考情報

—

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	困難度：「高」（授業時数の増加、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大、バス借料の高騰など社会情勢の急激な変化を背景とした集団宿泊活動の自粛傾向の中で、青少年人口の1割程度の利用実績を確保することは困難度が高い。また、利用者へ提供する活動プログラムの有効性についても、多様な利用者ニーズがある中で「有効」との評価を得ることは困難度が高い。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0054

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用団体のリピート意向率	毎年度平均73%以上の団体から「リピート意向」を得る。	—	【目標】 平均73% 以上 【実績】 89.7% 【達成率】 122.8%	【目標】 平均73% 以上 【実績】 86.6% 【達成率】 118.6%	—	—	—	予算額（千円）	2,223,291	1,812,359	—	—	—

青少年人口に対する利用者数	全国 28 施設で1割程度の利用実績を確保する。	—	【目標】 1 割程度 【実績】 1,156,025 人 【達成率】 34.1%	【目標】 1 割程度 【実績】 1,664,868 人 【達成率】 49.9%	—	—	—	決算額（千円）	2,122,881	3,789,087	—	—	—
活動プログラムの有効度	毎年度平均 80%以上の青少年団体から「有効」を得る。	—	【目標】 平均 80%以上 【実績】 89.2% 【達成率】 111.5%	【目標】 平均 80%以上 【実績】 89.3% 【達成率】 111.6%	—	—	—	経常費用（千円）	1,933,627	2,162,203	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	経常利益（千円）	▲215,086	▲173,108	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（千円）	2,847,836	3,074,050	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数	194	186	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等			自己評価	評価 B
<主な定量的指標> 【青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修対	<主要な業務実績> 機構では、青少年及び青少年教育指導者等の利用団体が研修目的に応じた主体的で効果的な活動が行えるよう、様々な体験活動の場と機会及び情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムを提案するなど、相談及び学習指			<評定と根拠> 評定：B 令和4年度は、新型コロナ	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実

<p>する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用団体のリピート意向率 <p>【研修利用の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年人口の1割程度の利用者確保 <p>【研修に対する支援の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動プログラムの有効度 <p><その他の指標></p> <p>【研修利用の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別に支援が必要な青少年の受入について配慮した対応 <p><評価の視点></p> <p>上記指標のとおり。</p>	<p>導等の研修支援を積極的に行った。</p> <p>その他、安全・安心な教育環境の整備に努めるなどにより、利用者サービスの向上に取り組んだ。その結果、86.6%の利用団体から4段階評価の「最上位評価（リピート意向）」を得られ、年度計画で定められた73%以上を達成することができた。</p> <p>1. 研修利用の充実</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進するため、全ての教育施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、月次、四半期、年度ごとに分析し本部へ報告を行った。</p> <p>また、本部においては、各教育施設から寄せられた利用者獲得に繋がった広報の事例や利用者の満足度に繋がった事例をまとめ、全ての教育施設での情報共有に努めた。</p> <p>令和4年度の利用者数（教育事業による利用者を除く）は、1,823,644人であり、宿泊利用者数は1,049,903人、日帰り利用者数は773,741人であった（表5-1、詳細は第2章表2-2参照）。</p> <p>このうち、青少年利用（青少年及び青少年教育指導者等の利用）は、1,664,868人となり、青少年人口の1割3,333,869人（「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」令和4年1月1日現在 総務省）の49.9%となった。</p> <p>なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による利用団体側からのキャンセル等も合わせ、推定で3,612団体422,758人の利用が減少した。</p> <p>このような中でも、利用の促進に向けた広報活動等の工夫・充実、特別に支援が必要な青少年に配慮した受入を行うなど、可能な限りの取組を行った。</p> <p>表5-1 利用状況（教育事業による利用者を除く）</p> <table border="1" data-bbox="414 1061 1556 1495"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">青少年利用</th> <th colspan="2">一般利用</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>団体数</th> <th>利用者数(人)</th> <th>団体数</th> <th>利用者数(人)</th> <th>団体数</th> <th>利用者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宿 泊</td> <td>令和4年度</td> <td>8,744</td> <td>1,001,637</td> <td>681</td> <td>48,266</td> <td>9,425</td> <td>1,049,903</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>5,167</td> <td>535,364</td> <td>445</td> <td>20,228</td> <td>5,612</td> <td>555,592</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td>3,577</td> <td>466,273</td> <td>236</td> <td>28,038</td> <td>3,813</td> <td>494,311</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日 帰 り</td> <td>令和4年度</td> <td>18,360</td> <td>663,231</td> <td>6,017</td> <td>110,510</td> <td>24,377</td> <td>773,741</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>19,564</td> <td>620,661</td> <td>7,095</td> <td>116,164</td> <td>26,659</td> <td>736,825</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td>△1,204</td> <td>42,570</td> <td>△1,078</td> <td>△5,654</td> <td>△2,282</td> <td>36,916</td> </tr> </tbody> </table>	区分	青少年利用		一般利用		合計		団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)	宿 泊	令和4年度	8,744	1,001,637	681	48,266	9,425	1,049,903	令和3年度	5,167	535,364	445	20,228	5,612	555,592	増△減	3,577	466,273	236	28,038	3,813	494,311	日 帰 り	令和4年度	18,360	663,231	6,017	110,510	24,377	773,741	令和3年度	19,564	620,661	7,095	116,164	26,659	736,825	増△減	△1,204	42,570	△1,078	△5,654	△2,282	36,916	<p>ナウイルス感染症の影響が続く中、少しずつではあるが、利用が戻りつつある1年となった。利用団体に対して感染防止対策を周知しながら、利用者を確保する事業運営に努めた。職員も利用団体も施設利用にあたってのノウハウ継承に課題を抱える中、利用者の研修目的が達成されるよう、指導・助言といった教育的支援を行うとともに、施設の利用方法や施設周辺の情報提供等について、丁寧に説明することで、利用者の研修目的が達成されるよう努めた。</p> <p>令和4年度における青少年利用者数は、年度計画に定める数値目標（青少年人口33,338,698人の1割程度の利用者数確保）に対して、1,664,868人となった。年度計画に定める数値目標（利用団体から73%以上得る）については、86.6%と達成することができた。</p>	<p>施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>青少年及び青少年教育指導者などの利用団体が研修目的に応じた主体的で効果的な活動が行えるよう、教育効果の高い活動プログラムを提案する等、相談及び学習指導などの研修支援を積極的に行うことで、目標値(73.0%)の118.6%に当たる86.6%の利用団体から最上位評価である「リピート意向」を得た。</p> <p>1. 研修利用の充実</p> <p>年度計画で定める青少年人口の1割である3,333,869人（「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」令和4年1月1日総務省）には至らなかったものの、青少年及び青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進するため、全ての教育施設に</p>
区分	青少年利用		一般利用		合計																																																							
	団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)																																																						
宿 泊	令和4年度	8,744	1,001,637	681	48,266	9,425	1,049,903																																																					
	令和3年度	5,167	535,364	445	20,228	5,612	555,592																																																					
増△減	3,577	466,273	236	28,038	3,813	494,311																																																						
日 帰 り	令和4年度	18,360	663,231	6,017	110,510	24,377	773,741																																																					
	令和3年度	19,564	620,661	7,095	116,164	26,659	736,825																																																					
増△減	△1,204	42,570	△1,078	△5,654	△2,282	36,916																																																						

合	令和4年度	27,104	1,664,868	6,698	158,776	33,802	1,823,644
	令和3年度	24,731	1,156,025	7,540	136,392	32,271	1,292,417
計	増△減	2,373	508,843	△842	22,384	1,531	531,227

(注1)「青少年利用」とは、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用である。

(注2)「一般利用」とは、青少年以外のグループや団体等の一般の研修利用である。

【取組事例】 特別に支援が必要な青少年の受入に関する工夫（若狭湾）

若狭湾では、所内のワーキンググループであるインクルーシブ部会が主となり、「すべての子どもたちに体験の機会を」を目標として、特別支援学校や児童養護施設などを中心に聞き取り調査を行った。安全面や宿泊、設備や得られる支援の度合いに不安を抱えている団体指導者が多く、個に応じた支援の体制や内容について綿密に打合せを行った結果、複数の団体の利用に繋がった。例えば、特別に支援が必要な子供たちがいる団体は、団体指導者が子供たちの対応をする時間が多く、活動物品の準備等に人手をさくことができないことが多いため、海の活動道具を事前に職員が準備することで、すぐに活動に入れるように配慮したり、活動中帯同し一緒にボートを運んだりなどの支援を行った。利用団体の引率者からは、「釣りやボート体験などを行ったが、まさかこの子たちに海活動をさせてやれるとは思わなかった」「職員のサポートのおかげで安心して活動できてよかった」といった声が寄せられた。

2. 研修に対する支援の推進

全ての教育施設では、利用団体がよりよい研修を実施できるよう、職員が利用団体の指導者・引率者と実施する事前打ち合わせ等で、研修計画や活動プログラムに関する指導・助言を行っている。具体的には、利用団体の目的を把握し、目的達成に向けた各活動プログラムのねらいに則したプログラム提案などを行い、当日の利用に関しても、直接指導や間接指導等を通じて、活動プログラム等の教育的効果が高まるよう配慮している。

(1) 教育的支援の工夫

事前打ち合わせでは、利用団体の特性や目的を把握したうえで多様なプログラム提案を行った。また、利用当日においても適切な指導・助言等を行い、利用団体がよりよい研修を実施できるよう努めている。

(2) 学校教育との連携の強化

① 教科等に関連付けた体験活動プログラムの実施

また、教科等に関連づけられた体験活動プログラムの実施、地域の教育的課題に対応し貢献するプログラムの開発、特別に支援が必要な青少年の受入に関する工夫など、利用者の増加に向けた取組を推進することで、令和3年度比で41%増の総利用者を得たためB評定とした。

<課題と対応>

研修利用の充実において、全ての教育施設で青少年人口の1割程度の利用実績を確保することが求められているが、新型コロナウイルス感染症の影響は、今後もある程度続いていくものと考えられる。そうした中、利用日数を短縮した団体や予約を取りやめた団体の理由や動向を分析・把握し、それらを踏まえ、新たな利用のニーズに応じた対策を講じるなどして利用者獲得に繋げていく。

また、研修に対する支援

において「稼働率向上(利用者増加)のための数値目標の設定及び行動計画」を策定したほか、各教育施設から寄せられた利用者獲得につながった広報の事例や利用者の満足度改善につながった事例をまとめ、全ての教育施設に共有することで、令和3年度より508,843人多い1,664,868人の青少年が利用し、青少年の体験活動の場や機会の提供に寄与した。

2. 研修に対する支援の推進

利用団体がよりよい研修を実施できるよう、事前打ち合わせ等で研修計画等に対する指導・助言やねらいに即したプログラムの提案などを行い、目標値(80.0%)の111.6%に当たる89.3%の利用団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得た。

研修に対する支援を促進

	<p>学校教育との連携を強化するため、教科等に関連づけた体験活動プログラムの実施や新たなプログラムの開発等を図り、22 施設にて 274 校へプログラム提供を行った。</p> <p>【取組事例】 ジオパーク学習プログラム及び防災・減災教育モデルプログラム（阿蘇）</p> <p>阿蘇では、ジオパークの学習プログラムと、防災・減災プログラムについて、教科等に関連付けた体験活動プログラムとして実施している。ジオパーク学習プログラムでは、小学校 5 年生が理科の「流れる水の働き」の単元を学習した後に施設を利用した。利用団体の理科専科の教師と打ち合わせ後、ハイキングの活動だけでなく、既習内容である川のの上流の様子や砂防ダムの観察も取り入れた。児童や教師には、教科書だけでは分からない実際に目で見ることの重要性を実感してもらい、フィールドワークの有効性を共有できた。</p> <p>また、防災・減災教育プログラムでは、中学校 1 年生の理科と防災を関連付けて実施した。南阿蘇村にある「立野ダム」見学やガイドの説明等を通して、地震による大地の変化や災害時の治水等について学んだ。実施後のアンケートではとても有効なプログラムであったとの評価を得ることができた。今後、より広く実施していく課題として、ガイドできる指導者の確保や、活動場所の広さの兼ね合いから大規模校への展開が難しいことが挙げられた。</p> <p>② 小中学校の集団宿泊活動に関する効果の把握</p> <p>集団宿泊的行事の効果を明らかにすることを目的に、令和 4 年度は、これまで全国的な規模では実施されてこなかった児童・生徒の視点による調査を進めるために、学習指導要領が示している特別活動等の目標を抽出し、目標ごとに一つの文章になるように整理した。今後は、整理した各目標の達成について、児童・生徒が読んで具体的にイメージができる項目（言葉・文章）を広く収集する予定である。</p> <p>(3) プログラム開発及び改善</p> <p>地域の実情を踏まえた体験活動事業を含む教育事業や国土強靱化基本計画に対応した防災・減災教育（第 11 章 2. (2) 参照）などを実施することにより、「主体的・対話的で深い学び」の視点からプログラムの開発や改善に取り組んだ。その結果、89.3%の青少年団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価が得られ、年度計画に掲げた目標値 80%を大きく上回ることができた。</p> <p>(4) 外部研修指導員の活用</p> <p>地方教育施設では、研修に対する支援を推進するため、各種活動プログラムに関して専門的な知識や技能を有した外</p>	<p>の推進のためには、教育施設で提供している活動プログラムの質を一層向上させていく必要がある。ICT を効果的に活用した活動プログラムの開発や、教育事業において実施した内容を活動プログラムに落とし込むなど、教育事業と研修支援が連動した取組を実施する。</p>	<p>するため、令和 4 年度は、25 教育施設において 672 人の外部研修指導者を登録したほか、全ての地方教育施設に 2 人ずつ配置した安全管理担当者を中心に危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアルの作成・更新などを行い、安全安心な施設づくりに取り組んだ。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症等の影響により減少した利用団体に再び利用していただくための対応策を講じていただきたい。 <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症流行前の利用状態に戻すだけでなく、流行後のニーズを研究し、取組に反映いただきたい。
--	--	--	--

	<p>部研修指導員を活用している。令和4年度は、25施設において672名が指導員として登録されており、延べ3,774名が団体に対する指導を行った。</p> <p>(5) 安全安心な施設づくり</p> <p>全ての地方教育施設においては、危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアルを作成・更新するとともに、安全管理に関する研修を実施する(第4章1.(3)参照)などの取組を行っている。令和3年度からは全ての地方教育施設に安全管理担当者を2名配置し、安全管理担当者が中心となって、各施設職員のための安全研修や点検業務の計画を作成、実施するとともに、危険度の高い活動プログラム等の整備を行っている。また、傷病・事故・ヒヤリハットの把握・分析を行い、その傾向と対策を図ることで、各施設の安全管理に関する運営を強化している。</p> <p>(6) その他研修に対する支援の推進に向けた取組</p> <p>全ての教育施設及び本部においては、前述の取組以外にも研修に対する支援の推進に向けた各種取組を実施している。例えばセンターでは、国際的な交流を行う利用団体に対し、日本の伝統文化体験の活動を提案した。その結果、伝統文化体験を団体の活動内容に計画として取り入れ、実施することとなった。このように、団体のニーズや利用目的に応じた研修の支援にとどまらず、各教育施設が保有している資源を提案する支援にも取り組んでいる。</p> <p>一方で、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響が続いた中で、各施設は感染防止対策を広く周知することで、利用団体が安心して施設利用ができるように努めた。</p> <p>また、本部においては、研修支援業務のノウハウの洗い出しや、全施設が一定水準の利用者サービスや広報活動、活動プログラムの提供ができるよう、統一的な業務一覧「Have to 研修支援」の取りまとめに取り組んだ。</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
—

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0054

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度		令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度
全国規模の事業実施数	中期目標期間中に延べ30事業実施する。	—	【目標】 6事業 【実績】 6事業 【達成率】 100%	【目標】 6事業 【実績】 7事業 【達成率】 116.7%	—	—	—	予算額（千円）	46,212	37,671	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	決算額（千円）	44,125	78,757	—	—	—

<p>上記指標のとおり。</p>	<p>場を超えた取組や繋がりを生み出し、青少年関係機関・団体相互の連携を促進することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの読書活動推進フォーラム（令和4年4月23日、参加者211人（42都道府県から参加）、オンライン配信有） ・ 全国青少年体験活動推進フォーラム（令和4年11月19日、参加者107人（13都道府県から参加）、オンライン配信有） ・ 全国青少年教育施設所長会議・施設研究集会（令和4年12月1日～2日、参加者108人（36都道府県から参加）） ・ 未来を拓く子供応援フォーラム（令和4年12月2日、172人（20都道府県から参加）、オンライン配信有） ・ 全国中学生・高校生防災会議（令和5年1月13日～15日、参加者79人（12都道府県から参加）） ・ 全国青少年相談研究集会（令和5年1月19日～20日、参加者407人（47都道府県から参加）、オンライン配信有） ・ 第4回全国学生ボランティアフォーラム（令和5年3月11日～12日、70人（11都道府県から参加）） <p>【取組事例】第39回全国青少年相談研究集会（本部）</p> <p>青少年の健全育成や青少年の相談事業に携わる者が一堂に会し、協議等を通じて、指導者としての指導者としての資質・能力の向上を図り、関係機関・団体間の連携を促進することを目的に「全国青少年相談研究集会」を実施した。今年度は、『『こどもまんなか社会』を実現するために』をテーマに1泊2日で開催し、407名（オンライン視聴含む）の参加者を得た。</p> <p>実施にあたり、現代の青少年の取り巻く課題が、多様化・複雑化し、これらに対応していくためには関係機関が連携・協働し、地域で支援する体制の構築が不可欠であることを踏まえ、多様な視点での事業を実施すべく、帝京大学大学院文学研究科教授の元永拓郎氏を委員長とした企画運営委員会を設立し、有識者による企画・運営を進めた。</p> <p>放送大学名誉教授である宮本みち子氏の基調講演のあと、内閣官房こども家庭庁設立準備室による行政説明、「孤独／孤立の問題」「教育／発達関連」「地域関連」の3つの研究講義と分科会を実施した。</p> <p>参加者からは、「こども基本法やこどもの権利条約など、普段意識していなかったことと、こども家庭庁との関わりがよくわかった。今後、こども若者に関わっていく上で、意識していかなければならない視点をいただけた。」などの感想が得られた。</p> <p>(2) 地方教育施設における広域的な事業</p> <p>地方教育施設においても、青少年教育に関する関係機関・団体等との連携を促進するため、広域的な事業を実施して</p>	<p>極的に包括連携協定を締結するなど、多様な組織との協働による新たな事業や体験活動プログラムの開発等に取り組んだことから、A評定とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>全国的な青少年関係機関・団体及び地域の各関係機関・団体相互の更なる連携促進のため、青少年教育指導者等を対象とした全国規模の事業を充実させる。</p> <p>また、地域行政等と協力して地域の青少年団体への情報提供や意見交換を促す等の積極的な働きかけに努めていく。</p>	<p>業)の116.7%に当たる7事業実施した。オンラインシステムを広く活用することで、全国47都道府県からの参加を確保した。</p> <p>また、他の機関との連携を促進するため、複数の企業や教育機関等と意見交換を進め、東京藝術大学、武蔵野大学、独立行政法人日本芸術文化振興会、株式会社かんぼ生命と包括協定を締結した。(令和3年度包括協定締結数2件)</p> <p>武蔵野大学とは、学外連携教育活動として、機構が運営する施設を活用したフィールド・スタディーズを行い、令和4年度は、SDGsに関連したプログラムを実施した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関・団体等との連携を更に促進・強化することにより、青少年教育のナショナルセンターとして求められるニーズを
------------------	---	--	---

	<p>いる。</p> <p>(3) オープンイノベーションを見据えた民間企業等との連携促進</p> <p>子供・若者の貧困問題や定住外国人の子供の教育問題、新型コロナウイルス感染症の流行による孤独や孤立、自殺などの新たな課題に対応するため、「誰一人取り残すことなく、全ての子供たちに良質な体験を提供する」との考え方のもと、多様な人々や組織との協働によるオープンイノベーションを推進し、新たな事業や体験活動プログラムの開発等に取り組んでいる。</p> <p>令和4年度は、令和3年度に引き続き、複数の企業や教育機関等と意見交換を進め、新たに東京藝術大学、武蔵野大学、独立行政法人日本芸術文化振興会、株式会社かんぼ生命保険と包括連携協定を締結した。(株式会社かんぼ生命保険及びNPO法人全国ラジオ体操連盟との連携内容の詳細及び他の企業等との連携事業やPR活動については、第9章参照。)</p> <p>東京藝術大学とは、アートを軸として青少年教育を推進することを目的に、同大学の小学生向けアートプログラム「HAPPLY」の協力を行っており、令和4年度は当該プログラムをセンターにおいて開催し、子供たちが大学生とともにセンターの緑地を活用した秘密基地づくりに取り組んだ。このほか、当該プログラムの監修を行っている同大学の山崎宣由准教授を、全国青少年教育施設所長会議・施設研究集会におけるシンポジウムのシンポジストとして招聘した。</p> <p>武蔵野大学との連携については、機構が運営する教育施設を活用した学外連携教育活動の推進を包括協定で掲げており、大学の外に飛び出し、地方や世界が直面する課題に気付き、解決していくための想像力、実践力を養っていく学外学修プログラム(フィールド・スタディーズ)を那須甲子において実施した。学生が発案したフィールド・スタディーズのプログラム「那須甲子の森SDGs運動会」は、使用済みキャンドルを再利用し自然から材料を集めたボタニカルキャンドルづくりや食品ロス削減の野外炊事など、SDGsを自然に意識できる仕掛けをプログラムに取り入れたものであり、「第1回武蔵野大学・学外学修アワード」で特別賞を受賞している。</p> <p>地方教育施設においても、民間企業等との連携を促進している。淡路においては、青少年に向けた環境教育の機会を創出し、環境問題解決に貢献する次世代リーダーの育成を目指すことを目的に、パソナグループのキャプラン株式会社と相互連携・協力に関する包括協定を締結し、当該締結の様子が日本経済新聞等で報じられた。今後は、同社の有する幅広い講師ネットワークや環境研修サービスのノウハウと、淡路が有する企業・行政・学校とのネットワークを活用し、環境教育プログラムを提供していく予定である。</p> <p>乗鞍では、飛騨高山の豊かな森林資源に注目し、SDGsプログラムの開発と普及に力を入れており、令和4年度は「SDGs未来都市」に選定されている高山市と「飛騨高山SDGsパートナーシップ」を結ぶとともに、岐阜県のSDGsネットワーク会員に登録し、自治体や団体等と連携した広報やマッチングに取り組んだ。また、高山市内の小学校が当該プログラ</p>		<p>把握するとともに、新たな業種との連携等、更なる活性化に努めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立の青少年教育施設等との連携を更に深化させるため、機構が実施した調査研究による成果やモデル事業・プログラムを全国の公立施設等で活用されるよう働きかけを強化するとともに、その活用事例の収集等、客観的な効果の把握に取り組んでいただきたい。 <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も民間企業等の多様な組織との連携促進に努めていただきたい。
--	---	--	--

ムを体験した様子は中日新聞に掲載された。

阿蘇では、ジオパークを通じた教育や体験活動の強化を図るため、令和4年5月に阿蘇ジオパーク推進協議会と連携協定を締結し、阿蘇の敷地内に同協議会の事務所が設置された。教育事業「阿蘇は生きている～ジオパークの視点でとらえる阿蘇の自然と文化～」に企画段階から同協議会が参画することで、ジオに関する専門的な内容を学ぶ体験学習プログラムが完成し、阿蘇を利用する学校団体へ提供できるようになった。さらに、従前の研修支援プログラムについても、同協議会からのアドバイスを基に内容を刷新し、利用団体にとってより学びのあるプログラムに向上させることができた。また、同協議会を介して様々な関係団体とのネットワークが構築されたことで、小国町の間伐材を活用した杉皿づくりといったSDGsに関する研修支援プログラムを新たに導入することに繋がった。このほか、日ごろから相互の職員が頻繁に交流しており、職員研修にも協力を得ている。こういった相互の連携による取組や事業内容はユネスコに高く評価され、阿蘇ジオパークの世界ジオパーク再認定に寄与することができた。



図6-1 連携協定締結式(阿蘇)



図6-2 教育事業「阿蘇は生きている」

4. その他参考情報

—

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	青少年教育に関する調査研究		
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（青少年教育に関する調査研究成果の普及等は、公立青少年教育施設や民間団体等からも期待されているナショナルセンターとしての役割・機能であり、我が国の青少年に関する諸課題に対応するプログラムの根拠となる情報や、国民に対して青少年教育の効果を示すための重要な取組である。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0054

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度		令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度
全国的な調査研究の実施数	中期目標期間中に延べ14調査実施する。	—	【目標】 2調査 【実績】 2調査 【達成率】 100%	【目標】 3調査 【実績】 3調査 【達成率】 100%	—	—	—	予算額（千円）	200,251	163,238	—	—	—
学会や全国的	中期目標	—	【目標】	【目標】	—	—	—	決算額（千円）	191,206	341,280	—	—	—

な会議等での 発表回数	期間中に 延べ19回 発表する。		— 【実績】 5回 【達成率】 —	— 【実績】 2回 【達成率】 —										
—	—	—	—	—	—	—	—	経常費用（千円）	174,160	194,748	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	経常利益（千円）	▲19,371	▲15,592	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施 コスト（千円）	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（千円）	256,503	276,877	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数	8	3	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等		自己評価	評定	B
<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究の実施 調査研究成果の普及及び活用 <p><評価の視点></p> <p>上記指標のとおり。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>機構では、我が国の青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、青少年における全国規模で定期的なデータの収集が見込まれる基盤的調査研究に加え、時宜に即した青少年教育の課題に対応した課題別の調査研究を実践的、複合的に関連し合うよう戦略的に企画し、実施している。その研究成果を広く周知するため、報告書やパンフレット等に取りまとめて関係機関・団体等に配布している。また、調査結果の引用や個票データの二次利用等、広く調査研究成果の普及・活用に努めている。</p> <p>1. 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的实施</p> <p>(1) 基盤的調査研究</p> <p>① 青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査）</p> <p>機構では、青少年教育の充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成18年度から青少年の自然体験、生活体験、生活習慣の実態や自立に関する意識等について3年に1度（平成28年度調査までは2年に1</p>		<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>令和4年度も、調査の実施においては長期的視点で戦略的に企画し、各調査研究を基盤的・課題別に位置付けて取り組んだ。</p> <p>調査研究成果の普及及び活用については、3本の調査研究結果等を公表し、うち1本をプレスリリースし、成果の普及を図った。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>青少年における全国規模で定期的なデータの収集が見込まれる基盤的調査研究に加え、時宜に即した青少年</p>	

	<p>度)、全国規模の調査を実施している。</p> <p>令和5年2月から3月にかけて、全国の小学校（4～6年生）や中学校（2年生）、高等学校（2年生）の計900校の児童・生徒約16,000人と、小学生（1～6年生）の保護者約14,000人を対象とした調査を実施した。この調査については、令和5年度に集計・分析を行い、公表する予定である。</p> <p>② 日本、米国、中国、韓国の高校生の意識に関する比較調査</p> <p>機構では、日本の青少年の意識の特徴を把握することを目的として、4か国（日本、米国、中国、韓国）の青少年を対象とした調査を、毎年調査テーマを変えて実施している。</p> <p>令和4年度は、日本、米国、中国、韓国の高校生約11,000人を対象に令和3年9月から令和4年2月までに実施した「コロナ禍を経験した高校生の生活と意識に関する調査」の結果について集計・分析を行い公表した。</p> <p>調査の結果、日本の高校生の半数以上が、オンライン授業について「集中して学習できた」「授業内容が理解できた」と回答し、6割弱が学校のオンライン授業が効果的であると評価していることが明らかになった。また、「コロナで命を失うことを恐れている」と回答した日本の高校生は5割弱で、4か国中最も高い一方、「コロナ感染が心配で眠れない」は、最も低かった。「将来のことを悩むより今を楽しみたい」と考える割合は4か国中最も高く、将来に不安を感じている割合も最も高かった。</p> <p>これらの調査結果は、令和4年6月22日に報道発表を行い、36件（新聞3件、Webサイト32件、テレビ1件）のメディアで取り上げられた。</p> <p>また、「高校生の進路と職業意識」をテーマに、令和4年9月から令和5年2月にかけて、日本、米国、中国、韓国の高校生約12,000人を対象とした調査を行った。この調査結果は、令和5年度に報告書として取りまとめ、公表する予定である。</p> <p>③ 国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査</p> <p>本調査は、教育施設で発生した傷病や事故の状況を把握するとともに、その傾向や要因を毎年度検証し、教育施設の安全管理の改善や安全対策の充実に資することを目的に、平成30年度から実施している。</p> <p>令和4年度は、令和3年度（4月～3月）の利用団体を対象に調査を実施した。主な調査結果は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の傷病の発生件数は985件（負傷506件、疾病479件）であり、令和2年度に比べ551件（負傷315件、疾病236件）増加した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により利用者数が大幅に減少したが、令和3年度は利用者数が回復傾向にあることから、傷病の発生件数の増加もその影響を 	<p>報告書として取りまとめた調査研究の結果については、</p> <p>機構ホームページへの掲載、関係機関・団体等への配布、機構が実施する全国規模の会議や事業等での解説・紹介を行い、成果の普及を行ったほか、関係機関・団体が作成する広報誌に調査結果に関する記事を掲載することができた。また、1本の調査結果をプレスリリースしたことで、36件の新聞・インターネット等に引用・掲載されるなど、多数のメディアに取り上げられた。このほか、資料等への引用についても22件の報告を受けている。</p> <p>また、令和4年度は、Facebook ページにおいて、調査研究成果やオンラインイベントについての情報発信を引き続き行った。YouTube チャンネルにおいては、調査結果を踏まえながら青少年教育に関する基本的な用語や概念について解説した動画「青少年教育そもそも」を新たに公開し、研究センターが実施した調査</p>	<p>教育の課題に対応した課題別調査研究を実施し、その研究成果を報告書やパンフレット等に取りまとめ、広く提供を行った。</p> <p>1. 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的実施</p> <p>令和4年度は、3件の基盤的調査研究と4件の課題別の調査研究を戦略的に実施し、4件の調査研究等の公表を行った。</p> <p>2. 調査研究成果の普及及び活用</p> <p>調査結果は、研究者等が活用できるよう、機構の調査研究報告書検索のデータベースに加えてホームページに掲載し、広く提供した。</p> <p>YouTube チャンネルにおいて、青少年教育に関する基本的な用語・概念について解説した「青少年教育そもそも」シリーズの動画を公開し、研究成果の普及に努めた。</p> <p>令和3年度に実施した「コロナ禍を経験した高校生の</p>
--	---	---	--

	<p>受けていることに留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷の発生が多かった活動は、「スポーツ活動（野球、サッカー、テニス等）」（90件）、次いで「野外炊事」（66件）、「創作活動（クラフト等）」（42件）であった。 ・ 活動内容ごとに発生した負傷の症状をみると、スポーツ活動（野球、サッカー、テニス等）では「ねんざ」「打撲」「突き指」、野外炊事では「やけど」「きり傷」「虫刺され」、創作活動（クラフト等）では「きり傷」「やけど」「さし傷」が多くなっていた。 ・ 疾病の症状をみると、「発熱」、「頭痛」、「嘔吐」が上位を占めており、いずれの症状も「疲労」が主要因として挙げられていた。 <p>以上の分析結果を報告書に取りまとめ、機構ホームページに掲載した。</p> <p>また、令和4年度も危機管理マニュアル策定指針に基づいた「危機管理マニュアル」及び「危険度が高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」に基づく各マニュアルの点検・見直し等を行い、利用者の安全性の確保に努めた（第9章参照）。</p> <p>（2）課題別の調査研究</p> <p>① 子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究</p> <p>本調査研究の目的は、種々の環境要因からの影響の受けやすさを反映した個人特性である感覚処理感受性（Sensory Processing Sensitivity: SPS）の概念に注目し、その個人差に応じて、青少年のメンタルヘルスや環境保全意識に与える自然体験活動の効果が、どのように異なるのかを明らかにすることである。</p> <p>本調査は、地方教育施設との連携により教育事業や研修支援の参加者を対象に実施している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止などを受けて十分な調査を実施できなかったことから、令和4年度は新たに東北地方の中高一貫校の協力を得て、調査を再設計し、4月、7月、11月、1月時点での調査を行った。</p> <p>令和5年度は、令和3年度に地方教育施設（淡路・夜須高原）や森のようちえん全国ネットワーク連盟の協力のもと行った調査及び令和4年度調査結果と合わせて分析を行い、報告書を作成する予定である。</p> <p>② 青少年教育の国際比較研究</p> <p>本調査研究は、諸外国における「青少年教育」に関する理念・制度・方法等について、近年の動向や課題とともに調査することを通じて、日本における青少年教育の特徴を国際的な観点から明らかにするとともに、これからの青少年教育の目指すべき方向性や課題についての示唆を得ることを目的とし、令和3年度～令和5年度の3</p>	<p>研究の成果をより広く普及することができた。継続的な発信により、「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究」について興味関心を持った紙業に関連する民間団体から講演依頼を受けるなど、青少年教育関係者のみならず、広く一般の方から関心が寄せられていることが分かった。</p> <p>上記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け研究計画の一部が変更となった1件の調査研究を除き、年度計画における全ての目標を達成したほか、地方教育施設との連携協働による調査研究等を推進し、広く調査研究の成果の普及及び活用に繋げる取組を継続したことから、B評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>調査研究をより一層戦略的に実施していくため、これまで実施してきた基盤的、課題別調査研究に加え、時間軸を見据えた計画及び学際的な研究体制の構築並びに科学的デ</p>	<p>生活と意識に関する調査」については、日本、米国、中国、韓国の4か国で比較した調査結果の報道発表を行い、計36件の新聞・インターネット等に引用・掲載されるなど、多数のメディアに取り上げられた。</p> <p>本部及び各教育施設の職員が、効率的かつ創造的に各々の業務に向き合う力を涵養することを目的に、宿泊型の研修会からオンライン形式の発表会を含むセミナーを開催し、若手職員の研究的素養の育成に取り組んだ。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き現代の青少年を取り巻く課題や国の施策との接続等を踏まえ、今後の青少年教育の振興に資する調査研究を実施していただきたい。 ・調査研究による成果を普及し活用を図るとともに、引用数や個票データ数等による活用状況の把握に取
--	--	--	---

	<p>か年で調査を実施する計画である（令和3年度調査については、新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止）。</p> <p>調査に当たっては、特にヨーロッパを中心とした「ユースワーク」概念に注目し、子供・若者支援に関わる様々な分野の実践をどのような枠組みで捉え、共通の基盤を抽出し、制度設計や支援者養成を実施しているのか等の検討をもとに、日本における青少年教育、子供・若者支援の目指すべき方向性について、ユースワークの観点から考察することとしている。</p> <p>訪問先については、欧州レベルと国レベル双方の動向を踏まえ、北欧・西欧・東欧等における特徴に配慮して検討し、令和4年度は、東欧（ハンガリー及びブルーマニア）を訪問先とした。東欧は、ハンガリーに欧州評議会（以下、「COE」という。）のヨーロピアンユースセンターが設置されており、汎ヨーロッパレベルでのユースワーク政策の拠点となっている。ヨーロッパでは、COEを中心に、各地域の多様な政策や実践を「ユースワーク」の枠組みの中で捉えるための取組が進められてきており、西欧や北欧とは異なるスタイルのユースワークをどのように位置付けるかも重要な課題とされてきた。こうした動きは、日本における青少年教育やユースワークを捉える枠組みを検討するうえでも、参考になる点が多くあると考えられたが、東欧のユースワークの動向は、日本においては情報がほとんど蓄積されていなかった。こうした状況を踏まえ、令和5年2月にハンガリー及びブルーマニアにおいて、ヨーロッパ（欧州レベル・国レベル）の青少年教育やユースワークに関する機関・施設・団体を訪問し、政策・研究・実践の動向と課題についてヒアリングを行った。令和5年度は報告書を作成する予定である。</p> <p>③ 国立青少年教育施設での勤務経験による資質能力の向上に関する調査研究</p> <p>本調査研究は、国立青少年教育施設に道府県等教育委員会から派遣される学校教員等の国立青少年教育施設における勤務により向上する資質能力等の有用性を明らかにすることを目的に実施している。</p> <p>令和3年度に教育委員会から国立青少年教育施設に派遣されて勤務した33人の職員を対象として令和3年6月及び令和4年3月に2回のWeb調査を実施し、結果を令和4年度の次長会議で報告した。その際、令和3年度に作成したパンフレットが、企画指導専門職等を派遣している教育委員会に提示する資料として活用されたほか、既に勤務を開始している企画指導専門職への動機付けとなるなど、各地方教育施設において活用されている報告を受けている。</p> <p>令和5年度は、令和4年度末に実施した調査のデータも含めて分析する予定である。</p> <p>④ 青少年の体験活動と意識に関する追跡調査</p> <p>「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」において本調査研究への協力意思を示した小学</p>	<p>一タの蓄積・活用を検討する。</p> <p>調査研究成果の普及については、明らかになった知見を広く一般に普及するため、多様な分野の研究者等による考察の実施、分かりやすい調査概要資料の作成、調査データを引用したリーフレット等の作成、配布に加え、教育関係誌等への寄稿や機会を捉えたプレスリリース、調査研究報告書等のWeb掲載等、情報発信に継続して取り組む。また、オンライン会議ツールを活用したイベントの実施など、成果の普及に努める。さらに、調査研究成果の普及を進めるための更なる工夫を行うとともに、調査研究の成果が青少年の体験活動の現場にどのような影響を与えているかなど、調査研究のアウトカムの在り方や望ましい指標等についても検討を進めていく。</p> <p>また、これまで蓄積してきた調査研究成果を活用するとともに、各地方教育施設のニーズに寄り添いさらなる連携深化に努め、新たな青少年教</p>	<p>り組んでいただきたい。</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時代のニーズに即した新たなテーマに関する研究や国際比較研究など、関係者に注目される調査研究と成果の活用にも今後期待したい。
--	---	---	--

	<p>生の保護者を対象に、保護者とその子供の回答を縦断的に分析することで、青少年の自然体験と自立に関する意識との相互関係を明らかにすることを目的として、令和2年度から3か年にわたり追跡調査を行った。この調査については、令和5年度に集計・分析を行い、まとめる予定である。</p> <p>2. 調査研究成果の普及及び活用</p> <p>(1) 調査研究成果の普及に向けた取組</p> <p>令和4年度に公表した調査研究結果については、外部の研究者や有識者による多角的な視点からの考察を得て公表を行った。</p> <p>また、令和3年度に引き続き、北海道、東京、愛知、大阪で実施した「子どもゆめ基金募集説明会」において、助成を希望する団体を対象に、これまでの調査結果を基に作成した「子どもの成長を支える 20 の体験」リーフレットを活用して青少年の体験活動の支援方策に関する講演を行った。</p> <p>(2) 調査研究結果に関する広報物等の作成及び活用</p> <p>① 調査結果を活用したパンフレット等の作成・配布</p> <p>体験活動の重要性を啓発するため、機構が実施した調査結果を簡潔に取りまとめたパンフレット等を作成し、各教育施設を通じて自治体や地域の青少年団体等に配布している。令和4年度は、読書活動に関する普及啓発リーフレット「読書好きを育てるヒント～子どもの成長を支えるために大人ができることは？～」を作成し、国立青少年教育施設、公立図書館約3,000館、都道府県・政令指定都市教育委員会を中心に配布した。リーフレットは、機構ホームページに掲載しデータを活用できるよう広く周知している。</p> <p>② Web掲載等を活用した調査研究の成果の普及</p> <p>調査研究成果の普及を目的に、Facebook ページやYouTube チャンネルを引き続き活用し、調査結果の紹介やイベントの告知等、情報発信を行った。</p> <p>YouTube チャンネルにおいては、青少年教育に関する基本的な用語・概念について解説した「青少年教育そもそも」シリーズの動画を作成及び公開し、成果の普及を行っている（表7-1参照）。</p> <p>また、機構ホームページでは、機構が実施した調査結果に加え、青少年施策に関わる法令・審議会等の答申・各種統計データなどの情報を随時更新している。</p> <p>表7-1 YouTube チャンネル配信内容</p>	<p>育課題に対応する教育事業開発に資する知見の提供を継続して実施していくことを課題として捉えていく。また、企業や民間団体・研究機関、大学等の教育機関との連携も積極的に推進することを検討する。</p> <p>これらにより、多角的な視野での調査研究及び成果の普及について検討していく。なお、成果の普及に当たっては、英訳した報告書の公開や、関連学会等における発表も新たに検討する。</p>	
--	--	--	--

コンテンツ名

【青少年教育ってそもそも①】体験活動が推進される背景とは？

【青少年教育ってそもそも②】体験活動の教育的効果とは？

【青少年教育ってそもそも③】体験活動を進める上での課題とは？

(3) 調査結果の提供及び活用状況の把握

① 調査結果の提供

令和4年度に公表した調査結果については、機構ホームページに掲載するとともに、それぞれ報告書を作成し、公開している（表7-2参照）。

表7-2 調査研究等の公表状況

調査研究名称	公表時期
コロナ禍を経験した高校生の生活と意識に関する調査報告書 -日本・米国・中国・韓国の比較-	6月
国立青少年教育施設での勤務経験による資質能力の向上に関する調査研究（令和3年度調査）	12月
青少年教育研究センター紀要第11号	3月
国立青少年教育施設における傷病の概況	3月

② 調査結果の活用状況の把握

新たな調査結果を公表した際には、機構の調査研究報告書検索のデータベースに加え機構ホームページに掲載するとともに、調査の個票データを研究者等が活用できるようにするため、個票データの二次利用申請を受け付けている。令和4年度は、個票データの二次利用申請が3件あった。

また、教育施設における調査結果の活用状況について、事業の企画・立案、施設運営、広報の3つの観点から情報収集を行い、引き続きアウトカムの把握に努めている。

例えば、大雪においては、施設の運営方針に基づくテーマを設定し、普及啓発資料を作成した。良質な自然体験の提供に関する資料では「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」、読書活動推進に関する資料では「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」の結果を効果的に示し、体験活動の重

要性について記載した。

(4) 調査結果の普及

① 調査結果の引用・掲載

令和4年度は「コロナ禍を経験した高校生の生活と意識に関する調査」について報道発表を行った。読売新聞等の全国紙や、読売新聞オンライン等のWebサイト等、合計36件に引用・掲載された。

このほか、これまでに機構が実施した他の調査結果についても、文部科学省や教育委員会等の関係機関・団体等の資料に新たに引用され、雑誌や新聞記事にも掲載されるなど、調査結果の普及が図られている。令和4年度は、資料等への引用について22件の報告があった。報告されていないものも含めると、実際にはより多くの場面で活用されていると考えられる。

また、公表した調査結果は、雑誌等に記事を掲載し、普及を図っている(表7-3参照)。

表7-3 調査研究等の雑誌等掲載

調査研究名称等	掲載媒体
青少年の体験活動等に関する意識調査(令和元年度調査)	内外教育6月号
高校生の社会参加に関する意識調査-日本・米国・中国・韓国の比較-	月刊We learn7月号
コロナ禍を経験した高校生の生活と意識に関する調査 -日本・米国・中国・韓国の比較-	月刊日本教育9月号
青少年教育関連施設基礎調査	月刊社会教育10月号

② 全国規模の会議やフォーラムでの発表

令和4年度は、「青年海外協力隊帰国者の意識等に関する調査研究」について、一般社団法人協力隊を育てる会主催のオンラインイベントで紹介を行い、成果の普及に努めた。本イベントは、令和3年5月に実施予定だったが新型コロナウイルス感染症の影響で2度の延期を経て、実施することができた。なお、本調査は、自らの意思で日本を飛び出して発展途上国での協力活動等に取り組んだ青年海外協力隊・日系社会青年ボランティアの帰国者を対象に、幼少期の体験が青年海外協力隊等への参加の意思決定にどのように影響しているか、また、当該対象者が現地での協力活動等を通じて感じた意識・行動等の変化を調査し、帰国後の人生にどのような影響があったかを把握することを目的として、平成30年度に関係機関と連携のうえ実施し、令和3年3月に公表した

ものである。

(5) 青少年教育に関する実践・調査研究等の普及等連携

① 研究紀要

「青少年教育研究センター紀要」(以下、「紀要」という。)は、青少年にかかる調査研究の視点から青少年教育の振興に寄与するため、青少年教育関係者や大学院生からの投稿原稿を募集し、掲載している。令和4年度は紀要第11号を作成し、機構ホームページに掲載するとともに、文部科学省や関係機関・団体等に配布した。当紀要は従来、「特集」「投稿原稿」「調査研究報告」で構成されていたが、研究員の研究促進や、当センターが青少年教育に関する研究拠点であることをより対外的に示していくために、今号より新たに研究員による研究成果を示す場として「研究報告(論文)」を掲載することとした。

「特集」は、テーマを「『ユースとつくるコミュニティの行方～地域づくりのパートナーとしての青少年～』とし、子供・若者に関わる実践者を招き、オンラインで開催した座談会について収録した。イベントの内容はYouTubeで公開する予定である。投稿原稿は4本あり、研究者等による査読を経て、論文1本、研究ノート2本、報告1本を掲載した。新たに設けた「研究報告(論文)」では、論文を2本掲載した。調査研究報告は、当該年度に研究センター及び各部・各教育施設が、実施または取りまとめた調査研究事業等を掲載しており、今号では8件の調査研究報告を掲載した。

② 若手職員による実践報告・研究セミナーの実施

本部及び各教育施設の若手職員を対象とし、課題設定や試行、検証、まとめというプロセスを体験しながら研究的素養を身につけ、効果的かつ創造的に各々の業務に向き合う力を涵養することを目的に「若手職員による実践報告・研究セミナー」を実施した。令和4年度は、令和4年6月末にセンターで宿泊型の事前研修会を実施した後、計画シートの作成、中間発表会、研究員との個別相談を通して、「研究的な視点」で日常業務に取り組む力を養えるよう工夫した。令和5年2月にはオンラインで発表会を行い、抄録を作成することにより、結果を論理的にまとめて伝える機会とした。

③ 研究センターのリソースを活かした地方施設等との連携

これまで蓄積してきた調査研究成果等、研究センターのリソースを活用するとともに、各地方教育施設や実践現場との連携を深める取組を行った(表7-4参照)。

例えば、「国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査」は、全ての地方教育施設における傷

病発生状況を取りまとめ、結果を集計・分析してフィードバックすることで、現場の安全管理体制の強化に寄与した。また、「国立青少年教育施設での勤務経験による資質能力の向上に関する調査研究」の結果は、各道府県教育委員会等人材確保のために活用されている。さらに、「子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究」は、各地方教育施設が行う教育事業の参加者や研修支援の利用者を対象に行っており、当該調査研究の推進とともに教育事業の効果を明らかにすることに寄与している。

各地方教育施設で実施している実践研究事業（第3章2.（1）参照）については、大雪の事業（「みんなの登山物語～登山を通して脳力を鍛えよう～」）に研究協力として携わり、調査票の作成から分析、報告書作成に至るまで助言を行った。この事業は、小学校高学年の子供たちが学校で学んだ知識や経験を関連付けながら、登山の準備や実践を行うことにより今後の学習における探究力を高める一助とすることをねらいとし、令和4年の7月（日帰り）と8月（2泊3日）に実施したものである。キャンプ前後で登山事業の学習効果を測るための探究力に関する質問紙のほか、ループリック評価シートを用いて参加者自身の学習目標の達成度を把握し、個人の成長を活動前後で捉えるという試みを行った。また、令和4年11月の次長会議においては、教育事業部と連携し中間報告会を行った。この会では地方教育施設の次長を少人数のグループに分け、各施設の実践研究事業の進捗状況の確認や助言を研究員が行い、意見交換や相談ができる場とした。

表7-4 調査研究成果等研究センターのリソースの活用状況

事業名等	役割等	日程等
国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査	調査協力 助言、相談	通年
国立青少年教育施設での勤務経験による資質能力の向上に関する調査研究	調査協力	通年
子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究	調査協力、研究に関する助言、相談	通年
若手職員による実践報告・研究セミナーの実施	人材育成	通年
実践研究事業（大雪）	研究協力	7月～2月
日独勤労青年オンライン交流事業	講師	9月
実践研究事業中間報告会（次長会議）	研究に関する 助言、相談	11月

	機構の未来を考える勉強会「未来塾」第3回講演会 青少年教育の歴史から未来を考える	講師	11月		
	未来を拓く子供応援フォーラム	ファシリテーター	12月		
	令和4年度九州沖縄ブロック企画指導専門職研修会	講師	1月		

4. その他参考情報					
—					

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6	青少年教育団体が行う活動に対する助成		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0054

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度		令和3年 度	令和4年度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度
活動機会を提供した子供（0～18歳）の人数	中期目標期間中に子供の人口の1割程度に活動機会を提供する。	—	【目標】 40万人程度 【実績】 216,447人 【達成率】 54.1%	【目標】 40万人程度 【実績】 254,576人 【達成率】 63.6%	—	—	—	予算額（千円）	2,300,000	2,300,000	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	決算額（千円）	1,627,033	1,839,237	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	経常費用（千円）	1,613,100	1,844,035	—	—	—

—	—	—	—	—	—	—	—	—	経常利益（千円）	4,095	3,431	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（千円）	1,613,100	1,844,035	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数	15	16	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等		自己評価	評価
<p>< 主な定量的指標 ></p> <p>【青少年教育団体が行う活動に対する助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40万人程度の子供に活動機会を提供 <p>< その他の指標 ></p> <p>—</p> <p>< 評価の視点 ></p> <p>上記指標のとおり。</p>	<p>< 主要な業務実績 ></p> <p>「子どもゆめ基金」は、衆議院・参議院の超党派の国会議員により構成される「子どもの未来を考える議員連盟」が子供の未来のために有意義な基金の創設を発意し、平成13年4月に創設され、令和3年に創設20周年を迎えた。</p> <p>青少年の健全育成のため、民間団体を実施する自然の中でのキャンプや科学実験教室等の体験活動、絵本の読み聞かせ等の読書活動、子ども向け教材を開発・普及する活動への支援を行っている。令和4年度助成においては、4,516件（令和3年度4,919件、対前年度比403件減）の応募があり、3,391件（令和3年度3,903件、対前年度比512件減）を採択し、2,805件（令和3年度2,755件、対前年度比50件増）に交付した（表8-1参照）。これらの採択された活動において、当初の計画どおり実施された場合の子供の参加者数は、約44万人を見込んでいた。</p> <p>令和4年度は、新型コロナウイルスオミクロン株が流行し、第7波、第8波の影響により、夏休みや冬休み期間の活動規模を縮小したり、活動実施を見合わせたりした団体があった。令和4年度の助成活動の取下538件のうち、新型コロナウイルス感染症に関連した取下が329件あった。加えて、助成活動の廃止51件のうち、これに関連した廃止が47件、計画変更50件のうち、これに関連した変更は36件あった（表8-2参照）。</p> <p>また、令和4年度も、感染対策に用いる消耗品等を対象経費として認めるなどの工夫を行い、新型コロナウイルス感染症の流行下においても活動機会を可能な限り確保できるようにした。オンライン会議ツールを活用した体験活動についても、参集型と組み合わせて行う活動を含め、オンライン形式への計画変更（上記36件のうち31件）を認めるなどして支援を行った（表8-2参照）。</p> <p>この助成により、254,576人（令和3年度216,447人、対前年度比38,129人増）の子供たちに様々な体験活動や読</p>		<p>< 評価と根拠 ></p> <p>評価：B</p> <p>令和4年度においては、3,391件を採択し、当初の計画では約44万人の子供たちに様々な体験活動や読書活動の機会の提供する予定であったが、その後、538件の取下、51件の計画廃止の申請があり、最終的に2,805件に助成金の交付を行った。令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響は大きいものがあったが、そのような状況の中でも、感染対策に用いる消耗品等を対象経費として認め、活動機会を</p>	<p>< 評価に至った理由 ></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>令和4年度は、新型コロナウイルスの影響により、年度計画で定める40万人には至らなかったものの、感染対策に用いる消耗品等を対象経費として認めるなどの工夫や、団体のニーズに対応しオンライン会議ツールを活用した体験活動へ</p>

書活動の機会を提供する事業に対し支援を行うことができた。また、子供の体験活動や読書活動を支援する指導者等を対象とした活動には、20,927人（令和3年度17,086人、対前年度比3,841人増）が参加した（表8-3参照）。

表8-1 助成金の応募・採択状況

助成対象 活動区分	年度	応募状況		採択状況		確定状況	
		応募件数	交付申請額	採択件数	交付決定額	確定件数	確定額
体験活動	R4	4,078	2,060,990	3,055	1,238,885	2,519	782,115
	R3	4,388	2,223,393	3,483	1,318,456	2,439	690,105
	増△減	△310	△162,403	△428	△79,571	80	92,010
読書 活動	R4	413	207,753	323	151,968	273	86,765
	R3	500	237,872	407	149,594	304	79,509
	増△減	△87	△30,119	△84	2,374	△31	7,256
教材開発 ・ 普及活動	R4	4,516	2,431,343	3,391	1,469,801	2,805	941,305
	R3	4,919	2,669,524	3,903	1,532,400	2,755	826,112
	増△減	△403	△238,181	△512	△62,599	50	115,193
合計	R4	4,516	2,431,343	3,391	1,469,801	2,805	941,305
	R3	4,919	2,669,524	3,903	1,532,400	2,755	826,112
	増△減	△403	△238,181	△512	△62,599	50	115,193

表8-2 新型コロナウイルス感染症の影響による取下等について

区分	採択件数	取下件数	確定件数	計画変更	
				計画廃止	計画変更
令和4年度 総件数	3,391	538	2,805	51	50
新型コロナウイルス 感染症の影響による件数	—	329 (全体の61.1%)	—	47 (全体の92.2%)	36 (※1)31

※1 オンライン形式の活動への計画変更

表8-3 助成活動への参加状況

(単位：人)

可能な限り確保できるようにしたことや、オンライン形式への計画変更を認めたり、オンライン会議ツールを活用した体験活動への取組について支援したりしたこと、子どもゆめ基金説明会において助成団体による取組事例の発表を行い、ノウハウを共有したり、都道府県や関係団体と連携し広報活動を行ったことなど、令和4年度についても様々な工夫を行い、助成団体の支援等に取り組んだ。その結果、令和4年度においては計画を下回りはしたものの、約25万人（令和3年度約22万人、対前年度比約3万人増）の子供に活動機会を提供することができた。

子供の貧困対策の一環として平成27年度から、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を助成対象とすることで、経済的に困難な状況にある子供の負担が軽減されるよう措置を講じ

の支援等に柔軟かつ積極的に対応することで、令和3年度より38,129人多い、254,576人の子供に活動の機会を提供した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和3年度より応募件数が403件減少した4,516件となったが、応募件数全体の20.6%に当たった461団体の新規応募団体を獲得した。

令和4年度に実施した募集説明会は、参集型での開催だけでなく、ハイブリット形式で開催や、説明動画のホームページ掲載など、説明会参加希望者のニーズに即した複数の情報提供手段を設けることで、助成団体の増加に努めた。

助成団体の選定にあたっては、外部有識者で構成する委員会を設置し、専門的見地から審査を行った。また審査状況や採択結果のほか、選定基準や人気を終了した審査委員名をホームペ

区分	令和4年度			令和3年度			増△減		
	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計
①	342,717	24,267	366,984	276,482	24,655	301,137	66,235	△388	65,847
①－1	239,513	15,063	254,576	201,836	14,611	216,447	37,677	452	38,129
①－2	103,204	9,204	112,408	74,646	10,044	84,690	28,558	△840	27,718
②	5,270	15,657	20,927	7,072	10,014	17,086	△1,802	5,643	3,841
合計	347,987	39,924	387,911	283,554	34,669	318,223	64,433	5,255	69,688

①子供を対象とする活動の参加人数

①－1…①のうち子供の参加人数、①－2…①のうち大人の参加人数

②フォーラム等振興普及活動・指導者養成

1. 助成活動の募集

(1) 広域的な広報活動

① 募集説明会の実施等

令和4年度に実施した募集説明会は、全国35都道府県43か所（令和3年度36都道府県33か所、対前年度比10か所増）での開催を計画した。同説明会では、応募書類の作成方法や対象経費等について説明するとともに、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図った。例えば、北海道、東京、愛知、大阪では、助成団体による事例発表や、青少年研究センター研究員による体験活動の重要性についての講義、株式会社大塚製薬工場による熱中症対策についての講義を行うなど、体験活動の効果的な実施方法についての情報提供を行った。

令和3年度に引き続き、説明動画を子どもゆめ基金ホームページに掲載し、説明会への参加の有無に関わらず説明内容を見ることができるようにするとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、要望のあった地域では、参集型とオンラインのハイブリッド形式で開催した。

また、これまででも地方教育施設や都道府県教育委員会等と連携して全国各地で説明会を開催し、情報交換を行ってきた。令和4年度は、京都市市民活動総合センターからの依頼により、同センター主催の「NPOのための助成金活用セミナー」で助成金事業の説明を行ったところ、令和5年度（一次募集）における京都府のNPO団体からの申請件数が、前年度（一次募集）より4件増の29件となった。

ており、令和4年度は97件の活動を支援した。

助成活動の広報・周知については、助成活動の事例と申請時のポイントをまとめた「子どもゆめ基金ガイド」を作成し、情報提供を図ったほか、「子どもゆめ基金助成活動情報サイト」において、助成活動の実施時期・場所などの情報を広く提供したり、機構ホームページ内の「助成団体に聞いてみた！」で助成団体のもつノウハウを共有したりした。

このように、新型コロナウイルス感染症の流行下でも、感染症対策経費を認めたり、オンライン形式への計画変更を認めたりするなどの支援を行うとともに、助成活動に対する広報・周知を行うなど様々な工夫を行ってきた。以上のことによりB評定とした。

<課題と対応>

引き続き、多くの子供たちの様々な体験活動等の機会

に掲載し、客観性の確保に努めた。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

・新規応募団体増加に向けた広報や新型コロナウイルス感染症の影響により応募が減少した地域へのアプローチにおいて、都道府県や地方教育施設と連携するなど、多様な広報手段により、応募件数の拡大及び参加者の増加に取り組み、青少年の体験活動等の機会や場の充実を図っていただきたい。

<その他事項>

・引き続き説明会の実施形態について新たな可能性を検討し、応募件数増加に向けて取り組んでいただきたい。

② 周知を図る取組

助成活動の事例と申請時のポイントをまとめた「子どもゆめ基金ガイド」を作成し、全国の関係機関等へ配布するとともに、機構ホームページに掲載し広く情報提供を行った。

また、「子どもゆめ基金助成活動情報サイト」を活用し助成活動の実施時期・場所などの情報を広く提供している。

これらに加え、各都道府県にあるNPO支援センターなどの中間支援組織に募集案内やチラシの送付をするとともに、全国母子寡婦福祉連合会及び全国児童養護施設連絡協議会、公益社団法人日本PTA全国協議会へ広報活動を行うなど、積極的な活用及び広報協力の依頼を行った。



図8-1

子どもゆめ基金助成金活動情報サイト

(2) 助成金の応募・採択・確定状況(表8-1、8-4、8-5、8-6、8-7参照)

令和4年度助成活動の分野別の応募件数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、体験活動4,078件、読書活動413件、教材開発・普及活動25件の合計4,516件(令和3年度4,919件、対前年度比403件減)であった。

応募団体数は、2,239団体(令和3年度2,408団体、対前年度比169団体減)であり、このうち新規の応募団体数は、461団体(令和3年度454団体、対前年度7団体増)で全体の20.6%であった。

都道府県別に見ると、人口の多い首都圏及び大都市からの応募が多かった。新型コロナウイルス感染症の影響もあり前年度より、応募団体数が減少する都道府県が多い中、地方教育施設が所在しない府県のうち、茨城県においては磐梯と連携して説明会を開催したところ、5件増の66件の応募があった。

表8-4 助成金の応募状況

(団体種別団体数・割合)

団体種別	令和4年度		令和3年度		増△減 応募団体数
	応募団体数	割合(%)	応募団体数	割合(%)	
財団法人・社団法人	295	13.2	284	11.8	11
特定非営利活動法人	536	23.9	570	23.7	△34
法人格を有しない団体	1,408	62.9	1,554	64.5	△146

を増加させるため、助成活動の実施時期・場所などの情報を機構ホームページで広く提供するとともに、助成金の一層の周知を図るため、関係機関・団体の全国組織等とも連携した広域的な広報活動を行っていく。これらに加え、応募の少ない地域に対しては県や地方教育施設と連携し説明会を開催するなど、広報の一層の充実を図っていく。

不正受給対応については、更なる不正抑止のため、令和4年度の助成活動より謝金及び旅費の支払いを銀行振込により行うものとする措置を講じたところであり、引き続き適正な助成に向けて取り組んでいく。

今後も、多くの子供たちに体験活動等の機会を提供できるよう、助成団体の求めるニーズを把握するなどして一層の支援を検討していく。

合 計	2,239	—	2,408	—	△169
-----	-------	---	-------	---	------

(注) 項目ごとに小数点2位以下を四捨五入しているため、団体数の合計が100%にならない場合がある。

表8-5 助成金の応募状況(新規団体数)

(単位: 団体)

団体種別	令和4年度	令和3年度	増 △ 減
新規団体数	461	454	7
	(20.6%)	(18.9%)	(1.7%)

表8-6 助成金の応募状況(団体所在地都道府県別)

都道府県	応募団体数			応募件数		
	令和4年度	令和3年度	増 △ 減	令和4年度	令和3年度	増 △ 減
北海道	107	115	△8	230	235	△5
青森県	17	23	△6	39	52	△13
岩手県	24	22	2	44	39	5
宮城県	31	26	5	47	36	11
秋田県	16	15	1	27	27	0
山形県	22	20	2	52	49	3
福島県	21	25	△4	36	48	△12
茨城県	35	34	1	66	61	5
栃木県	48	55	△7	76	87	△11
群馬県	20	26	△6	39	46	△7
埼玉県	89	97	△8	174	197	△23
千葉県	85	98	△13	222	248	△26
東京都	352	351	1	779	797	△18
神奈川県	107	121	△14	214	261	△47
新潟県	37	47	△10	63	74	△11
富山県	14	18	△4	32	38	△6
石川県	29	26	3	50	44	6

福井県	15	21	△ 6	15	23	△ 8
山梨県	21	22	△ 1	42	65	△23
長野県	38	46	△ 8	64	83	△19
岐阜県	34	32	2	64	63	1
静岡県	43	47	△ 4	79	90	△11
愛知県	70	76	△ 6	133	145	△12
三重県	28	27	1	38	33	5
滋賀県	32	42	△10	51	66	△15
京都府	69	59	10	155	139	16
大阪府	190	192	△ 2	392	409	△17
兵庫県	103	98	5	182	178	4
奈良県	37	41	△ 4	93	85	8
和歌山県	18	23	△ 5	30	34	△ 4
鳥取県	8	9	△ 1	23	26	△ 3
島根県	15	11	4	23	20	3
岡山県	32	46	△14	61	81	△20
広島県	18	21	△ 3	25	30	△ 5
山口県	22	22	0	39	35	4
徳島県	23	32	△ 9	50	65	△15
香川県	24	27	△ 3	40	50	△10
愛媛県	35	47	△12	86	95	△ 9
高知県	16	16	0	35	35	0
福岡県	102	93	9	216	198	18
佐賀県	18	19	△ 1	31	52	△21
長崎県	15	12	3	29	40	△11
熊本県	30	33	△ 3	51	58	△ 7
大分県	23	21	2	39	37	2
宮崎県	20	30	△10	41	64	△23

鹿児島県	60	100	△40	157	248	△91
沖縄県	26	24	2	42	33	9
合計	2,239	2,408	△169	4,516	4,919	△403

表8-7 助成金の採択・確定状況（団体所在地都道府県別）

都道府県	採択件数			確定件数		
	令和4年度	令和3年度	増△減	令和4年度	令和3年度	増△減
北海道	175	194	△19	141	136	5
青森県	29	39	△10	27	28	△1
岩手県	34	33	1	26	29	△3
宮城県	35	31	4	25	19	6
秋田県	22	26	△4	16	21	△5
山形県	44	45	△1	38	41	△3
福島県	29	42	△13	22	20	2
茨城県	56	56	0	45	39	6
栃木県	62	71	△9	49	47	2
群馬県	30	40	△10	26	28	△2
埼玉県	130	169	△39	110	101	9
千葉県	177	195	△18	148	133	15
東京都	567	604	△37	451	420	31
神奈川県	154	185	△31	140	136	4
新潟県	52	62	△10	45	34	11
富山県	28	31	△3	16	19	△3
石川県	35	37	△2	30	26	4
福井県	14	21	△7	9	13	△4
山梨県	37	50	△13	34	33	1
長野県	53	62	△9	43	49	△6
岐阜県	50	60	△10	29	38	△9

静岡県	54	71	△17	46	58	△12
愛知県	97	116	△19	76	87	△11
三重県	31	26	5	24	18	6
滋賀県	44	58	△14	40	48	△8
京都府	120	113	7	104	87	17
大阪府	302	318	△16	275	238	37
兵庫県	136	143	△7	109	90	19
奈良県	82	77	5	76	56	20
和歌山県	20	31	△11	13	25	△12
鳥取県	19	21	△2	18	18	0
島根県	19	15	4	16	10	6
岡山県	46	68	△22	36	42	△6
広島県	16	21	△5	11	13	△2
山口県	29	31	△2	26	24	2
徳島県	40	54	△14	37	40	△3
香川県	24	38	△14	20	25	△5
愛媛県	65	79	△14	59	66	△7
高知県	24	29	△5	19	19	0
福岡県	138	154	△16	119	115	4
佐賀県	22	35	△13	20	20	0
長崎県	23	30	△7	15	22	△7
熊本県	35	45	△10	25	34	△9
大分県	19	26	△7	15	12	3
宮崎県	38	55	△17	33	42	△9
鹿児島県	107	172	△65	82	119	△37
沖縄県	28	24	4	21	17	4
合計	3,391	3,903	△512	2,805	2,755	50

(3) 助成団体の事業運営の支援

事業内容の質の向上の観点から、助成団体の事業運営を支援するため、令和4年3月に子どもゆめ基金ホームページ内に、「助成団体に聞いてみた!」を作成した。このページでは、助成を受けて活動する団体が、実際に活動の企画、参加者募集、指導者・スタッフの資質向上等について、どのような工夫をして活動を実施しているのかを取組事例として紹介することで、助成団体が持つノウハウ等の共有を図った。

また、子どもゆめ基金説明会においても、助成団体から好事例の発表を行ってもらい、参加団体へ参加者募集、他団体との関係づくり、活動の安全管理等について、助成団体がもつノウハウを基に情報提供の機会を設けた。

2. 選定手続き等の客観性の確保

(1) 選定手続きの状況

① 審査委員会組織及び審査体制

助成の審査を専門的見地から行うため、審査委員会のもとに、自然体験活動専門委員会（4委員会）、科学体験活動専門委員会（1委員会）、交流体験活動専門委員会（3委員会）、社会奉仕・職場・総合・その他の体験活動専門委員会（3委員会）、読書活動専門委員会（1委員会）、教材開発・普及活動専門委員会（1委員会）の各専門委員会（13委員会・41人）を設置している。

通常であれば、審査委員会及び専門委員会は参集型で行われていたが、全ての委員会を参集型とオンラインのハイブリッド形式で開催した。

② 審査委員会委員及び専門委員会委員の選任

審査委員の任期は、子どもゆめ基金審査委員会規程により2年としている。令和4年度助成は、男性11人、女性3人の計14人が審査委員として審査に当たった。また、男性30人、女性11人の計41人が専門委員として審査



図8-2

子どもゆめ基金ホームページ内「助成団体に聞いてみた!」

を行った。

③ 審査委員会及び各専門委員会の審査状況

令和5年度助成一次募集については、令和4年11月から翌3月にかけて実施した。審査は、審査委員会が定めた助成金交付のための基本方針を踏まえ、各専門委員会が審査の方法等について認識の共有を図ったうえで助成対象活動の評定を行い、その結果を審査委員会へ報告している。

審査委員会においては、各委員会の評定結果に基づき、助成対象活動の採択を行うことで、客観性の確保に努めた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、普及がなされたオンラインを活用した体験活動についても、委員会において以下の審査の視点を定め、審査を行った。

- ア. 実際に集合して行う活動と同程度の目的やねらいを達成できること
- イ. テレビ会議システム等で双方向に繋がっていること
- ウ. 実技を伴う活動は安全に行えるよう配慮すること

ただし、自然体験活動については分野の趣旨にある「自然に触れ親しむ」ことができないため、また、読書活動については、使用する絵本等の著作権の使用が認められないことから、子供を対象とした活動は原則として認めないとする決定がなされた。

さらに、活動を行う上での注意点として以下をまとめ団体に周知した。

- ア. 参加者の募集に関すること
- イ. 対象とする地域によって募集規模を設定すること
- ウ. 著作権に関すること
- エ. 肖像権に関すること
- オ. 安全対策に関すること
- カ. 個人情報保護・情報セキュリティ対策に関すること
- キ. オンライン形式による活動における経費に関すること

(2) 選定手続き等の客観性の確保に関する取組

審査状況や採択結果のほか、助成金交付の基本方針（選定基準）、審査委員・専門委員名をホームページに掲載するなど、客観性の確保に努めた。

3. 助成金の交付

(1) 特色ある活動への助成

助成金交付に際しては、外部有識者から構成される「子どもゆめ基金審査委員会」に審査を諮問し、特色ある活動を中心に助成するという基本方針のもと、審査が行われ、4,516件、2,431,343千円の応募に対し、3,391件（採択率75.1%）、1,469,801千円の交付決定を行った。

【助成団体における活動事例】

- ① 小学1年生から6年生を対象に、7泊8日のキャンプを実施した。川遊びや星空観察などの日常生活では体験できない活動をする中で、自然の中で仲間と楽しむだけでなく、食事作りや洗濯といった生活においても、自分が担当する仕事に取り組み、仲間と協力することの大切さを学ぶ機会となった。また、時間的に余裕をもって過ごせる活動であったため、集団生活の中で起きた課題についても、自分たちで解決できるようになった。
- ② 子供の読書活動を推進するためのフォーラムを開催した。今回は、高校生の読書活動を推進するために、高校生による朗読や、ブックトーク、児童文学作家による講演、高校生から作家へのインタビューなどを行った。高校生の読書離れが課題となっている中で、参加した読書活動関係者や読み聞かせボランティアにとって、今後の読書活動の推進について考える機会となった。

(2) 経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動への助成

「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定、令和元年11月29日改定）を踏まえ、経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を特に助成の対象とすることで、参加者の負担が軽減されるよう平成27年度から措置を講じている。

令和4年度は、97件（令和3年度109件、対前年度比12件減）の活動を支援した。また、全国母子寡婦福祉連合会及び全国児童養護施設連絡協議会へ広報活動を行い、積極的な活用及び広報協力の依頼を行った。

【助成団体における活動事例】

- ① ひとり親家庭の親子を対象に、野外炊事などの体験活動を通して、火起こしから調理、片付けに至るまで各行程に関わることで、仲間と協力することの大切さについて学んだり、親子でハイキングを行い、共に過ごす時間を楽しんだり助け合ったりして絆を深めるなど、主体性や思いやりの心を育んだりする機会を提供

	<p>した。</p> <p>② 児童養護施設の子供たちを対象に、山・川・海での活動を通し、自分たちの暮らしが自然に支えられていることを体験するとともに、自分が捕まえた魚を調理することで生態系について学び、食について考える機会となった。また、地引網体験や養殖体験などを通して、漁業という職業について学び、将来について考える活動を行った。</p> <p>4. 適正な助成に向けた取組</p> <p>助成活動の実施状況と経理状況を確認するため、対前年度比3件増の177件を抽出し調査を行い、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図った。調査結果は概ね適正であったが、関係書類の管理に不備が見受けられた団体については、改善するよう指導した。</p> <p>また、助成活動において提出書類の偽造等の不正行為が多数確認され、不正の事実確認や実態把握のため関係団体等への調査を実施した。不正受給による取消は14団体、104件あった。</p> <p>助成金の不正受給等をなくすため、写真撮影時の月別フォトボードの掲示などの撮影要件に基づく確認を引き続き行うとともに、令和4年度からは謝金・旅費については、全て銀行振込にて支払うよう取扱いを変更した。</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
—

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-7	共通的事項		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0054

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度
ホームページ 総アクセス件 数	年間平均 550万件を 達成する。	—	【目標】 550万件 【実績】 583万件 【達成率】 106%	【目標】 550万件 【実績】 960万件 【達成率】 174.5%	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
			令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度
予算額（千円）			3,390,801	3,159,229	—	—	—
決算額（千円）			3,201,475	3,395,945	—	—	—
経常費用（千円）			3,183,136	3,437,861	—	—	—
経常利益（千円）			143,085	▲238,223	—	—	—

—	—	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト(千円)	3,184,746	3,437,861	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数	365	366	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	A	
<p><主な定量的指標></p> <p>【広報の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部及び28施設のホームページ総アクセス件数 <p><その他の指標></p> <p>【広報の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の広報研修の実施 <p><評価の視点></p> <p>上記指標のとおり。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>機構は、我が国の青少年教育に対する理解増進や体験活動を推進する社会的気運の醸成のため、様々なエビデンスを基にその必要性を発信していくことが求められている。</p> <p>文部科学省では、令和4年2月に公表した「教育進化のための改革ビジョン」に基づき、コロナ禍で縮小した「リアルな体験」の機会を充実させるため、令和4年度を「体験活動推進元年」、そして令和6年度までを「体験活動推進重点改革3か年」と位置付け、体験活動の重要性を訴えている。また、令和4年6月には、企業と連携した子供たちのリアルな体験機会の充実を全国規模で推進するため、「子供の体験活動推進宣言」を発表した。</p> <p>これらの動きを受け、機構においても、理事長のリーダーシップのもと、機構の経営を強化するために必要な事業・取組に係る企画・立案を行う「経営企画調整室」を令和4年4月に設置し、機構全体で民間企業等との連携を強化し、教育事業等の質的及び量的な拡充及び広報の充実に努めた。また、青少年教育の更なる振興に資するため、機構との親和性の高い事業に取り組む民間企業等と包括協定を締結し、協力体制の構築を行った(第6章参照)。</p> <p>各業務及び事業については、自己点検・評価を実施するとともに、その結果について外部検証を行い、業務の改善に反映させている。</p> <p>各業務の実施に当たっては、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図り、日常的な点検・改善整備等を通じて、安全安心な教育環境を確保している。</p> <p>1. 広報の充実</p> <p>(1) メディアの活用</p> <p>① 調査研究結果等のプレスリリース</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>(1) 広報の充実、(2) 各業務の点検・評価の推進、(3) 各業務における安全性の確保、(4) ICTの利活用、の各事項において、年度計画に掲げた取組を達成することができた。特に広報の充実については、年度計画に掲げた取組以外に、関係団体や民間企業等と連携して全28施設で「そとチャレラリー」に取り組み、コロナ禍で縮小した体験活動を推進する社会的気運の醸成に寄与した。また、新たな取組であるクラウドファンディングやネーミングライツ事業は、これらの</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>1. 広報の充実</p> <p>寄附金等の増加につながる取組として、新たにクラウドファンディングを実施し、国立室戸青少年自然の家では海洋活動体験船の修繕費用として約180万円、国立信州高遠青少年自然の家では親子工作教室及び講演会の事業費として48万円の寄附を得た。また、ネーミングラ</p>		

機構が実施した調査の結果については、報告書、紀要、パンフレットの作成等による調査研究結果の活用促進のほか、報道発表を通じて広く社会に普及を行っている。

令和4年度は「コロナ禍を経験した高校生の生活と意識に関する調査報告書」の報道発表を行った。その結果、朝日新聞等の全国紙や、毎日新聞オンライン等のWebサイト等、合計36件が引用・掲載された。

② 雑誌・新聞・テレビ等への掲載・放映

ア. 各教育施設においてプレスリリースを行うなど広報に努め、全国紙や教育施設が所在する地域の地方新聞等に、事業等を通じた各教育施設の体験活動推進の取組等が掲載された（令和4年度：延べ55紙、204回、対前年度比6紙減、54回減）。

イ. 令和4年度は、機構の事業等に関する記事や写真を6紙・誌（「日本教育新聞」（発行：株式会社日本教育新聞社）、「教育ジャーナル」（発行：株式会社学研教育みらい）、「月刊公民館」（発行：公益社団法人全国公民館連合会）、「マナビィ・メールマガジン」（発行：文部科学省）、「内外教育」（発行：時事通信社）、「CAMPING」（発行：公益社団法人日本キャンプ協会））に年間を通じて連載を行っている。

ウ. 「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動に関する取組や事業のPRについて、山陽新聞や長野日報、内外教育、月間公民館、文教ニュース、「HUGHUG」（岡山県おやこ情報誌）、「月刊タウン情報おかやま」、「さん太タイムズ」（山陽新聞社こども新聞）に掲載された。

また、室戸では、令和3年度に引き続き、室戸市発行の月間広報誌「広報むろと」に「体験の風をおこそう」運動をテーマに年間を通じて連載を行った。

エ. 教育施設で実施したイベント等の様子が地元テレビ局に取材され、ニュース等の番組で以下のとおり放映された（表9-1）。

表9-1 テレビ局による取材があった施設の一覧

No	施設名	放送局名
1	岩手山	NHK 盛岡放送局
2	能登	NHK 金沢放送局、能越ケーブルネット
3	大洲	ケーブルネットワーク西瀬戸
4	阿蘇	熊本朝日放送、阿蘇インターネット放送局 WebTV 阿蘇
5	花山	tbc 東北放送局

取組自体が話題となり、広報活動の一環として機能するなど、広報の充実にもつながった。

よって、年度計画を上回る成果が得られたため、A評定とした。

<課題と対応>

広報の充実に向けて様々な取組を進めてはいるものの、機構の認知度は十分とは言えず、さらに高めていく必要がある。特に、外部資金の獲得に向けて、クラウドファンディングやネーミングライツ事業に取り組みでいく際にも、機構の認知度や価値は要点となる。よって、これら高められるよう、より戦略的な広報に取り組んでいくことが求められる。また、センターが取り組んだLINE広告のような好事例や、クラウドファンディングの好事例を全施設で共有するなど、広報研修等の充実にも取り組み、組織全体の広報力を強化していくことも課題であ

イツ事業として、株式会社かんぽ生命を5教育施設のネーミングライツ事業者に決定し、命名権料となる約1千万円を得た。

令和5年5月開催の「春のキッズフェスタ」に向け、令和4年度は、共催団体とともに記者会見を行い、その様子が新聞やテレビ等のメディアに取り上げられた。また、家族で取り組める体験活動を動画で紹介するYouTubeチャンネル「体験ちゃん」でのPRや地域の情報冊子へのイベント情報の掲載など、多様な広報活動を行った。

国立オリンピック記念青少年総合センターでは、東京都「体験の風をおこそう」運動実行委員会の事務局として、総合警備保障株式会社等の23団体と連携して、「TOKYO TAIKEN MARCHE in SHIBUYA」を開催し、500組を超える家族等が来場した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した子供の外での活動を後押しす

6	信州高遠	伊那ケーブルテレビ
7	立山	BS よしもと 265ch
8	曾爾	NHK 奈良放送局
9	吉備	吉備ケーブルテレビ
10	室戸	NHK 高知放送局、高知さんさんテレビ
11	大隅	NHK 鹿児島放送局、KKB 鹿児島放送

③ マスコミ関係者との連携

令和3年度に引き続き、マスコミ関係者を施設業務運営委員会の委員等に招聘し、当該委員の所属するメディアや施設の所在地周辺に影響力を持つ地元メディアと連携した。教育事業等の記事を多数掲載したり、連載枠に記事を定期掲載したりするなど、メディアとの連携を活用した効率的かつ効果的な広報の実施に努めた。

(2) 体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布

① 動画コンテンツの作成

コロナ禍で体験活動も制約される中、家庭で取り組める体験活動を動画で紹介するYouTubeチャンネル「体験ちゃん」を令和3年度に開設し、日常生活の中で実施可能な体験活動の普及啓発に取り組んでいる。令和4年度は、自然体験、文化体験、生活の知恵、科学学習、スポーツ・運動、創作活動など様々なジャンルから「おうちで・家族と一緒に・簡単にチャレンジできる」体験や遊びの紹介動画を年間合計44本配信した。また、令和5年度に開催予定の「春のキッズフェスタ」のPRとして、吉本興業所属の芸人であるゆりやんレトリィバァ氏に「体験ちゃん【春のキッズフェスタ】特別編」へ出演してもらい、効果的にPRを行った。



図9-1 YouTubeチャンネル「体験ちゃん」

動画一覧ページ(コンテンツ数 68[令和5年3月現在])

る。
安全性の確保については、令和3年度から全ての教育施設に安全管理担当者を配置しており、プログラム実施時の対応や活動環境の整備に加え、傷病・事故・ヒヤリハットの収集と分析結果を活用した安全管理を行うなど、安全性の向上を検討していきたい。
ICTを効果的に活用した体験活動の在り方については、デジタル技術とリアルな体験活動とを効果的に組み合わせるなど、新しい体験活動の在り方について引き続き検討していきたい。

ることを目的に、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟と公益社団法人ガールスカウト日本連盟と連携して「お外でリアル体験！そとチャレラー2022」を実施し、多数の企業等から協賛を得ながら、体験活動を推進する社会的気運の醸成に寄与した。

ホームページのアクセス件数について、令和4年度は、目標値(通年550万件)の174.5%に当たる約960万件のアクセスがあった。

2. 各業務の点検・評価の推進

利用団体がよりよい研修を実施できるよう、アンケート調査等を行い、ニーズ等を分析し、業務改善を図った。

また、令和4年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者による外部評価を行った。

3. 各業務における安全性の確保

各教育施設において「危機

	<p>本チャンネルの総コンテンツ数は68、総視聴回数は約29,000回を超えている。</p> <p>② 関係機関・団体や保護者等へのリーフレットの配布</p> <p>令和3年度に引き続き、文部科学省主催の小・中・高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会、都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議、小中高各教科等教育課程研究協議会、全国都道府県教育長協議会・教育委員協議会、管理・指導事務主管部課長会議で、全国の教育行政関係者に教育施設や体験活動推進に関するリーフレット等を配布した。</p> <p>(3) 寄附金等の増加に繋がる取組</p> <p>令和4年度は、寄附金等の増加に繋がる取組として、新たにクラウドファンディングとネーミングライツ事業を開始した。</p> <p>また、「TOKYO TAIKEN MARCHE in SHIBUYA」及び「お外でリアル体験！そとチャレラリー2022」においても企業等から物品の提供を得た。</p> <p>① クラウドファンディング</p> <p>令和4年度は、室戸と信州高遠においてクラウドファンディングを実施し、室戸では海洋活動体験船の修繕費用として約180万円、信州高遠ではNHKの子供向け工作番組「つくってあそぼ」に出演していた久保田雅人氏を招いた親子工作教室及び講演会の事業費として48万円の寄付が得られ、いずれも目標額を達成した。</p> <p>また、この取組に合わせて機構ホームページに新たにクラウドファンディング等のページを増設した。</p> <p>【取組事例】海洋活動体験船「くろしお」復活プロジェクト～子供たちに豊かな自然体験活動を～（室戸）</p> <p>海洋活動体験船「くろしお」は、定員40人ほどの旅客船で、室戸岬の周辺を指導員の解説を聞きながら回遊できる室戸の呼び物となる体験イベントだったが、エンジンの排気管に損傷が見つかり、運航を見合わせていた。新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減り、修繕費（119万円）を賄うことが難しいことから、クラウドファンディングで寄付を募り、その取組がNHK高知でも報道されるなど注目を集め、約180万円の寄付を得た。</p> <p>② ネーミングライツ事業</p> <p>令和4年度は、株式会社かんぼ生命を、磐梯、那須甲子、中央、淡路、大洲の5地方教育施設のネーミングラ</p>		<p>管理マニュアル」や「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を基にしたマニュアル等を作成し、適宜更新し遵守しているほか、令和4年度は安全管理研修において、危機管理マニュアルの点検のポイントの説明を行い、利用者等の安全の確保を図った。</p> <p>4. ICTの利活用</p> <p>令和4年度末時点で、17教育施設で、事前・事後指導においてオンライン会議ツールを使用しており、また青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議や研修等では、可能な限りオンライン配信を実施した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の好事例の共有や広報研修等の充実などに取り組み、組織全体の広報力を更に強化していただきたい。
--	--	--	--

	<p>イツ事業者に決定し、命名権料として、約1千万円を得た。各地方教育施設のつどいの広場は愛称を「かんぼラジオ体操広場」とし、ラジオ体操を通じて青少年の健全な育成とウェルビーイングの向上に資することを目的として、株式会社かんぼ生命及びNPO法人全国ラジオ体操連盟と令和4年8月に包括協定を締結した。かんぼ生命のWeb CM「もっとうごかそう、ラジオ体操で。」篇には、中央でのラジオ体操シーンが放映されている。</p> <p>(4) 企業等との連携事業やPR活動の充実</p> <p>① 民間企業等との連携事業等の実施</p> <p>「体験の風をおこそう」運動を地域ぐるみで展開するスキームを活用して、自治体や民間企業等との連携を促進する基盤を整備し、アウトリーチ型の連携事業にも取り組んだ。</p> <p>また、本部において取り組んできた鉄道会社との連携事業は、新たに小田急電鉄株式会社を連携先に加え、中央において実施した。参加者募集は小田急電鉄株式会社のホームページやメルマガのほか、沿線の各駅構内で事業チラシを配架し、東京近郊で集客した。プログラムは、アウトドアクッキングや富士山を感じることができる小富士トレッキング等を行い、参加した家族からは「スタッフのサポートにより、息子1人でも色々挑戦し大きな成長を見せてくれた」などの感想が寄せられ、参加した9割以上の家族から満足の評価を得ることができた。</p> <p>【取組事例】民間企業等との連携事業（センター・夜須高原）</p> <p>センターでは、東京都「体験の風をおこそう」運動実行委員会の事務局として、令和5年1月に、渋谷区の後援を得て、渋谷区立神南小学校を会場に、コールマン（ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社 コールマン事業部。以下、「コールマン」という。）の共同企画のもと、総合警備保障株式会社等の23団体と連携し、「TOKYO TAIKEN MARCHE in SHIBUYA」を開催した（図9-2参照）。500組を超える家族等が来場し、1,500名が参加した。会場では、各企業等の強みを活かした体験ブースを出展してもらったほか、コールマンからはテント等の物品提供も受けた。</p> <p>夜須高原ではコールマンや三菱広報委員会等の複数団体と連携し、博多駅前「HAKATA Kids EXPO」を開催し「子どもの成長を支える20の体験」に関するワークショップ等を開催した。520組以上の家族等が来場し、約1,600名が参加した。当イベントには阿蘇も参加し、連携協定を締結した阿蘇ジオパーク推進協議会と阿蘇の研修指導員所属のWakuWaku あそBe隊と連携し、ジオをテーマにした広報活動を行った。</p> <p>② PR活動の充実</p> <p>センターでは、令和5年5月に開催予定の「春のキッズフェスタ」に向け、本事業の共催団体である株式会社</p>	<p><その他事項></p> <p>・令和4年度は、新たなチャレンジ等による広報活動が行われており、引き続き新しい発想と工夫により、広報の充実を図っていただきたい。</p>
--	--	--

ラフ&ピースマザー及び株式会社 CANVAS とともに、令和5年3月に記者会見を行った（図9-3参照）。会場には、イベント当日に参加する吉本興業所属の芸人や元スポーツ選手等が集合し、会場に参加した家族、マスコミ関係者を賑わし、その様子は日本経済新聞やTBS等で取り上げられた。また、記者会見に登場した芸人の一人である、ゆりやんレトリィバァ氏には「体験ちゃん【春のキッズフェスタ】特別編」へ出演してもらい、本事業のPRを行った。

また、地方施設においては、商工会議所や観光協会、まちづくり協議会等の協力を得て施設リーフレット等を配架するとともに、タウン誌や観光マップ、各地のイベント配布物に各施設利用案内や取組について掲載している。そのほか、地元のNPO法人・団体と連携して情報冊子などに施設のイベントを掲載するなど、民間団体の地域への影響力や情報発信力を活用し広報を実施した。



図9-2 TOKYO TAIKEN MARCHE in SHIBUYA



図9-3 春のキッズフェスタ記者会見

（5）体験活動を推進する社会的気運の醸成

機構では、青少年教育関係者のみならず、広く一般に対しても体験の重要性について理解を深める機会を設けるため、体験の風をおこそう運動推進委員会と連携して「体験の風をおこそうフォーラム」をこれまで実施してきた。また、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会や企業、学校等と連携し、「早寝早起き朝ごはん」全国フォーラムについても実施してきた。令和4年度は、これら二つの運動を連動させた取組として、「未来を拓く子供応援フォーラム」を実施した。

また、「体験活動推進元年」の令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した子供の外での活動を後押しすることを目的に、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟と公益社団法人ガールスカウト日本連盟と連携して「お外でリアル体験！そとチャレラリー2022」を実施した。全国の国立青少年教育施設やボーイスカウト及びガールスカウトの各団の活動に参加し、スタンプラリーを集める活動であり、スタンプラリーの景品として、キャプテンスタッグ株式会社、コールマン、株式会社スノーピーク、株式会社モンベル、L.L.Bean、新富士バーナー株式会

社 (SOTO)、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟、公益社団法人ガールスカウト日本連盟、総合警備保障株式会社 (ALSOK) から景品の提供を得た。

(6) 職員の広報研修

本部主催の広報研修は、広報の重要性の理解と効果的な広報スキルの習得を目的に令和元年度より毎年度実施している。令和4年度は、プレスリリース勉強会、第1回広報研修(クラウドファンディング)、第2回広報研修(教育事業のチラシ作成)を実施した。プレスリリース勉強会では、本部広報課職員4名を対象に、プレスリリースの作成方法について実習した。第1回広報研修では、本部及び各教育施設の職員54名を対象に、クラウドファンディングについての基礎知識や手続きの流れ等についてオンラインで研修を行った。第2回広報研修では、本部及び各教育施設の職員56名を対象に、より効果的に集客数を上げるチラシ作りについてオンラインで研修を行った。

(7) ホームページ掲載情報の更新等

① ホームページ掲載情報の更新

全ての教育施設では、ホームページ掲載情報について、ホームページを運用する担当課・係を中心に誤情報や不要情報が掲載されていないか相互に確認しているほか、本部では年度初めに各課に向けてそれぞれの課でアップしている掲載情報の整理を書面で注意喚起するなど、掲載情報の更新が適切に行われるよう努めている。

② ホームページのアクセス数

全ての教育施設のホームページでは、事業の参加者募集、事業報告、各教育施設の利用促進に関する情報などを提供しており、令和4年度のアクセス件数は約960万件(中期計画期間中の数値目標:年間平均550万件)であった。

本部及び各教育施設においては、令和3年度に引き続き、最新情報の掲載、スマートフォン対応、SNSでの情報発信、アイキャッチ画像の活用、事業等の申込み手続きのWeb化など、利用者の利便性向上に向けた取組を地道に行い、アクセス数の増加に努めた。

③ インターネットを活用した広報活動

YouTube、Facebook等のSNSを活用し、施設の紹介や教育事業の様子、野外活動等の手順や施設利用オリエンテーションについて、動画や写真、文章を投稿して、広報の充実に努めている。令和4年度は、センターにおいて新たにLINE広告を活用した教育事業等の広報に取り組み、募集チラシの配架に係る業務を削減するとともに、

	<p>登録者（年度末時点で約 4,000 人）を獲得することでリピーターの獲得にも繋げることができた。また、地方教育施設では、引き続き認知度向上のために複数の SNS にて情報発信を行うなど、SNS を効果的に活用している。</p> <p>2. 各業務の点検・評価の推進</p> <p>(1) アンケート調査等の実施と業務改善への反映状況</p> <p>利用団体がよりよい研修を実施できるよう、アンケート調査や窓口等での聞き取りを行い、業務改善を図った。アンケート調査では、施設利用に関する聞き取りを行い、利用者が不満を感じた内容については、可能な限り窓口での細やかな聞き取りをしながら、要因を分析し、対策を実施している。各施設で発生した事例や実施した対策等については全ての教育施設で共有している。</p> <p>(2) 業務全般に関する自己点検・評価の実施状況</p> <p>文部科学大臣による業務の実績等に関する評価を受けるに当たり、業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる機構評価委員会において評価や指摘等をもらい、その結果を「自己点検・評価報告書」として取りまとめ、機構 Web サイトに掲載することにより公表している。</p> <p>文部科学大臣や機構評価委員会の評価や意見等については、各部署において速やかに対応を検討するとともに、業務改善に努め、対応状況を機構評価委員会へ報告している。</p> <p>また、第 4 期中期目標における重点項目については、各施設においても計画、結果、課題等の分析を行い、改善を図っている。</p> <p>3. 各業務における安全性の確保</p> <p>(1) 安全管理マニュアル等の改善・充実やその遵守</p> <p>各教育施設においては、危機管理マニュアル策定指針に基づいた「危機管理マニュアル」及び「危険度が高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」を遵守している。</p> <p>平成 30 年度から、全教育施設の危機管理マニュアル等を本部で検証し、自然災害発生時の具体的な対応に関する記載や、危機管理に係る主要な訓練・研修とマニュアルとの関連付けなど、機構全体で統一して点検する観点を取りまとめ、「危機管理関係マニュアル点検方針」を策定し、状況に応じて適宜更新し、共有している。</p> <p>令和 3 年度から、全ての地方各教育施設において安全管理担当者を配置し、当該点検方針に基づき点検・見直しをするとともに、ヒヤリハット事例の収集による具体的なケースを想定した研修・訓練を行うことで、職員の危機管理意識と対応能力の向上を図り、利用者の安全確保に取り組んだ。令和 4 年度は、体験活動安全管理研修の場にお</p>		
--	---	--	--

いて各施設の安全管理担当者向けに危機管理マニュアルの点検のポイントを説明した。具体例の不足や読みやすさへの配慮など、全施設に共通する改善事項について周知を図り、危機管理マニュアルの精度を高めるための工夫を行った。

また、令和2年5月に本部において策定した「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を基に、全ての教育施設において、新型コロナウイルス感染防止対策、感染が疑われる者が発生した場合の対応など、全職員が対応できるよう可視化したマニュアルを作成し、状況に応じて適宜更新し、共有している。

(2) 日常的な施設整備及び教材教具類の保守点検の実施状況

各教育施設では、施設整備や教材教具の安全・衛生管理について、「危機管理マニュアル」及び「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」に基づき日常的な点検に取り組んでいる。

さらに、文部科学省が青少年教育施設の管理者向けに作成した「青少年教育施設の施設管理者点検マニュアル」や職員ポータルサイトに掲載している各教育施設の安全点検チェックリストを踏まえ、安全点検の実施を徹底した。

(3) 事故データ集等の改訂・配布

本部では、安全管理に関する情報として、「事故データ集」を作成し、ポータルサイトで共有するだけでなく、機構ホームページにて公立の青少年教育施設等が活用できるよう掲載している。

令和4年度は、令和3年度（4月～3月）の利用団体を対象に調査を行い、研究センターが分析を行ったうえで「国立青少年教育施設における傷病の概況」を作成し、施設利用中に起こった負傷や疾病の状況をまとめた（第7章参照）。当該結果については、機構ホームページに掲載し発信している。

(4) 安全管理研修の実施（第4章参照）

4. ICTの利活用

(1) ICTを効果的に活用した体験活動の在り方の検討

各地方教育施設においては、ICTを活用した取組を進めている。令和4年度末時点で、事前・事後指導（利用説明会等含む）において、オンライン会議ツールなどを使用している教育施設は17施設であった。また、全ての地方教育施設で、施設の利用方法など入所時オリエンテーション等で説明する内容を動画化して利用前に視聴できるようにしている。

	<p>【取組事例】活動プログラム指導中における ICT の活用（阿蘇）</p> <p>阿蘇では、ハイキング等の活動前に職員がオリエンテーションを実施し、学習の視点を与えていたが、児童生徒は活動をしているうちに忘れてしまうことが多かった。</p> <p>そこで、タブレットと GPS アプリを活用することで、現地で活動しながら指導することが可能となった。今後は、県教育委員会と連携しながら、児童生徒がタブレットを活用しながら学習を進めるようなプログラム開発を検討している。</p> <p>(2) オンライン形式を活用した会議・研修等の検討</p> <p>青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議や研修などについては、可能な限り、オンライン配信を実施した（第6章1.（1）参照）。</p> <p>また、オンライン会議ツールが浸透し、各地方教育施設においても活用する取組が広がった。例えば、主催する研修会やフォーラムのオンライン配信（妙高）、学校宿泊研修の合同説明会で来所できない学校に対するオンライン配信（那須甲子）、令和5年度予約抽選会や子どもゆめ基金募集説明会におけるオンライン配信（夜須高原）などがある。</p> <p>各地方教育施設は、利用団体の多くが存在する都市部から地理的に離れているが、上記事例のようにオンラインを活用することにより利用にかかるサービスを提供することが可能となっている。</p> <p>参加者からは、「移動時間を気にせず研修へ参加することができ、他施設の職員ともコミュニケーションを取ることができた」、「現地で体験している人のコメントも聞けたので、オンライン配信であっても研修内容がよく伝わった」など、高評価を得ることができた。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1	業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0054

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積 値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等		自己評価	評定	B
<主な定量的指標> — <その他の指標> 【一般管理費の削減】 ・調達の合理化等を推進 【給与水準の適正化】 ・政府における人件費削減	<主要な業務実績> 1. 一般管理費等の削減 毎年、運営費交付金が削減されており、経費等の削減・効率化等について計画的に行っているところである。 一般管理費及び業務経費については、中期計画期間において、「一般管理費については5%以上、業務経費についても、5%以上の効率化を行う。なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。」となっている。中期計画を踏まえた令和4年度計画においては、「調達の合理化等を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、業務の効率化を図る。」としている。 令和4年度においては、表10-1のとおり、利用者の安全確保に関する経費及び基金事業費を除き、結果として、		<評定と根拠> 評定：B 一般管理費等の削減については、一般管理費及び業務経費ともに所期の目標を達成した。 役職員の給与については、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、機構の業務の特	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評定結果が妥当であると確認できた。 利用者の安全確保に関す	

<p>の取組や独立行政法人制度改革等を踏まえた給与水準の適正化</p> <p>【間接業務等の共同実施】</p> <p>・新たな共同実施の調達対象品目及び対象業務についての検討</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>・保有資産等利用検討委員会による定期的な利用実態等の把握及びその必要性や規模の適正性についての検証</p> <p>【業務のデジタル化・オンライン化】</p> <p>・業務のデジタル化・オンライン化</p> <p><評価の視点></p> <p>上記指標のとおり。</p>	<p>一般管理費については6.4%の削減、業務経費については5.7%の削減となっている。</p> <p>表10-1 一般管理費及び業務経費(利用者の安全確保に関する経費及び基金事業費等を除く)の縮減状況 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準額(※)</th> <th>令和4年度決算額</th> <th>増減額(増△減率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>2,113,181</td> <td>1,978,078</td> <td>△92,839(△6.4%)</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>1,948,007</td> <td>1,837,941</td> <td>△110,066(△5.7%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,061,188</td> <td>3,816,019</td> <td>△245,169(△6.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基準額は、令和元年度決算額に前中期計画における効率化係数を乗じて算出している。</p> <p>【経費の削減に向けた主な取組】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き厳しい収支の状況が見込まれたため、年度当初の予算編成において予算統制を図った。</p> <p>また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、国際情勢の不安定化に端を発するエネルギー価格の高騰と物価の上昇に急激な円安も加わり、光熱水料等が高騰したため、対面で行っていた職員研修のオンライン化による旅費交通費の削減や、コロナ禍における効率的な施設運営による一人当たりの光熱水量等や超過勤務の抑制などにより、経費の削減に取り組んだ。</p> <p>2. 給与水準の適正化</p> <p>役職員の給与体系・給与水準については、平成26年度の国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえ、経過措置を含め、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下、「給与法」という。)等に準じて取り扱っている。</p> <p>なお、当機構のラスパイレス指数(対国家公務員)は95.7である。</p> <p>また、諸手当に関しても国の給与法等に準じたものとなっており、勤勉手当及び昇給においては勤務成績を反映した仕組みを取り入れている。</p> <p>表10-2 【経年比較】ラスパイレス指数(対国家公務員)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準額(※)	令和4年度決算額	増減額(増△減率)	一般管理費	2,113,181	1,978,078	△92,839(△6.4%)	業務経費	1,948,007	1,837,941	△110,066(△5.7%)	合計	4,061,188	3,816,019	△245,169(△6.0%)	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度							<p>殊性を踏まえたうえで適正な水準を維持している。</p> <p>契約の適正化については、調達等合理化計画を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ結果、内部統制の体制強化や契約事務の適正化など一定の効果が得られた。</p> <p>間接業務等の共同実施については、共同実施を決定した業務について、着実に実行するとともに、更なる業務運営の効率化を図るため、新たな対象品目及び対象業務についても引き続き検討を行った。</p> <p>保有資産の見直しについては、前年度に引き続き保有資産等利用検討委員会を開催し、施設等が有効利用されていることを確認した。</p> <p>業務のデジタル化・オンライン化については、コミュニケーションツールの利用促進を図るなど、業務がより効率的に行えるようグループウェアの運用やウェブ会議</p> <p>る経費、及び基金事業費を除き、一般管理費については6.4%の削減、業務経費については5.7%の削減を行った。</p> <p>効果的・効率的な業務運営のため、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の4法人による間接事務の共同実施を着実に実施するとともに、新たな共同調達の対象品目や共同実施の対象業務について検討を行った。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>・財務省が実施した令和元年度予算執行調査における、「支出の効率的な取組として、施設共通的な物品類について、一括調達の実施とともに競争入札の実施による効率化を徹底するべき。」との指摘を踏まえ、一括調達や他法人との共同調達などの費用対効果や効率化につい</p>
区分	基準額(※)	令和4年度決算額	増減額(増△減率)																											
一般管理費	2,113,181	1,978,078	△92,839(△6.4%)																											
業務経費	1,948,007	1,837,941	△110,066(△5.7%)																											
合計	4,061,188	3,816,019	△245,169(△6.0%)																											
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																									

ラスバイレス指数	94.9	94.1	94.5	94.3	95.7
----------	------	------	------	------	------

3. 契約の適正化

(1) 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）（以下、「総務大臣決定」という。）に基づき、令和4年度調達等合理化計画（以下、「調達等合理化計画」という。）を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ。

また、調達等合理化計画の策定等に当たっては、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会により点検及び見直しを行った。

① 調達の現状と要因の分析

表10-3 令和3年度及び令和4年度に締結した契約の状況（単位：件、億円）

	令和3年度		令和4年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(69.9%) 121	(88.3%) 32.6	(74.5%) 190	(87.7%) 58.0	(57.0%) 69	(78.0%) 25.4
企画競争・公募	(5.8%) 10	(0.6%) 0.2	(3.5%) 9	(0.3%) 0.2	(△10.0%) △1	(△18.0%) 0.0
競争性のある契約（小計）	(75.7%) 131	(88.9%) 32.8	(78.0%) 199	(88.0%) 58.2	(51.9%) 68	(77.3%) 25.4
競争性のない随意契約	(24.3%) 42	(11.1%) 4.1	(22.0%) 56	(12.0%) 8.0	(33.3%) 14	(93.8%) 3.9
合計	(100%) 173	(100%) 36.9	(100%) 255	(100%) 66.1	(47.4%) 82	(79.2%) 29.2

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

令和4年度の契約状況は、表10-3のとおりであり、契約件数は255件、契約金額は66.1億円である。また、競争性のある契約の件数・金額は、199件（78.0%）・58.2億円（88.0%）、競争性のない随意契約の件数・金額は、56件（22.0%）・8.0億円（12.0%）となっている。

に努めたほか、適切な情報システムの整備及び管理を行った。

上記のとおり、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とした。

<課題と対応>

一般管理費等の削減について、今後も一般管理費及び業務経費ともに削減に取り組む。

契約の適正化については、今後も調達等合理化計画に基づき、公正性、透明性を確保しつつ合理的な調達の推進に努めることとする。

間接業務等の共同実施については、引き続き、新たな対象品目及び対象業務の検討を行っていく。

保有資産の見直しについては、今後も組織的かつ不断に自主的な見直しを行う。

業務のデジタル化・オンライン化については、機構全体でDXを推進し、急速に進歩するデジタル技術の活用に

て、引き続き検証を行っていただきたい。

- 一者応札の増加について、点検・見直し等を行い、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達に取り組んでいただきたい。

<その他事項>

- 業務のデジタル化により、コミュニケーション不足が生じないように、対策を講じていただきたい。

令和4年度は、令和3年度と比較して競争入札等の契約件数が69件(57.0%)、契約金額も25.4億円(78.0%)増加している。主な要因は、複数年度契約を締結していた27地方教育施設の清掃・警備・ボイラー運転管理業務等の契約更新に加えて、オリンピックセンター等の大規模改修工事の実施が集中したことによるものである。

より業務効率化を図る必要がある。

表10-4 令和3年度及び令和4年度の一者応札・応募の状況(単位:件、億円)

		令和3年度	令和4年度	比較増△減
複数者 応札・応募	件数	94 (71.8%)	129 (64.8%)	35 (37.2%)
	金額	24.6 (74.9%)	34.9 (60.1%)	10.4 (42.2%)
一者 応札・応募	件数	37 (28.2%)	70 (35.2%)	33 (89.2%)
	金額	8.2 (25.1%)	23.2 (39.9%)	15.0 (182.5%)
合計	件数	131 (100%)	199 (100%)	68 (51.9%)
	金額	32.8 (100%)	58.2 (100%)	25.4 (77.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争性のある契約の件数及び金額である。

令和4年度の一者応札・応募の状況は、表10-4のとおりであり、契約件数は70件(35.2%)、契約金額は23.2億円(39.9%)である。

令和4年度は、業者に対する幅広い意見の聴取や、公平性に配慮したうえでの受注可能業者の調査、ホームページを通じた発注見通しの情報発信等に取り組んだが、令和3年度と比較して一者応札の件数は33件(89.2%)、契約金額も15.0億円(182.5%)増加している。オリンピックセンター等の大規模改修工事では配置技術者の確保が困難であったことに加えて、地方教育施設における契約更新が、施設の立地条件、人員不足等を背景として参加業者が限定的となったこと等が主な要因である。

② 重点的な取組分野

令和4年度については、以下の項目について重点的に調達等の合理化に努めた。

- ア. 仕様書についての幅広い意見の聴取
- イ. 公告期間及び業務等準備期間の十分な確保
- ウ. 入札説明書受領業者のうち入札不参加であった業者への聴き取り

- エ. 公平性を保つたうえでの受注可能業者の調査
- オ. 発注見通しの早期発信

③ 調達に関するガバナンスの徹底

ア. 随意契約に関する内部統制の確立

競争性のない随意契約を締結した案件については、調達内容を十分把握し、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性を確認のうえ、事前に契約事務の執行に携わらない監査室により内部審査を受けるとともに、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会において事後点検を実施した。

イ. 不祥事の発生の未然防止のための取組

会計検査院等が指摘した不適切事例の把握に努め、各施設の契約に係る責任者や実務担当者に対する具体例をもとにした研修の実施や、機構会議等の機会を活用し内部監査結果を組織全体で共有することで、内部統制の体制強化及び契約事務の適正化を図った。

4. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、効果的・効率的な業務運営のため、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館及び教職員支援機構の 3 法人と共同して実施することを決定した下記の業務について、着実に実行し経費の削減及び業務の効率化が図られた。

- (1) 物品（事務用品（ドッチファイル）等）の共同調達
- (2) 間接事務（会計事務等の内部監査）の共同実施（第 21 章 1. (4) 参照）
- (3) 職員研修（新規採用職員研修、人事制度研修）の共同実施（第 19 章 3. (2) 参照）

なお、間接事務の共同実施や職員研修の一部については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。

また、4 法人の連携を推進する場として設置された「間接業務等の共同実施に関する協議会」において、更なる業務運営の効率化を図るため、新たな共同実施の対象品目及び対象業務について引き続き検討を行った。

5. 保有資産の見直し

(1) 資産の保有状況

法人の目的を達成するための業務として、機構法第 11 条に「青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する

研修及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修のための施設を設置すること」が規定されており、これを実施する資産として、建物・構築物（延べ床面積：453,461㎡、資産額：40,125百万円、宿泊定員：センター1,418人、その他の教育施設は160人～448人）、土地（延べ面積：291,395㎡、資産額：36,914百万円）を保有している。このほか、機構の業務を実施するために必要な機械器具、車両、船舶等の資産を保有している。

（2）保有資産の見直し状況

保有資産の具体的な見直しとして、各教育施設の使用する土地及び建物（以下、「施設等」という。）の有効利用に関して、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成25年度に、独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会を設置した。

令和4年度は11月に同委員会を開催し、施設等の利用状況の把握を行い、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているかの検討を行った。

その結果、施設等有効利用されていることを確認するとともに、今後も継続して有効に利用されているか等、利用状況を把握していくこととした。

6. 業務のデジタル化・オンライン化

（1）業務のデジタル化・オンライン化の状況

機構全体において、グループ単位での情報共有、共同編集、チャット・Web会議等を円滑に行えるコミュニケーションツール等を備えたグループウェアの利用促進を図り、オンライン会議の実施や電子ファイルによる会議資料の送付等オンライン化・ペーパーレス化に努めた。加えて、本部を中心に導入しているテレワークシステムを活用し、引き続き業務のデジタル化・オンライン化に取り組んだ。

また、情報システムの整備及び管理については、令和4年度に新たに設置した情報システムの全体管理組織であるPMO（Portfolio Management Office）が、情報システムを運用する課（PJMO（Project Management Office））の業務サポートを行い、情報システムに係る課題やニーズを把握するとともに、情報システム全体の取りまとめを行うことで適切な情報システムの整備及び管理に努めた。

（2）ICTを利活用できる職員の育成

新規採用職員研修において、グループウェアの活用方法、Web会議の開催方法等について、講義を行ったほか、その研修動画を全職員が閲覧できるよう配信し、職員全体のICT利活用に係る能力向上を図った。

4. その他参考情報

—

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	効果的・効率的な組織の運営		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0054

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積 値等、必要な情報
宿泊稼働率	全国 28 施設平均 55%以上を確保す る。	—	【目標】 平均 55%以上 【実績】 26.8% 【達成率】 48.7%	【目標】 平均 55%以上 【実績】 34.2% 【達成率】 62.2%	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等		自己評価	評定	B
<主な定量的指標> 【施設の効率的な利用の促進等】 ・宿泊室稼働率 <その他の指標>	<主要な業務実績> 1. 各教育施設の役割の明確化及び運営の改善 平成 23 年 2 月に、文部科学省の「今後の国立青少年教育施設の在り方について（報告書）」において、国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、効果的・効率的な施設配置のための各施設の特色・機能を明確にすることが示された。これを踏まえ、機構では、教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び管理運営に関する調査研究を実施し、「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第一次報告（平成 24 年 3 月）、第		<評定と根拠> 評定：B センターの役割の明確化については、施設機能の向上やプログラムの整備等、運営の改善に向けて取り組んだ。	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確	

<p>— ＜評価の視点＞ 上記指標のとおり。</p>	<p>二次報告（平成 27 年 3 月）」を取りまとめた。これを受け、モデル的事業の開発、青少年教育指導者の養成、青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発など、国立青少年教育施設として全うすべき役割を果たすとともに、各教育施設の役割の明確化に取り組んだ。各教育施設においては、それぞれの特色や機能を踏まえて運営に努めた。</p> <p>（1）各教育施設の役割の明確化</p> <p>① 国立オリンピック記念青少年総合センターの役割の明確化</p> <p>我が国最大の都市型青少年教育施設であるセンターは、その立地環境を最大限活かすとともに、青少年を取り巻く社会情勢や青少年・青少年指導者のニーズに応じるため、令和 4 年度は、Wi-Fi 環境の充実を図るとともに、施設改修に当たっては、全国特別支援教育推進連盟や認定 NPO 法人 DPI 日本会議にバリアフリー化に向けた実地調査を依頼し、当該調査報告書に記載された改善意見を取り入れたほか、授乳室や幼児用便器、オールジェンダー対応のトイレを設置するなど、共生社会の実現に向け、社会的包摂の推進に努めた。</p> <p>また、体験活動の場や機会の提供を加速化させる拠点として、さらに機能を強化するため、ソフトの整備にも取り組んだ。具体的には、人間関係づくりや自己肯定感の向上に効果的なアドベンチャー教育プログラムの専用コースを新設し、令和 5 年度からの運用に向けて準備を進めた。さらに、探究心や創造力を育む STEAM 教育プログラムや食育活動が実施できる調理スペース、幼児向けの遊び場の整備（運用は令和 5 年度）に取り組んだ。</p> <p>② 各地方教育施設の役割の明確化</p> <p>地方教育施設においては、令和 3 年度に、地域に貢献できるプログラムの開発や充実のため、特色あるプログラム「地域の教育的課題に対応するプログラム」（特色化準備）推進事業を全施設において実施した（第 3 章参照）。さらに、各教育施設における事業の検証等を踏まえ、それぞれの教育施設の特色化を図るため、SDGs の視点に沿って、10 の教育テーマを設定した。</p> <p>令和 4 年度は、27 施設が 7 グループに分かれて連携しながら、効果的・効率的に事業を実施した（第 3 章 2.（2）参照）。</p> <p>【取組事例】ジオ教育をテーマとした連携した取組（大雪、阿蘇、花山、室戸）</p> <p>大雪、阿蘇、花山、室戸の 4 地方教育施設は、ジオ教育をテーマとして取り組んでいる。今年度は、第 12 回ジオパーク全国大会のポスター発表において、4 地方教育施設それぞれが、これまでの取組の成果報告を行った。多くのジオパーク推進協議会が、ジオパークを地質学と捉えており、大学や行政と連携することが多い中、教育フィールドとして捉え、プログラム開発に取り組むことができる機構との連携は大きな強みであるとの声</p>	<p>各地方教育施設の役割の明確化については、地域の実情や青少年を取り巻く現状と課題からそれぞれの教育施設の特色化を図るため、10 の教育テーマを設定し取り組んだ。同じ教育テーマを複数施設が連携しながら取り組むことで、効果測定を共同開発したり、成果を共同発表したりするなど、効果的・効率的に事業を実施した。次期中期目標に向けては、「2030 年の機構の在り方検討会」において、各教育施設の役割や今後の在り方について、予算の状況等を踏まえながら、検討を行っている。</p> <p>「運営協議会」方式の活用による施設の運営については、令和 4 年度も、各教育施設において、運営協議会委員と協働し、様々な知見や協力を得ながら教育事業の企画・運営や研修支援の利用促進、施設整備等を実施した。</p> <p>宿泊室稼働率については 34.2%（数値目標 55%）と年度計画で定める数値目標は</p>	<p>認できた。</p> <p>地域の青少年教育団体や NPO、企業、自治体等の様々な人材を委員として委嘱する「運営協議会」方式の活用による青少年教育施設の運営は、平成 30 年度までに全ての教育施設が導入しており、令和 4 年度も引き続き、各教育施設において運営協議会委員と協働し、様々な知見や協力を得ながら教育事業の企画・運営や研修支援の利用促進、施設整備等を実施した。国立妙高青少年自然の家では、内閣府が地方創生に向けたテレワークに先進的に取り組む企業・団体を表彰する「地方創生テレワークアワード」にて、地方創生担当大臣賞を受賞した、一般社団法人妙高グリーン・ツーリズム推進協議会が主催する「長期休み親子ワーケーション」に協力するなど、多様な取組につながっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染</p>
------------------------------------	--	--	--

	<p>が寄せられた。</p> <p>③ 2030年の機構の在り方検討会における検討</p> <p>機構が設置する施設の将来構想を検討するため、令和4年4月に「2030年の機構の在り方検討会」(第21章(2)参照)を設置し、各教育施設の役割や今後の在り方について検討を始めた。令和5年度も、次期中期計画に向けてさらなる検討を進めていく予定である。</p> <p>(2) 業務実績の自己点検・評価 (第9章参照)</p> <p>2. 地域と連携した施設の管理運営</p> <p>(1) 「運営協議会」方式の活用による施設の運営</p> <p>先述の文部科学省の「今後の国立青少年教育施設の在り方について(報告書)」において、国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、「新しい公共」型の管理運営の導入に向けた試行的実施に着手することが示された。これを踏まえ、機構では、教育施設の管理運営や事業の企画・実施への多様な主体の参画に関する調査研究を実施し、先述の「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について」を取りまとめた。これを受け、機構においては、様々な地域課題の解決策として青少年の体験活動の機会の活用を進められるよう、地域の青少年教育団体やNPO、企業、自治体等の様々な人材を委員として委嘱する「運営協議会」方式を平成30年度までに全ての教育施設が導入した。</p> <p>令和4年度も、各教育施設において、運営協議会委員と協働し、様々な知見や協力を得ながら教育事業の企画・運営や研修支援の利用促進、施設整備等を実施した。また、運営協議会がさらに活性化するよう、より多様な主体の参画について検討を始めた。</p> <p>【取組事例】運営協議会委員の所属機関の事業におけるプログラム提供(妙高)</p> <p>妙高では、運営協議会委員が所属する一般社団法人妙高グリーン・ツーリズム推進協議会(妙高市でワーケーションセンターを運営)が主催する「長期休み親子ワーケーション」に協力している。夏休みや春休みに2泊3日でワーケーションに訪れた親子に対し、親がテレワークをしている間、子供を安心して預けられる居場所として地方教育施設を利用してもらい、子供たちに、雪遊びやネイチャーゲームなどの自然体験プログラムを提供している。令和3年度から既に3回実施しており、アクティビティを通じて仲間づくりに繋がる取組は、親子共に満足度の高いものとなっている。</p>	<p>達成できなかったが、新型コロナウイルス感染症の流行下においても感染防止対策を徹底した事業運営や施設利用のガイドラインを作成し、団体のニーズに合わせた柔軟な運営を行った。</p> <p>以上のことから、B評定とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>機構を取り巻く環境の変化や予算の状況を踏まえると、各教育施設の役割や今後の在り方の検討は最重要課題であり、引き続き、「2030年の機構の在り方検討会」において、次期中期目標に向けた具体的な将来構想を検討していく予定である。</p>	<p>症拡大の影響により、利用団体側からのキャンセル等が相次いで発生し、推定で3,612団体422,758人の利用が減少となったことに伴い、宿泊室稼働率は年度計画で定める目標値(55%以上)に対し、全施設平均34.2%の稼働率となった。</p> <p>一方、感染防止対策を周知しながらの事業運営に取り組み、利用者が安心して施設利用ができるように努めた結果、総利用者数は1,924,698人となった。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染症流行前と比較して総利用者数が減少しているが、原因分析を行うとともに具体的な改善計画を立て、利用者の増加に向けて取り組んでいただいた</p>
--	---	--	---

(2) 国土強靱化基本計画の対応

機構は、以前から、防災をテーマとしたキャンプや、災害時の避難者の受入、災害後の児童を対象としたリフレッシュキャンプ等に取り組んできたが、国土強靱化年次計画 2020（令和 2 年 6 月 18 日国土強靱化推進本部決定）において、国立青少年教育施設の広域防災補完拠点化が新たに盛り込まれたのに続き、年次計画 2022 においても以下の施策を実施することとされた。

- ・ 全施設での防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）の推進
- ・ 各施設の実情に応じた広域防災補完拠点としての役割の明確化及び災害時の対応
- ・ 各施設で予備的避難所の運営等のためのライフラインの機能強化に必要な給排水設備や電源設備等の更新

これを受け、令和 4 年度は、各施設において広域防災補完拠点としての様々な役割を担うため、全ての地方教育施設で防災・減災教育の推進に資する教育事業の実施又は活動プログラムの充実を図った（第 3 および第 5 章参照）。

また、各施設の実情に応じた広域防災補完拠点としての役割の明確化及び災害時の対応として、新たに淡路において、災害時における指定福祉避難所としての施設利用に関する協定を南あわじ市と締結した。

さらに、3 施設（中央・能登・江田島）においては、予備的避難所の運営等のためのライフラインの機能強化に必要な給排水設備や電源設備等を更新した。

3. 施設の効率的な利用の促進

(1) 宿泊室稼働率

令和 4 年度も新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きく（利用のキャンセル数等については第 5 章 1. 参照）、全教育施設の宿泊室稼働率は 34.2% となり、年度計画に掲げる宿泊室稼働率の平均 55.0% は達成できなかった。

表 11-1 教育施設の総利用者数（全体）

年 度	総利用者数			宿泊利用者数			日帰り利用者数			宿泊室 稼働率
	合計	教育 事業	研修支援	合計	教育 事業	研修支援	合計	教育 事業	研修 支援	
R 3	1,372,217	79,800	1,292,417	580,701	25,109	555,592	791,516	54,691	736,825	26.8%
R	1,924,698	101,054	1,823,644	1,081,465	31,562	1,049,903	843,233	69,492	773,741	34.2%

い。

4												
増 減	552,481	21,254	531,227	500,764	6,453	494,311	51,717	14,801	36,916	7.4%		
<p>(2) 4法人における連携の検討</p> <p>「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（令和2年12月4日独立行政法人評価制度委員会決定）において、「各府省、他法人や地方公共団体、民間部門等と連携し、それらの機関の施設を利用して業務を実施する可能性も視野に入れつつ、効率的な施設の在り方について計画的に検討すること」とされた（第10章4.参照）。機構においては、4法人のホームページに相互リンクを貼り、4法人間における施設の利用促進を図っている。また、子供たちや青少年教育の未来について学び、機構の未来について考える機会として開催した勉強会「未来塾」に教職員支援機構の理事長を講師として招聘したり、開催案内を他の3法人に送付したりするなど、知見を広める機会の提供にも取り組んだ（第21章1.（2）参照）。</p>												

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	予算執行の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0054

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積 値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B	
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> 1. 予算執行の効率化の状況 予算執行の効率化について、年度計画において、収益化単位の各業務及び一般管理費を区分した「予算」、「収支計画」及び「資金計画」を策定し、計画に基づいて執行管理を行った。 その結果、業務及び管理部門の活動と運営費交付金や事業収入等の対応関係が明確化され、予算と実績の適切な管理につながった。 表 12-1 令和4年度の予算（要約） (単位：千円)	<評定と根拠> 評定：B 予算執行の効率化について、年度計画において、収益化単位の業務ごと及び一般管理費を区分し、計画に基づいて執行管理を行った結果、業務及び管理部門の活動と運営費交付金や事業収入等	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 収益化単位の業務及び管		

区別	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進		青少年教育指導者等の養成及び資質の向上		青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
【収入】						
運営費交付金	1,115,796	1,115,796	424,359	424,359	1,284,946	1,284,946
事業収入等	457,985	290,604	174,180	114,562	527,413	333,276
施設整備費補助金	-	1,653,315	-	628,787	-	1,903,951
その他	-	2,046,588	-	772,901	-	2,325,942
計	1,573,781	3,452,988	598,539	1,311,821	1,812,359	3,944,164
【支出】						
業務経費	718,942	1,006,906	273,428	382,946	827,931	1,159,549
一般管理費	854,839	592,372	325,111	225,291	984,428	682,174
施設整備費補助金	-	1,653,315	-	628,787	-	1,903,951
その他	-	64,256	-	19,087	-	43,414
計	1,573,781	3,316,849	598,539	1,256,110	1,812,359	3,789,087

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(単位：千円)

区別	青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進		青少年教育に関する調査研究		青少年団体が行う活動に対する助成	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
【収入】						
運営費交付金	26,709	26,709	115,734	115,734	2,300,000	2,300,000
事業収入等	10,962	6,927	47,504	30,018	-	54,507
施設整備費補助金	-	39,574	-	171,487	-	-
その他	-	48,345	-	209,496	-	1,519,303

の対応関係が明確化され、予算と実績の適切な管理につながったことから、B評定とした。

<課題と対応>
限られた財源の活用のため、今後とも適切に管理していく必要がある。

理部門の活動と運営費交付金や事業収入等の対応関係を明確にし、予算と実績を適切に管理した。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

計	37,671	81,981	163,238	355,248	2,300,000	3,873,811
【支出】						
業務経費	17,209	24,101	74,571	104,440	2,300,000	1,839,237
一般管理費	20,462	14,179	88,667	61,443	-	-
施設整備費補助金	-	39,574	-	171,487	-	-
その他	-	902	-	3,910	-	-
計	37,671	78,757	163,238	341,280	2,300,000	1,839,237

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(単位：千円)

区別	一般管理費		合計	
	予算額	決算額	予算額	決算額
【収入】				
運営費交付金	3,137,465	3,137,465	8,405,009	8,405,009
事業収入等	21,764	18,815	1,239,808	848,710
施設整備費補助金	-	-	-	4,397,115
その他	-	31,158	-	6,953,733
計	3,159,229	3,187,438	9,644,817	16,207,451
【支出】				
業務経費	-	-	4,212,081	4,517,178
一般管理費	3,159,229	3,395,945	5,432,736	4,971,404
施設整備費補助金	-	-	-	4,397,115
その他	-	-	-	131,568
計	3,159,229	3,395,945	9,644,817	14,017,265

(注1) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(注2) 収入のうち、「その他」については、大口の民間出えん金、寄附金及び前年度繰越金が含まれている。

--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
III	自己収入の確保、固定経費の節減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0054

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等		自己評価	評価	B
<p><主な定量的指標></p> <p>【予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画】</p> <p>・事業収入における増収 (ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受ける場合を除く。)</p> <p><その他の指標></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 予算</p> <p>(1) 事業収入等の確保の状況</p> <p>① 令和4年度事業収入等予算額 1,239,808千円</p> <p>② 令和4年度事業収入等決算額 848,710千円</p> <p>(対令和4年度予算比 △391,098千円、31.5%減)</p> <p>(対令和3年度決算比 184,205千円、31.4%増)</p> <p>(2) 事業収入等の確保に係る主な取組状況</p> <p>令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、利用団体の研修目的が達成されるよう、感染防止対策と</p>		<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、利用団体の研修目的が達成されるよう、感染防止対策と並行し、指導・助言といった教育的支援を行うとともに、施設の利用方法や施設周辺の情報提供等</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>寄附金の増加につながる取組として、新たにクラウド</p>	

- ・国や民間団体等からの受託事業等の積極的な受入れ等による、外部資金の確保及び寄附金の増加
- ・施設の機能向上の改修等に係る経費について、新たに収入を確保する仕組みの構築に向けた検討の実施
- ・利用者の安全を確保するため必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスに十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持したうえでの、固定経費の節減

<評価の視点>
上記指標のとおり。

並行し、指導・助言といった教育的支援を行うとともに、施設の利用方法や施設周辺の情報提供等について、丁寧に説明することで、利用者の研修目的が達成されるよう努めた結果、令和4年度の利用者数は、1,924,698人であり、宿泊利用者数は1,081,465人、日帰り利用者数は843,233人であった（第2章2-1・第5章5-6参照）。

また、令和4年度は、新たにクラウドファンディングとネーミングライツ事業に取り組み、外部資金の確保や寄附金の増加を図った（第9章9-4、9-5参照）。

その結果、令和3年度と比較して、利用者数の回復傾向にあること、センターにおける利用料金の20%値上げなど、自己収入の確保に努め事業収入等は、上述のとおりとなった。

また、これまでの機構の健全な青少年の育成等に関する取組が最大限評価されたことにより、令和4年度において、民間出えん金（804,038千円）及び寄附金（227,889千円）を受け入れている。

表13-1 令和4年度の予算

（単位：千円）

区別	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進			青少年教育指導者等の養成及び資質の向上		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	1,115,796	1,115,796	-	424,359	424,359	-
事業収入等	457,985	290,604	▲167,381	174,180	114,562	▲59,618
施設整備費補助金	-	1,653,315	1,653,315	-	628,787	628,787
寄附金収入	-	92,692	92,692	-	30,983	30,983
受取利息	-	-	-	-	-	-
雑益	-	46,352	46,352	-	15,426	15,426
受託収入	-	9,393	9,393	-	4,749	4,749
補助金	-	420	420	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-	-
前年度繰越金	-	244,416	244,416	-	92,956	92,956
計	1,573,781	3,452,988	1,879,207	598,539	1,311,821	713,282
【支出】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)

について、丁寧に説明することで、利用者の研修目的が達成されるよう努めた結果、令和4年度の利用者数は、1,924,698人であり、宿泊利用者数は1,081,465人、日帰り利用者数は843,233人であった（第2章2-1・第5章5-6参照）。

また、令和4年度は、新たにクラウドファンディングとネーミングライツ事業に取り組み、外部資金の確保や寄附金の増加を図った（第9章9-4、9-5参照）。

その結果、令和3年度と比較して、利用者数の回復傾向にあること、センターにおける利用料金の20%値上げなどから、対前年度決算比31.4%増の自己収入を獲得した。

さらに、これまでの機構の健全な青少年の育成等に関する取組が最大限評価されたことにより、令和4年度において、民間出えん金

ドファンディングとネーミングライツ事業を実施した。

令和4年度は、大口の民間出えん金（804,038千円）及び寄附金（227,889千円）を確保した。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

・新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少したことに伴い、収入が大幅に減少していることから、戦略的に利用者獲得や多様な財源確保の方策について検討していただきたい。

<その他事項>

—

業務経費	718,942	1,006,906	▲287,964	273,428	382,946	▲109,518
次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	718,942	1,006,906	▲287,964	-	-	-
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	273,428	382,946	▲109,518
青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	-	-	-	-	-	-
青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	-	-	-	-	-	-
青少年教育に関する調査研究	-	-	-	-	-	-
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	-	-	-
一般管理費	854,839	592,372	262,467	325,111	225,291	99,820
人件費	854,839	592,372	262,467	325,111	225,291	99,820
管理運営経費	-	-	-	-	-	-
受託事業費	-	10,937	▲10,937	-	4,749	▲4,749
補助金事業費	-	420	▲420	-	-	-
寄附金事業費等	-	52,899	▲52,899	-	14,338	▲14,338
施設整備費補助金	-	1,653,315	▲1,653,315	-	628,787	▲628,787
計	1,573,781	3,316,849	▲1,743,068	598,539	1,256,110	▲657,571

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(単位:千円)

区別	青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援			青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額

(804,038千円)及び寄附金(227,889千円)を受け入れている。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、国際情勢の不安定化に端を発するエネルギー価格の高騰と物価の上昇に急激な円安も加わったため、対面で行っていた職員研修のオンライン化による旅費交通費の削減や、コロナ禍における効率的な施設運営による一人当たりの光熱水量等や超過勤務の抑制などにより、経費の削減に取り組んだ。

以上のことから、B評定とした。

<課題と対応>

今後も自己収入の確保が必要であることから、新型コロナウイルス感染症の影響が続く社会情勢を十分に注視しつつ、引き続き、料金体系の検証や寄附金の確保に努める。

また、教育施設の機能向上の改修等に係る経費等と

	【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)	して、地方教育施設において令和6年度から施設使用料を改定することとした。
	運営費交付金	1,284,946	1,284,946	-	26,709	26,709	-	
	事業収入等	527,413	333,276	▲194,137	10,962	6,927	▲4,035	
	施設整備費補助金	-	1,903,951	1,903,951	-	39,574	39,574	
	寄附金収入	-	93,815	93,815	-	1,950	1,950	
	受取利息	-	-	-	-	-	-	
	雑益	-	46,708	46,708	-	971	998	
	受託収入	-	-	-	-	-	-	
	補助金	-	-	-	-	-	-	
	民間出えん金	-	-	-	-	-	-	
	前年度繰越金	-	281,468	281,468	-	5,850	5,850	
	計	1,812,359	3,944,164	2,131,805	37,671	81,981	44,337	
	【支出】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)	
	業務経費	827,931	1,159,549	▲331,618	17,209	24,101	▲6,892	
	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	-	-	-	-	-	-	
	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	-	-	-	
	青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	827,931	1,159,549	▲331,618	-	-	-	
	青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	-	-	-	17,209	24,101	▲6,892	
	青少年教育に関する調査研究	-	-	-	-	-	-	
	青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	-	-	-	
	一般管理費	984,428	682,174	302,254	20,462	14,179	6,283	
	人件費	984,428	682,174	302,254	20,462	14,179	6,283	
	管理運営経費	-	-	-	-	-	-	
	受託事業費	-	-	-	-	-	-	

補助金事業費	-	-	-	-	-	-
寄附金事業費等	-	43,414	▲34,544	-	902	▲902
施設整備費補助金	-	1,903,951	▲ 1,903,951	-	39,574	▲39,574
計	1,812,359	3,789,087	▲ 1,967,858	37,671	78,757	▲41,086

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(単位:千円)

区別	青少年教育に関する調査研究			青少年教育団体が行う活動に対する助成		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	115,734	115,734	-	2,300,000	2,300,000	-
事業収入等	47,504	30,018	▲17,486	-	54,507	54,507
施設整備費補助金	-	171,487	171,487	-	-	-
寄附金収入	-	8,450	8,450	-	-	-
受取利息	-	-	-	-	-	-
雑益	-	4,207	4,324	-	-	-
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金	-	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	804,038	804,038
前年度繰越金	-	25,352	25,352	-	715,265	715,265
計	163,238	355,248	192,127	2,300,000	3,873,811	1,573,811
【支出】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
業務経費	74,571	104,440	▲29,869	2,300,000	1,839,237	460,763
次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	-	-	-	-	-	-

青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	-	-	-
青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	-	-	-	-	-	-
青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	-	-	-	-	-	-
青少年教育に関する調査研究	74,571	104,440	▲29,869	-	-	-
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	2,300,000	1,839,237	460,763
一般管理費	88,667	61,443	27,224	-	-	-
人件費	88,667	61,443	27,224	-	-	-
管理運営経費	-	-	-	-	-	-
受託事業費	-	-	-	-	-	-
補助金事業費	-	-	-	-	-	-
寄附金事業費等	-	3,910	▲3,910	-	-	-
施設整備費補助金	-	171,487	▲171,487	-	-	-
計	163,238	341,280	▲178,042	2,300,000	1,839,237	460,763

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(単位:千円)

区別	一般管理費			合計		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	3,137,465	3,137,465	-	8,405,009	8,405,009	-
事業収入等	21,764	18,815	▲2,949	1,239,808	848,710	▲391,098
施設整備費補助金	-	-	-	-	4,397,115	4,397,115
寄附金収入	-	-	-	-	227,889	227,889
受取利息	-	-	-	-	-	-

雑益	-	7,322	7,322	-	120,986	120,986
受託収入	-	-	-	-	14,142	14,142
補助金	-	-	-	-	420	420
民間出えん金	-	-	-	-	804,038	804,038
前年度繰越金	-	23,836	23,836	-	1,389,143	1,389,143
計	3,159,229	3,187,438	28,209	9,644,817	16,207,451	6,562,634
【支出】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
業務経費	74,571	104,440	▲29,869	2,300,000	1,839,237	460,763
次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	-	-	-	718,942	1,006,906	▲287,964
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	273,428	382,946	▲109,518
青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	-	-	-	827,931	1,159,549	▲331,618
青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	-	-	-	17,209	24,101	▲6,892
青少年教育に関する調査研究	-	-	-	74,571	104,440	▲29,869
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	2,300,000	1,839,237	460,763
一般管理費	3,159,229	3,395,945	▲236,716	5,432,736	4,971,404	461,332
人件費	1,995,015	1,890,744	104,271	4,268,522	3,466,202	802,320
管理運営経費	1,164,214	1,505,201	▲340,987	1,164,214	1,505,201	▲340,987
受託事業費	-	-	-	-	15,685	▲15,685
補助金事業費	-	-	-	-	420	▲420
寄附金事業費等	-	-	-	-	115,463	▲115,463
施設整備費補助金	-	-	-	-	4,397,115	▲4,397,115
計	3,159,229	3,395,945	▲236,716	9,644,817	14,017,265	▲4,372,448

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

(1) 収入の主な増減理由

①民間出えん金・寄附金収入：

大口の民間出えん金及び寄附金の受入れによる増加

②施設整備費補助金による収入：

令和3年度補正予算による施設整備費補助金に係る収入の増加

(2) 支出の主な増減理由

①業務費・一般管理費（管理運営経費）：

以下の事項による支出の増。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響縮小に伴う利用者数の回復及び原材料費の高騰による光熱水料の増加
- ・人件費の高騰による委託費の増加
- ・令和3年度補正予算による施設整備費補助金に係る支出の増加

②寄附金事業費等：

寄附金を財源とした事業の実施に伴う事業費の増加

2. 収支計画

表 13-2 令和4年度の収支

(単位:千円)

区別	次代を担う青少年の自立に向けた健全育 成の推進			青少年教育指導者等の 養成及び資質の向上		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【費用の部】	1,667,374	1,909,044	▲241,670	634,135	716,575	▲82,440
経常経費	1,667,374	1,909,044	▲241,670	634,135	716,575	▲82,440
業務経費	1,619,897	1,849,876	▲229,979	616,078	693,483	▲77,405
一般管理費	-	-	-	-	-	-
受託経費	47,477	10,937	36,540	-	4,749	▲4,749

減価償却費	-	48,231	▲754	18,057	18,343	▲286
臨時損失	-	-	-	-	-	-
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【収益の部】	1,667,374	1,755,284	87,910	634,135	666,152	32,017
経常収益	1,667,374	1,755,284	87,910	634,135	666,152	32,017
運営費交付金収益	1,115,796	1,061,932	▲53,864	424,359	403,874	▲20,485
事業収入等	457,985	290,604	▲167,381	174,180	114,562	▲59,618
受託収入	-	9,393	9,393	-	4,749	4,749
補助金等収益	-	420	420	-	-	-
施設費収益	-	209,626	209,626	-	79,725	79,725
寄附金収益	-	38,669	38,669	-	10,437	10,437
雑益	-	46,352	46,352	-	15,426	15,426
引当金見返に係る収益	46,116	50,085	3,969	17,539	19,048	1,509
資産見返運営費 交付金戻入	32,359	35,854	3,495	12,307	13,636	1,329
資産見返物品 受増額戻入	-	-	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	15,118	12,348	▲2,770	5,750	4,696	▲1,054
臨時利益	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(単位:千円)

区別	青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援			青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)

【費用の部】	1,920,142	2,162,203	▲242,061	39,912	44,942	-5,030
経常経費	1,920,142	2,162,203	▲242,061	39,912	44,942	-5,030
業務経費	1,865,467	2,106,661	▲241,194	38,775	43,787	-5,012
一般管理費	-	-	-	-	-	-
受託経費	-	-	-	-	-	-
減価償却費	54,675	55,543	▲868	1,137	1,154	-17
臨時損失	-	-	-	-	-	-
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【収益の部】	1,920,142	1,989,095	68,953	39,912	41,345	1,433
経常収益	1,920,142	1,989,095	68,953	39,912	41,345	1,433
運営費交付金収益	1,284,946	1,222,917	▲62,029	26,709	25,420	▲1,289
事業収入等	527,413	333,276	▲194,137	10,962	6,927	▲4,035
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収益	-	-	-	-	-	-
施設費収益	-	241,404	241,404	-	5,018	5,018
寄附金収益	-	31,602	31,602	-	657	657
雑益	-	46,708	46,708	-	971	971
引当金見返に係る収益	53,108	57,678	4,570	1,104	1,199	95
資産見返運営費 交付金戻入	37,265	41,289	4,024	775	858	83
資産見返物品 受増額戻入	-	-	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	17,410	14,220	▲3,190	362	296	▲66
臨時利益	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(単位:千円)

区別	青少年教育に関する調査研究			青少年教育団体が行う 活動に対する助成		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【費用の部】						
経常経費	172,945	194,748	▲21,803	2,317,475	1,844,035	473,440
業務経費	172,945	194,748	▲21,803	2,317,475	1,844,035	473,440
業務経費	168,021	189,745	▲21,724	2,315,260	1,825,895	489,365
一般管理費	-	-	-	-	-	-
受託経費	-	-	-	-	-	-
減価償却費	4,924	5,003	-79	2,215	18,140	▲15,925
臨時損失	-	-	-	-	-	-
【収益の部】						
経常収益	172,945	179,156	6,211	2,317,475	1,847,466	▲470,009
運営費交付金収益	172,945	110,147	▲5,587	2,317,475	1,847,466	▲470,009
運営費交付金収益	115,734	30,018	▲17,486	2,300,000	1,769,650	▲530,350
事業収入等	47,504	-	-	-	54,507	54,507
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収益	-	21,743	21,743	-	-	-
施設費収益	-	2,846	2,846	-	-	-
寄附金収益	-	4,207	4,207	-	-	-
雑益	-	5,195	412	-	-	-
引当金見返に係る収益	4,783	3,719	363	15,260	17,403	2,143
資産見返運営費 交付金戻入	3,356	-	-	2,215	5,906	3,691

資産見返物品 受増額戻入	-	1,281	▲287	-	-	-
資産見返寄附金戻入	1,568	-	-	-	-	-
臨時利益	-	179,156	6,211	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(単位:千円)

区別	一般管理費			合計		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【費用の部】	3,480,149	3,437,861	42,288			▲77,277
経常経費	3,480,149	3,437,861	42,288	10,232,132	10,309,409	▲77,277
業務経費	-	-	-	6,623,498	6,709,448	▲85,950
一般管理費	3,424,212	3,283,798	140,414	3,424,212	3,283,798	140,414
受託経費	-	-	-	-	15,685	▲15,685
減価償却費	55,937	154,063	▲98,126	184,422	300,477	▲116,055
臨時損失	-	-	-	-	-	-
【収益の部】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
経常収益	3,480,149	3,199,639	▲280,510	10,232,132	9,678,137	▲553,995
運営費交付金収益	3,137,465	2,831,015	▲306,450	8,405,009	7,424,954	▲980,055
事業収入等	21,764	18,815	-2,949	1,239,808	848,710	▲391,098
受託収入	-	-	-	-	14,142	14,142
補助金等収益	-	-	-	-	420	420

施設費収益	-	-	-	-	557,515	557,515
寄附金収益	-	-	-	-	84,211	84,211
雑益	-	7,322	7,322	-	120,986	120,986
引当金見返に係る収益	264,983	283,672	18,689	402,893	434,281	31,388
資産見返運営費 交付金戻入	55,937	58,431	2,494	144,214	159,693	15,479
資産見返物品 受増額戻入	-	-	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	-	383	383	40,208	33,225	▲6,983
臨時利益	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

(1) 費用の部の主な増減理由

①業務経費：

以下の事項による支出の増加

- ・新型コロナウイルス感染症の影響縮小に伴う利用者数の回復及び原材料費の高騰による光熱水料の増加
- ・人件費の高騰による委託費の増加
- ・令和3年度補正予算による施設整備費補助金に係る委託費の増加

②一般管理費：

業務の効率化等による人件費（超過勤務等）の減少

(2) 収益の部の主な増減理由

①事業収入等：

新型コロナウイルス感染症の影響縮小に伴う利用者数の回復による事業収入等の増加

②施設費収益：

令和3年度補正予算による施設整備費補助金の増加

③寄附金収益：

大口寄附金の受入れによる増加

3. 資金計画

表 13- 3 令和4年度の資金

(単位：千円)

区別	次代を担う青少年の自立に向けた健全育 成の推進			青少年教育指導者等の 養成及び資質の向上		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金支出】	1,573,781	3,156,221	▲1,582,440	598,539	1,201,170	▲602,631
業務活動による支出	1,573,781	2,693,113	▲1,119,332	598,539	1,025,041	▲426,502
投資活動による支出	-	463,108	▲463,108	-	176,129	▲176,129
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	-	-
【資金収入】	1,573,781	2,771,595	1,197,814	598,539	1,201,170	602,631
業務活動による収入	1,573,781	1,115,796	▲457,985	598,539	571,438	▲27,101
運営費交付金による収入	1,115,796	1,115,796	-	424,359	424,359	-
事業収入等	457,985	286,353	▲171,632	174,180	112,946	▲61,234
受託収入	-	4,662	4,662	-	2,979	2,979
補助金等収入	-	470	470	-	-	-
寄附金収入	-	92,692	92,692	-	30,983	30,983
その他収入	-	449	449	-	171	171
投資活動による収入	-	-	-	-	-	-
施設整備費補助金による収入	-	1,655,799	1,655,799	-	629,732	629,732

有形固定資産の売却による収入	-	1,655,799	1,655,799	-	629,732	629,732
投資有価証券の償還による収入	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(単位：千円)

区別	青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援			青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金支出】	1,812,359	3,628,899	▲1,816,540	37,671	75,129	▲37,458
業務活動による支出	1,812,359	3,095,586	▲1,283,227	37,671	64,044	▲26,373
投資活動による支出	-	533,313	▲533,313	-	11,085	▲11,085
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	-	-
【資金収入】	1,812,359	3,628,899	1,816,540	1,812,359	75,129	▲1,737,230
業務活動による収入	1,812,359	1,722,088	▲90,271	1,812,359	35,495	▲1,776,864
運営費交付金による収入	1,284,946	1,284,946	-	1,284,946	26,709	▲1,258,237
事業収入等	527,413	342,774	▲184,639	527,413	6,825	▲520,588
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収入	-	-	-	-	-	-
寄附金収入	-	93,815	93,815	-	1,950	1,950

その他収入	-	553	553	-	11	11
投資活動による収入	-	-	-	-	-	-
施設整備費補助金による収入	-	1,906,812	1,906,812	-	39,633	39,633
有形固定資産の売却による収入	-	1,906,812	1,906,812	-	39,633	39,633
投資有価証券の償還による収入	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(単位：千円)

区別	青少年教育に関する調査研究			青少年教育団体が行う活動に対する助成		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金支出】	163,238	326,061	▲162,823	2,300,000	4,090,214	▲1,790,214
業務活動による支出	163,238	278,026	▲114,788	2,300,000	2,453,647	▲153,647
投資活動による支出	-	48,035	▲48,035	-	806,240	▲806,240
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	830,326	▲830,326
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金収入】	163,238	326,061	162,823	2,300,000	4,090,214	1,790,214
業務活動による収入	163,238	154,316	▲8,922	2,300,000	2,453,647	153,647
運営費交付金による収入	115,734	115,734	-	2,300,000	2,300,000	-
事業収入等	47,504	29,577	▲17,927	-	24,277	24,277

受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収入	-	-	-	-	-	-
寄附金収入	-	8,450	8,450	-	-	-
その他収入	-	555	555	-	100,343	100,343
投資活動による収入	-	-	-	-	29,026	29,026
施設整備費補助金による収入	-	171,745	171,745	-	19,982	19,982
有形固定資産の売却による収入	-	171,745	171,745	-	-	-
投資有価証券の償還による収入	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	19,982	19,982
民間出えん金	-	-	-	-	804,038	804,038
前年度よりの繰越金	-	-	-	-	804,038	804,038

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(単位：千円)

区別	一般管理費			合計		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金支出】	3,159,229	5,726,211	▲2,566,982	9,644,817	18,203,905	▲8,559,088
業務活動による支出	3,159,229	165,196	2,994,033	9,644,817	9,774,653	▲129,836
投資活動による支出	-	70,859	▲70,859	-	2,108,770	▲2,108,770
財務活動による支出	-	107,433	▲107,433	-	107,433	▲107,433
翌年度への繰越額	-	5,382,723	▲5,382,723	-	6,213,049	▲6,213,049
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金収入】	3,159,229	3,168,385	9,156	9,644,817	9,605,790	▲39,027

業務活動による収入	3,137,465	3,137,465	-	8,405,009	8,405,009	-
運営費交付金による収入	21,764	18,815	▲2,949	1,239,808	821,568	▲418,240
事業収入等	-	-	-	-	7,641	7,641
受託収入	-	-	-	-	470	470
補助金等収入	-	-	-	-	227,889	227,889
寄附金収入	-	12,105	12,105	-	114,188	114,188
その他収入	-	-	-	-	29,026	29,026
投資活動による収入	-	-	-	-	4,423,704	4,423,704
施設整備費補助金による収入	-	-	-	-	4,403,722	4,403,722
有形固定資産の売却による収入	-	-	-	-	-	-
投資有価証券の償還による収入	-	-	-	-	19,982	19,982
財務活動による収入	-	-	-	-	804,038	804,038
民間出えん金	-	-	-	-	804,038	804,038
前年度よりの繰越金	-	2,557,826	2,557,826	-	3,370,372	3,370,372

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

(1) 資金支出の主な増減要因

①投資活動による支出：

施設整備補助金による固定資産の取得及び満期保有目的債券の購入による増加

(2) 資金収入の主な増減要因

①業務活動による収入

事業収入等：

新型コロナウイルス感染症の影響縮小に伴う利用者数の回復による事業収入等の増加

	<p>②投資活動による収入</p> <p>施設整備費補助金による収入：</p> <p> 令和3年度補正予算による施設整備費補助金に係る収入の増加</p> <p>投資有価証券の償還による収入：</p> <p> 満期保有目的債券の償還による収入の増加</p> <p>③財務活動による収入：民間出えん金の増加</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施		
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（近年、大規模な災害が頻発する中、我が国において国土強靱化の取組は喫緊の課題となっており、災害時に被災した地方公共団体だけでは対応が困難である状況を解消するため、国の施設としての役割を果たす上で重要な取組である。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0054 令和5年度行政事業レビュー番号 0055

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等		自己評価	評定	B
<主な定量的指標> — <その他の指標> 【施設・設備に関する事項】	<主要な業務実績> 1. 施設整備の実施状況 令和4年度の施設・設備の整備に当たっては、「インフラ長寿命化計画」（令和3年3月25日付け）を踏まえた「施設整備5ヶ年計画」に基づき、各教育施設の利用者の安全・安心及び研修・宿泊施設等の防災・減災対策に取り組んだ。その際、施設整備費補助金、運営費交付金に加えて、多様な財源を活用した。また、台風や強風、落雷で被災した各教育施設の災害復旧整備を実施した。実施に当たっては、工事中の利用者の安全確保を優先した。		<評定と根拠> 評定：B 「施設整備5ヶ年計画」に基づき、本部が各教育施設と連携しながら計画的に各施設の保守・管理等を実施する	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評定結果が妥当であると確	

<p>・施設・設備に関するインフラ長寿命化計画を踏まえた施設・設備に関する施設整備5ヶ年計画に基づいた、保守・管理の適切な実施</p> <p>・ライフラインに必要な給排水設備、電源設備等の設備の整備を防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策に基づいた推進</p> <p><評価の視点> 上記指標のとおり。</p>	<p>(1) 施設整備事業（施設整備費補助金・運営交付金） 令和3年度第一次補正（体験活動加速化環境整備9事業：4,340,322千円・災害復旧1事業：56,793千円）</p> <p>(2) 各所修繕 令和4年度運営費交付金（62,381千円）</p> <p>2. 利用者に配慮した施設整備の充実 空調設備において、ボイラーによる中央式を電気式個別空調設備へ更新することによりエネルギーロス軽減と細やかな運用による省エネルギー対策を行える整備を行った。 また、衛生設備において、和便器を洋便器化し衛生面の改善を図るとともに、センターでは、全国特別支援教育推進連盟や認定NPO法人DPI日本会議にバリアフリー化に向けた実地調査を依頼し、当該調査報告書に記載された改善意見を取り入れたほか、授乳室や幼児用便器、オールジェンダー対応のトイレを設置するなど、利用者の多様なニーズへの対応を行った。 環境面において、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年6月2日法律第77号）、同施行令」に基づき、環境配慮への方針、環境目標・計画、環境報告書の報告内容について審議・検討を行い、「環境報告書2022」を取りまとめ公表した。また、温室効果ガス（CO2）の排出の削減のため、LED照明の導入による電気使用量の削減、蒸気ボイラー更新による燃料使用量の削減を図った。</p> <p>3. 広域防災補完拠点を担う施設の整備 災害時の避難所協定に対応すべく、停電時に数日間施設運営が可能な電気容量の非常用発電機への更新、数日間稼働に必要な容量の燃料供給設備を整備した。 また飲料水についても、断水時に数日間避難者へ供給可能な容量を確保するため、受水槽の増設を行った。</p>	<p>とともに、各教育施設の地域性に配慮しつつ、施設運営に支障が生じないように、緊急性を踏まえ、基幹設備の老朽化に伴う防災・減災対策を着実に実施した。</p> <p>また、省エネルギーが見込まれる設備・備品等の導入を行った。</p> <p><課題と対応> 今後は、各教育施設の建物・基幹設備等の老朽化解消対策として、インフラ長寿命化計画を踏まえて、施設・設備整備を行うとともに、温室効果ガス（CO2）の排出削減の省エネルギーが見込まれる設備・備品等の導入を重点的かつ計画的に推進する。</p> <p>また、近年頻発する自然災害への対応として、防災・減災、国土強靱化対策を行い、広域防災補完拠点としての機能拡充・改善の整備を今後にも継続して行う必要がある。</p>	<p>認できた。</p> <p>「国立青少年教育振興機構施設整備5ヶ年計画（令和3年度～7年度）」に基づき、利用者の安心・安全及び研修・宿泊施設等の防災減災対策の実施を実施した。</p> <p>中央式空調設備から電気式個別空調設備へ更新し、省エネルギー対策を図ったほか、和式便器を洋式便器へ更新し、衛生面の改善を図るなど、利用者に配慮した施設整備を実施した。</p> <p>広域防災補完拠点としての機能を担うべく、非常用発電機への更新や燃料供給設備の整備を実施した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p> <p><その他事項> ・老朽化施設の更新計画に基づいた改修を行うとともに、事業規模について検討いただきたい。</p>
---	--	---	---

--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-2	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0054

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等		自己評価	評定	B
<主な定量的指標> — <その他の指標> 【人事に関する事項】 ・「人事に関する基本方針」に基づき、人員の適正配置を行うとともに、業務の質・量に応じた人	<主要な業務実績> 1. 人員の適正配置 人事管理については、「人事に関する基本方針」（平成19年9月裁定）に基づき、職員の資質向上、優れた職員の確保、主体的で意欲ある人材育成等を計画的に進めるとともに、職員の適性・能力・意欲等に相応しい職務又は処遇となるよう、公平・公正で計画性のある人事を行っている。 人員の配置については、各職員の経歴、適性及び希望等や業務の専門性、困難さを把握し、業務の質・量に応じて組織全体として最も力を発揮できる人員配置となるよう、各教育施設所長等からのヒアリングを行ったうえで適時適切に見直しを行っている。 また、職員一人ひとりが個人調書にキャリア形成目標及び能力開発への取組を掲げることとし、これを踏まえて、		<評定と根拠> 評定：B 民間の就活サイトを利用した職員の計画的な採用活動の取組や、広報スキルの向上を目的とした広報研修の実施、新たに経験者採用や多面評価の試行実施を行うなどの取組により年度計	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 新規職員採用活動におい	

<p>員配置の見直しの定期的 に実施</p> <p>・人事評価制度に基づく公 正な評価の実施</p> <p><評価の視点> 上記指標のとおり。</p>	<p>各職員の専門分野や資質等をより適切に把握するため、所属の所長等からは、各職員の職務適性及びキャリアパスに係る所見の提出を受けて人員配置等の参考にしている。</p> <p>なお、「人事に関する基本方針」については、令和4年度には採用試験ごとの職員のキャリアパス例を示し、異動について全国型異動の他、従前から行っていたブロック型の異動についても正式に位置づける等の改正を行った（令和5年4月改正）。</p> <p>そのほか、事業の相乗効果、業務の効率化等を期待して、所長の2施設兼務について令和4年度に検討を行い、令和5年2月より2施設、令和5年4月より6施設（計8施設）において実施することを決定した。</p> <p>2. 多様で優れた人材の確保</p> <p>(1) 職員の新規採用</p> <p>公募による選考採用により、令和4年4月に12人の職員を採用した。</p> <p>令和4年度に実施した新規職員採用活動においては、機構独自の採用試験からの公募選考を行ったほか、国立大学法人等職員採用試験からも選考を行い、令和4年10月に4人を採用し、令和5年4月には22人の職員を採用することを決定した。</p> <p>そのほか、即戦力の人材を採用するため、当機構や文部科学省関係機関、青少年教育施設等での勤務経験を有する者を対象とした経験者採用を新たに実施し、令和5年4月に5人の職員の採用を決定した。</p> <p>また、職員採用試験の広報に当たっては、民間の就活サイトを活用するなど幅広い広報活動を行った。</p> <p>このほか、令和4年4月以降に15人の任期付き職員（所長公募採用者1人を含む）を採用するなど、多様な方法により、意欲ある優秀な人材を確保した。</p> <p>(2) 人事交流の実施（表19-1、19-2参照）</p> <p>青少年教育機関として継続性を維持しつつ、効果的・効率的な法人運営を行うため、多様な人材の確保及び人材の育成・活用が必要であることから、国立大学法人等の文部科学省関係機関及び地方公共団体との間で連携の強化を図り、広く計画的な人事交流を行った。</p> <p>表 19-1 機関との人事交流の状況 （令和4年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="443 1353 1541 1452"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">受 入 れ 状 況</th> <th colspan="2">出 向 状 況</th> </tr> <tr> <th>交流先機関数</th> <th>人事交流者数(人)</th> <th>交流先機関数</th> <th>人事交流者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	受 入 れ 状 況		出 向 状 況		交流先機関数	人事交流者数(人)	交流先機関数	人事交流者数(人)						<p>画を達成することができたため、B評定とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>職員の計画的な採用、幹部職員の公募等の工夫により、引き続き、多様で優れた人材を確保していく必要がある。</p> <p>当機構の職員配置については、地方公共団体や国立大学法人等からの交流人事で成り立っており、全常勤職員の約半数が人事交流者である。円滑な業務運営のためには、今後も人事交流が不可欠であり、引き続き関係機関に対して人事交流を働きかけ、必要な人員の確保に努めていく。同時に、従前行っていた採用方法に加え、新たに実施した経験者採用試験を引き続き実施し、必要な人材の確保を行っていく。なお、所長の2施設兼務についても効果を見つつ、引き続き検討を行っていく。</p> <p>また、出生サポート休暇</p>	<p>て、機構独自の採用試験や国立大学法人等職員採用試験からの選考のほか、民間の就活サイトを利用して幅広い募集活動や、新たに経験者採用試験を実施し、意欲ある優秀な人材確保に取り組んだ。</p> <p>本部が主催する研修のほか、外部機関が主催する研修等にも職員を参加させ、青少年をめぐる諸課題に総合的に対応するための人材育成に取り組んだ。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
区 分	受 入 れ 状 況		出 向 状 況														
	交流先機関数	人事交流者数(人)	交流先機関数	人事交流者数(人)													

文部科学省関係機関	30	105	1	2
地方公共団体	41	121		
合 計	71	226	1	2

表 19-2 【経年比較】他機関との人事交流の状況

(各年度4月1日時点)

点)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人事交流の 受入れ状況	交流先機関数	75	75	73	70	71
	人事交流者数(人)	252	245	238	229	226
人事交流の 出向状況	交流先機関数	3	3	4	4	1
	人事交流者数(人)	3	3	4	4	2

3. 計画的な人材育成

青少年をめぐる諸課題に総合的に対応するためには人材の育成が不可欠であり、職員の資質向上・意識改革を図る必要があることから、効果的な研修を積極的に取り入れ、計画的に実施するため、本部が主催する研修のほか、各教育施設が企画・実施する研修及び外部機関が主催する研修にも積極的に職員を参加させている。

(1) 令和4年度研修における主な取組

職員研修のうち、本部が主催する研修及び本部が取りまとめる外部機関主催の研修を、階層別研修及び実務研修等に体系化したうえで、令和4年度職員研修計画を策定し、表19-3に示す研修を行った。

本部が主催する研修のうち主なもの

① 新任所長・新任次長研修 (表19-3①)

新任所長及び新任次長に施設の管理運営に必要な知識についての理解を深めることを目的とし、集合研修を実施した。

② コーディネーション・ファシリテーション研修 (表19-3②)

全国高校生体験活動顕彰制度の実施を踏まえ、コーディネーション能力・ファシリテーション能力の向上を図ることを目的とし、研修を実施した。受講対象者は地方施設の本制度担当者とし、ファシリテーション技術の向上及

(不妊治療休暇)を新設するなど、女性が働きやすい職場づくりに取り組んできたが、意欲ある優秀な人材の計画的な確保のため、ハラスメント防止研修や多面評価等を引き続き実施することなどにより、今後も誰もが働きやすい環境づくりに取り組んでいく。

職員研修については、職員育成プロジェクト(平成29年7月設置)により平成29年度に取りまとめられた「職員育成に関する提言書」をもとに階層別研修及び実務研修等の充実を図っていく。

上記事項を推進することにより、青少年教育のナショナルセンターの職員として備えるべき専門性及び職務遂行能力を有する人材及び特定の分野における高度な専門性を有する人材の育成を目指していく。

びファシリテーションの評価の在り方について学ぶとともに、各施設における本制度関連事業の実施状況等の情報共有をプログラムに盛り込み、円滑な事業を実施するための研修の場とした。

③体験活動安全管理研修（山編・水辺編（合同開催）、雪編）（表 19-3 ④）

体験活動における安全管理に必要な知識や技術を身に付ける目的で、主として各施設安全管理担当者を対象とした2泊3日の研修をそれぞれ実施した。

④広報研修（表 19-3 ⑤）

本部主催の広報研修は、広報の重要性の理解と効果的な広報スキルの習得を目的に令和元年度より毎年度実施している。令和4年度は、プレスリリース勉強会、第1回広報研修（クラウドファンディング）、第2回広報研修（教育事業のチラシ作成）を実施した。プレスリリース勉強会では、本部広報課職員4名を対象に、プレスリリースの作成方法について実習した。第1回広報研修では、本部・施設の職員54名を対象に、クラウドファンディングについての基礎知識や手続きの流れ等についてオンラインで研修を行った。第2回広報研修では、本部・施設の職員56名を対象に、より効果的に集客数を上げるチラシ作りについてオンラインで研修を行った。

⑤総務・管理系職員実務研修（表 19-3 ⑤）

総務系及び管理系業務の適正な執行について理解を深め、業務上の課題を共有し、本部及び各施設の職員間の連携促進を図ることを目的として実施した。オンライン形式で開催したことによって、旅費、移動時間の縮減が図られ、多くの実務担当職員が出席可能となった。

⑥ハラスメント防止研修（表 19-3 ⑥）

職場におけるハラスメントを防止し、より良い職場環境を作っていくため、職員個人の知識・対処方法の習得や意識の向上を目的として、地方施設を含めた非常勤職員、派遣職員まで全職員を対象とした研修を、対面とオンライン形式を併用し、実施した。

⑦管理職向け不妊治療理解研修（表 19-3 ⑥）

不妊治療と仕事の両立への理解を深め、不妊治療を受けやすい職場づくりを推進するため、不妊治療について必要な知識を得ることを目的とした研修を実施した。

そのほか、各教育施設においても表 19-4 に示す研修を実施したほか、表 19-5 に示す外部機関が主催する研修に参加し、教育事業や研修支援を行うに当たり必要となる職員の企画力、指導力、接客サービスの向上及び教育施設の安全管理等に関する知識や技能の向上を図った。

(2) 研修の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、効率的・効果的な業務運営（第 10 章 4. 参照）のため、機構と、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人教職員支援機構の 4 法人共同で次の研修を実施するなど職員の資質の向上を図った。

① 公文書管理研修

独立行政法人の職員として必要な公文書管理に関する基礎的、基本的な内容を理解し、法人運営に資することを目的とした研修を実施し、職員の資質の向上を図った。

② 人事制度研修

独立行政法人の職員として、人事制度に関わる問題に対応する能力を向上させることを目的とした内容の研修を実施し、職員の資質の向上を図った。

主な研修の実施状況・参加状況一覧

表 19-3 本部が主催した内部研修（機構全体を対象とした研修）

区		分	実施件数	参加者数
基礎	階層	① 階層別研修（新任所長・新任次長、新規採用職員 等）	3 件	85 人
	実務	② 事業の指導に関する研修（コーディネーション・ファシリテーション 等）	4 件	100 人
		③ 企画力・マネジメント力に関する研修（若手職員研究発表会）	1 件	11 人
		④ 安全指導等に関する研修（体験活動安全管理、安全管理）	3 件	116 人
		⑤ 実務研修（情報セキュリティ、広報、総務・管理系 等）	9 件	723 人
		⑥ ハラスメント防止研修、ジェンダー研修	2 件	485 人
		⑦ 実地研修（機構内の他の教育施設の事業等に参加することにより、職員の資質の向上を図る）	2 件	2 人
自己啓発	その他	⑧ 教養啓発に関する研修（放送大学、絵本専門士養成講座）	3 件	18 人
計			27 件	1540 人

表 19-4 各教育施設が企画・実施した内部研修

区 分		実施件数	参加者数
基礎	階層	① 階層別研修（新規採用職員、中堅職員、係長級等）	61 件 344 人
	実務	② 事業の指導に関する研修（体験活動、活動プログラム等）	122 件 1108 人
		③ 企画力・マネジメント力に関する研修（プログラム企画、タイムマネジメント等）	9 件 107 人
		④ 安全指導等に関する研修 （自衛消防訓練、救命救急、AED 講習、衛生講習会、大型バス等運転等）	161 件 2310 人
		⑤ 実務研修（オリエンテーション、清掃点検等）	41 件 483 人
		⑥ 接遇に関する研修	4 件 39 人
		⑦ コミュニケーション能力に関する研修（コミュニケーショントレーニング、ハラスメント防止研修等）	12 件 146 人
自己啓発	その他	⑧ 教養啓発に関する研修	7 件 114 人
		⑨ その他（キャリア教育、業務効率化等）	6 件 145 人
計		423 件	4796 人

表 19-5 各教育施設が参加した外部機関の研修

区 分		参加件数	参加者数
基礎	階層	① 階層別研修（中堅職員、係長級等）	38 件 44 人
	実務	② 事業の指導に関する研修（自然体験活動指導者養成等）	36 件 102 人
		③ 企画力・マネジメント力に関する研修 （企画力実践セミナー、青少年教育施設連絡協議会等）	21 件 68 人
		④ 安全指導等に関する研修（応急措置、危機管理等）	79 件 258 人
		⑤ 実務研修（会計事務、給与実務、無線等）	50 件 118 人
		⑥ コミュニケーション能力に関する研修（メンター養成、ハラスメント防止研修等）	6 件 16 人
専門	教育研修	⑦ 社会教育、学校運営に関する研修 （社会教育主事、中央研修等）	54 件 67 人

自己啓発	その他	⑧ 教養啓発に関する研修（人権問題等）	7件	23人
		⑨ その他（生涯生活設計セミナー等）	25件	72人
		計	316件	768人

表 19-6 【経年比較】研修の実施状況・参加状況一覧

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
機構本部が主催した研修	実施件数	29	30	22	23	27
	参加者数(人)	556	938	651	869	1,540
各教育施設が企画・実施した内部研修	実施件数	381	388	412	437	423
	参加者数(人)	3,883	3,642	4,433	4,564	4,796
各教育施設が参加した外部機関の研修	参加件数	383	411	220	293	316
	参加者数(人)	748	888	526	722	768

4. 人事評価制度の適切な運用

人事評価実施要綱（平成 23 年 1 月裁定、令和元年 9 月一部改正）に基づき、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの 1 年間を評価期間として、「能力評価」及び「業績評価」からなる人事評価を実施した。

評価結果については、任用及び勤勉手当・昇給等の給与に反映させるとともに、人事評価を通じて職員の能力・資質の向上を図るなど、能力及び業績に基づく人事管理の基礎となるよう活用した。

また、新たに管理職に対し、マネジメント能力の向上、職場環境の改善、組織パフォーマンスの向上のための「気づき」の機会を与えることを目的とした多面評価を、所長・部長級職員を対象に試行として実施した。

5. ワーク・ライフ・バランスへの取組

令和 4 年 4 月から令和 6 年 3 月の期間で策定された、「次世代育成支援及び女性活躍推進行動計画」に基づき、職員の仕事と育児・介護との両立支援並びに職員の健康の保持・増進と仕事と生活の調和を図るため、以下のような取り組みを行った。

（1）両立支援制度についての理解及び利用促進についての周知

両立支援ハンドブックを改正するとともに、制度の趣旨について周知することを通じ、管理監督者が育児・介護休

	<p>業法や両立支援制度の理解を深め、また、職員が利用できる制度を把握できることを意識した啓発を継続して行っている。さらに、令和4年度には、両立支援相談員に不妊治療にかかる相談員を新設するなど、誰もが働きやすい環境づくりに引き続き取り組んだ。</p> <p>(2) 超過勤務の縮減</p> <p>職員のワーク・ライフ・バランスの実現や健康維持に寄与し、職務に対する満足感や生産性の向上につなげるよう、業務の合理化・効率化、ノー残業デーの実施などにより超過勤務の縮減に向けた取り組みを継続的に行っている。また、令和4年度には超過勤務の見える化として、各部署・施設ごとの超過勤務時間数を会議において情報共有することにより、超過勤務の縮減・適正化に取り組んだ。</p> <p>(3) 年次有給休暇の取得促進</p> <p>年次有給休暇の年5日の取得義務についての周知・徹底に加え、年次有給休暇の年間を通じた取得しやすい職場環境の整備、連続した休暇の取得促進についての周知・啓発を継続して行っている。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-3	情報セキュリティについて		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0054

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等		自己評価	評定	B
<主な定量的指標> — <その他の指標> 【情報セキュリティについて】 ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキ	<主要な業務実績> 機構では、情報セキュリティ体制を強化し、内閣サイバーセキュリティセンター（以下、「NISC」という。）が定めた「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（以下、「統一基準」という。）を踏まえ、情報セキュリティポリシー（以下、「ポリシー」という。）に基づき、情報セキュリティの運用を行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組んでいる。 1. 情報セキュリティ対策の実施状況 (1) 体制 ポリシーに基づき、情報セキュリティに関する事務を統括する最高情報セキュリティ責任者（CISO）を設置し、総		<評定と根拠> 評定：B NISCが定める統一基準の改定に合わせて、機構においても統一基準に準拠するようポリシーの改定を行った。 また、情報システム統一研修について受講状況の一	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 毎月1回開催する情報セ	

<p>セキュリティポリシーの見直しの実施</p> <p><評価の視点> 上記指標のとおり。</p>	<p>務担当理事が担っている。</p> <p>最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する事案の対応を行う専門的なチーム（CSIRT：Computer Security Incident Response Team）を整備している。</p> <p>（２）教育</p> <p>機構内で職員を対象にした新規採用職員研修及び総務管理系職員実務研修の中で情報セキュリティに関する教育を実施した。このほか、デジタル庁の実施している情報システム統一研修について、令和４年度は全職員の受講状況について一元管理を行うことで、効率的に受講の促進を行ったことにより、361人が受講した（対前年度比153人増）。</p> <p>また、より専門的な知識を必要とするCSIRT要員については、外部機関が実施している専門的な研修（NISC勉強会、CSIRT研修、CSIRT会合（他機関との情報交換）、GSOC報告会、実践的サイバー防御演習）に参加することにより、知識・技術の習得を図った。</p> <p>（３）自己点検</p> <p>引き続き、機構全体の情報セキュリティ水準を確認することを目的に全職員を対象にしたWebテストによる自己点検を実施した。これを通じて、全職員に情報システム使用時の必要知識について学ぶ機会を設け、情報セキュリティの向上を図った。</p> <p>（４）監査</p> <p>情報セキュリティ監査は、独立行政法人国立青少年教育振興機構令和４年度監査実施計画に基づき、機構の各々の業務に関する内部統制の整備と運用状況の検証を行い、業務執行の適正な遂行の確保及び業務執行の合理化・効率化を図るため実施している。</p> <p>令和３年度に引き続き、内部監査と合わせて６教育施設（岩手山、赤城、能登、日高、諫早、大隅）で情報セキュリティ監査（情報セキュリティ関連規程の教育状況や情報システムを第三者による不正操作から保護する対策の実施状況の確認）を行った。また、本部を対象に、ポリシーに定める対策内容を個別の情報システムや業務で実施するため、具体的に定められた実施手順が遵守されているかについて監査を行った。</p> <p>また、全職員を対象とした標的型メール訓練も令和３年度に引き続き実施し、標的型メールを受信した際の対応を監査した。</p> <p>以上の情報セキュリティ監査を行うことにより、情報システムの運用が情報セキュリティ関連規程に準拠しているかについて現状把握に努めた。</p>	<p>元管理を行ったことにより、全職員への効率的な受講の要請を行い、受講者数の増加を図ることができた。</p> <p>以上のことから、計画は概ね達成しており、B評定とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>テレワークやWeb会議などネットワークを介したデータ活用の拡大などにより、サイバーセキュリティのリスクは高まりつつあることから、全職員を対象とした情報セキュリティに関する教育については、引き続きデジタル庁等が実施する研修の受講を推進していく。</p> <p>さらに、情報セキュリティ対策に関する計画についても、サイバー攻撃の変化等に応じて適宜計画を更新していく。</p>	<p>セキュリティ連絡会や、全ての地方教育施設の所長が出席する機構会議にて、情報セキュリティインシデントに関する情報共有を行った。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>・令和４年度は合計10件のセキュリティインシデントが発生しており、対策を十分に講じること。</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
---	---	--	---

	<p>(5) 組織的対応についての取組</p> <p>CISOのもとに情報セキュリティ連絡会を原則として毎月1回開催し、インシデントの発生やその対応状況、情報セキュリティに関する研修等の当機構の情報セキュリティ関連事項について、本部の部課長等で情報共有を行うとともに、全役職員に資料を共有し注意喚起に努めた。</p> <p>また、全ての地方教育施設の所長が出席する機構会議において、機構で発生した情報セキュリティインシデントや再発防止策の情報共有を行ったほか、各地方教育施設の総務・管理系職員対象の実務研修の中で、情報セキュリティについての研修を行い、インシデント対応能力の向上を図った。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-4	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度行政事業レビュー番号 0054

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等		自己評価	評定	A
<主な定量的指標> 【内部統制の充実・強化】 ・内部監査の実施 <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> 1. 内部統制の充実・強化のための体制の整備・運用 機構は、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備し、様々な体制の整備・機能強化による内部統制の取組を進めている。具体的には、以下のような体制を活用している。 (1) 内部統制の充実・強化のための体制の整備・運用 ① 理事長及び理事による定例情報交換・報告会議 機動的に業務の進捗状況の把握、意思決定等を行うため、定期的に理事長及び理事が情報交換・報告等を行う場を設け、組織運営の戦略等を検討している（12月までは隔週1回、1月以降は毎週1回開催）。その際、理事		<評定と根拠> 評定：A 内部統制の充実・強化では、年度計画に掲げた取組に加え、理事長のリーダーシップを発揮するための取組として、経営企画調整室の設置（令和5年4月には「経営企画室」に発展的に	<評定に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できた。 理事長のリーダーシップをより発揮しやすい体制を構築	

	<p>は、必要に応じて新たな取組や課題への対応方針等について提案を行い、理事長が具体的な指示等を行っている。</p> <p>② 機構連絡会 理事長、理事、本部部長等が出席する機構連絡会を設置し、定期的に機構の諸事項について情報共有や業務報告等を行っている。その際、各部課長等より業務の取組方針、進捗状況、達成状況、改善状況等を連絡・報告し、理事長が具体的な指示等を行っている。</p> <p>③ 機構会議 理事長、理事、教育施設所長、本部部長等が出席する機構会議を設置し、定期的に機構の運営に関し、必要な連絡及び協議を行っている。その場においては、運営方針、事業方針等を理事長が具体的に指示し、周知徹底を図っている。</p> <p>④ 機構全体に情報を伝達する体制 職員一人ひとりに本部の通達や依頼事項等の情報を周知・徹底する手段として、職員用ポータルサイトを設置し、毎日職員が閲覧する体制をとっている。</p> <p>⑤ 非常時における体制 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応についての協議及び情報共有のため、常勤役員及び部長等を構成員とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を令和2年2月に設置し、政府の基本的対処方針に変更が生じる都度、会議を開催した。 協議の結果は、必要に応じ全ての教育施設へ周知したほか、各教育施設における対応状況の情報を集約したうえで、全ての教育施設と共有し、機構全体で対応する体制を取った。 例えば、新型コロナウイルス感染防止対策として機構が実施すべき基本的事項を改めて整理した「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」（令和2年5月策定）について、教育施設において実際に運用する中で気付いた点等を集約し、令和4年度は5・6・7・12・3月に改訂を行った。</p> <p>(2) 理事長のリーダーシップを発揮するための取組</p> <p>① 経営企画調整室の設置</p>	<p>改組)やミッション・ビジョン・バリューの策定、「2030年の機構の在り方検討会」の設置などにも取り組み、年度計画における所期の目標を上回る成果を上げることができたことから、A評定とした。</p> <p><課題と対応> 各役職員が機構の役割の重要性と自らの役割を認識し、目標・計画をより効果的・効率的に達成するための課題を共有し、組織が丸となって、より一層前向きに対応できるよう充実・強化を図る。</p>	<p>するため、「経営企画調整室」を設置し、機構の経営を強化する他面に必要な事業・取組等に係る企画・立案や担当部署との連絡調整を行うとともに、民間企業等との連携促進に取り組んだ。 機構の「ミッション・ビジョン・バリュー (MVV)」を策定し、更に浸透を図るための理念図を作成し、幅広いステークホルダーに対する組織イメージの発信に取り組んだ。 6 教育施設及び本部で内部監査を実施し、監査報告書を全ての教育施設に共有することで、日々の業務の見直しと改善を図った。 機構の将来構想について検討するため、「2030年の機構の在り方検討会」を設置し、またそのもとにワーキンググループを設置し、各教育施設の役割や今後の在り方についての議論を行った。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> —</p>
--	---	--	--

	<p>理事長のリーダーシップがより発揮しやすい体制を構築するため、令和3年9月に「経営企画調整室設置準備室」を設置していたが、令和4年4月に「経営企画調整室」として正式に発足した（発足の際に、民間企業等連携促進室を統合。また、令和5年4月の本部組織の改編において「経営企画室」に発展的に改組）。</p> <p>経営企画調整室は、理事長のリーダーシップのもと、機構の経営を強化するために必要な事業・取組等に係る企画・立案や担当部署との連絡調整を行うとともに、民間企業等との連携促進にも取り組んだ。</p> <p>② ミッション・ビジョン・バリュー（MVV）の策定</p> <p>機構には、文部科学大臣から与えられた明確なミッションは存在していたものの、目指すべき将来像や大切にすべき価値観・行動指針は明文化していなかった。</p> <p>そこで、令和4年度、理事長のリーダーシップのもと、「ミッション・ビジョン・バリュー（MVV）」を策定した。</p> <p>また、MVVの浸透を図るためMVVの理念図を作成し、職員のエンゲージメントを高めて組織の更なる一体感醸成に努めるとともに、幅広いステークホルダーに対する組織イメージの発信に取り組んだ。</p> <p>③ 役員による内部広報チャンネル「かぜとおし」の配信</p> <p>経営ビジョン等を組織内の各階層に浸透させるとともに、業務に役立つ様々な情報を周知するため、トップダウンのコミュニケーションを活性化する取組として、令和3年度から役員による動画配信に取り組んでおり、令和4年度は全9回放映した。</p> <p>今後も組織内のコミュニケーションを活性化し、風通しの良い組織風土づくりの推進を図っていく。</p> <p>④ 職員を対象とした「企画コンテスト」の実施</p> <p>自然災害やコロナ禍のような予測不可能な事態が多発する状況にある現在、組織構成員一人ひとりに求められるのは、各々の持ち場で状況を観察して、問題を洗い出し、その解決に向けた課題を設定した企画提案を行い、行動することを繰り返す「思考と姿勢」である。</p> <p>こうした思考と姿勢を涵養する機会の一つとして、令和3年度に引き続き、職員を対象とした「企画コンテスト」を実施した。なお、提案された企画のうち、最優秀賞となる理事長賞を獲得した「利用者受入に関する業務効率化の提案」が、新たな予約システムの導入に向けた検討の土台になるなど、企画内容は機構の事業運営にも活かされている。</p> <p>⑤ ウェルビーイングに関する取組</p>		<p><その他事項></p> <p>・職員を対象とした「企画コンテスト」の実施、「2030年の機構の在り方検討会」、職員向け勉強会「未来塾」など、職員の育成と組織力の向上に取り組んでおり、今後も更なる一体感の醸成を図りながら、機構の未来を担う人材育成に努めていただきたい。</p>
--	--	--	--

ウェルビーイングの実現において人間関係の構築は重要であるため、職員同士のコミュニケーションを活性化させることを目的として、職員が家族で参加できる社内イベント「家族の日」を本部において開催した（参加者数は計 39 名）。普段の業務では接することの少ない職員同士の人間関係を構築する機会となり、コミュニケーションの活性化に繋がった。

また、出生サポート休暇（不妊治療休暇）の新設など、誰もが働きやすい環境づくりに取り組んできており、令和 3 年度における男性の育児休業取得率は 38.4%と、全国平均の 13.97%（出典：令和 3 年度雇用均等基本調査（厚生労働省令和 4 年 7 月公表））を大きく上回っている。

⑥ 2030 年の機構の在り方検討会

機構が設置する施設の運営の将来構想について検討するため、令和 4 年 4 月に「2030 年の機構の在り方検討会」を設置した。具体的な検討に当たっては、当該検討会のもとに「役割検討ワーキンググループ」及び「管理運営検討ワーキンググループ」を設置し、機構内からメンバーを募集したうえで、議論を重ねた。令和 5 年 2 月には、両ワーキンググループから検討会へ検討結果が報告され、これまでの議論を整理したうえで、令和 5 年 3 月に機構の全職員へ意見聴取を行った。

令和 5 年度は、この意見等を踏まえたうえで具体的施策を検討・整理するとともに、順次、実現に向けて取り組んでいく。

⑦ 「未来塾」の開催

機構の未来について考える職員向け勉強会「未来塾」を立ち上げ、定期的で開催（合計 6 回）した。講演会では、独立行政法人教職員支援機構理事長（第 12 期中央教育審議会会長）の荒瀬克己氏や、機構と包括連携協定を締結している株式会社モンベルの代表取締役会長の辰野勇氏などを講師に招聘し、社会の状況を踏まえた広い視野からの専門的な知見を得ることにより、役職員一人ひとりが日常の業務に活かしていくとともに、機構の将来を担う人材育成に繋がるよう努めた。

(3) 内部統制の充実・強化のための把握・分析・対応

① 中期目標・計画の未達成業務についての未達成要因の把握・分析・対応状況

中期目標・計画の進捗状況が順調でない項目（業務）については、随時、機構連絡会等において、その要因を把握・分析し、対応している。また、年度計画の策定期間などの際にも、定期的に中期目標・計画の進捗状況を把握・分析し、対応している。

文部科学大臣による業務実績に関する評価や個別の指摘事項については、各部に速やかに伝達し対応を検討させるとともに、フォローアップを行い業務改善に努めている。

② 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等

重要な課題（リスク）である事件・事故や自然災害等が各教育施設で発生した際は、本部が報告を受けて把握し、理事長が対応を指示し、必要に応じその情報及び対応策を機構全体で共有することで、次の重要な課題の対応に役立っている。特に重大な事件・事故等が教育施設で発生した場合で、運用の見直し等により被害の減少等が見込めると考えられる場合については、他の教育施設にも点検及び改善を指示している。

③ 内部統制の現状把握・課題等への対応

ア. 内部統制の現状把握

理事長は、計画的に機構連絡会等や視察などで役職員と意見交換を行い、内部統制の現状及び課題等を把握し対応している。

また、監査室による内部監査を通じた内部統制及びリスクの整理も行っており、令和4年度は、6教育施設（岩手山、赤城、能登、日高、諫早、大隅）及び本部で内部監査を実施した。

イ. 課題等への対応

機構連絡会等や視察などで計画的に把握した課題等や、上記の過程で解決すべき課題は、理事長が各部へ具体的に指示し、または、状況に応じて特別のチームを組織して速やかに対処し、その結果を機構連絡会等で共有するとともに、必要に応じ全ての教育施設に情報提供し、注意喚起を行っている。

また、内部監査の結果も、被監査部門と共有し、各部と連携して改善策を講じているとともに、これらの情報を他の教育施設に提供し、注意喚起等も行っている。

なお、公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けているが、令和4年度は問題となる事象や通報はなかった。

(4) 内部監査

内部監査は、独立行政法人国立青少年教育振興機構内部監査規程に基づき、機構の諸業務に関する内部統制の整備と運用状況の検証を行い、業務執行の適正な遂行の確保及び業務執行の合理化・効率化を図るために実施している。

令和4年度は、「令和4年度内部監査チェックリスト」（表21-1）をもとに、独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程に基づく個人情報の取り扱い状況や管理の方法、情報セキュリティポリシー実施手順に基づいた第三者不正利用防止対策や、会計検査院の实地検査等を参考にした契約手続き等、6教育施設の实地監査と本部において、内部監査を行った。

内部監査において把握した改善点等については、内部監査調書を作成し、被監査部門に改善を求めるとともに、担当課へ監査結果に対してフィードバックを行い業務改善に向けた指導を行った。その後、令和4年度実施した全ての内部監査を取りまとめた内部監査報告書を作成し、理事長に提出するとともに、本部及び全ての教育施設に情報提供を行い、日々の業務の見直しとともに改善を促した。

また、「間接業務等の共同実施について（平成26年7月）」（第10章4.参照）を踏まえ、機構と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の4法人による間接業務の共同実施の一環として、令和4年度は独立行政法人教職員支援機構と相互に職員を派遣し、両法人の契約事務の状況についての監査を実施し、適正に執り行われていることを確認した。

なお、共同実施の監査対象予定としていた項目は、「令和4年度内部監査チェックリスト」（表21-1）に含まれているため、本部の内部監査において実施済みである。

表21-1 令和4年度内部監査チェックリスト

令和4年度内部監査チェックリスト
① 法人文書管理の状況
② 個人情報の適切な管理の状況
③ 危機管理に関する取組状況
④ 危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアルの整備状況（※）
⑤ 職員の勤務時間、休暇等に関する取扱の状況
⑥ 労働安全衛生管理の状況
⑦ 情報システムの適切な管理の状況
⑧ 契約事務の状況（※）
⑨ 資産管理の状況
⑩ 会計帳簿等の状況（※）
⑪ 旅費取扱の状況

	※については、監査室職員が通常業務で実施済のため、本部における内部監査の対象外とした。		
--	---	--	--

4. その他参考情報
—

項目別調査 No.	中期目標	中期計画	年度計画
<p><u>I-1</u></p> <p>次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進</p>	<p>1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進</p> <p>青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図り、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。特に、防災・減災拠点の役割として実施する防災・減災教育事業については、全国 28 施設で実施する。</p> <p>(前中期目標期間実績：11 施設)</p> <p>なお、教育事業については、毎年度平均 80%以上の事業の参加者から 4 段階評価の「最上位評価」(以下、「満足」という。)を得られるようにする。(前中期目標期間実績：普及・啓発 87.3%、モデル的事業 87.0% (年平均))</p> <p>【困難度：高】 多様化、複雑化する青少年に関する諸課題の解決のために、各施設が地域の実情に応じたプログラム開発や分析普及などの事業展開を行っていくことは困難度が高い。</p> <p>【重要度：高】 青少年教育のナショナルセンターとして、次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動等の実施を通じて、効果的かつ効率的な事業実施に資する資料を全国の公立青少年教育施設や民間団体等に提示していくことは重要度が高い。</p>	<p>1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進</p> <p>青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。</p> <p>なお、教育事業については、平均 80%以上の事業の参加者から 4 段階評価の「最上位評価」(以下、「満足」という。)を得られるよう、参加者アンケートを踏まえた見直しを行い、事業の改善を図る。</p>	<p>1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進</p> <p>青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。</p> <p>なお、教育事業については、平均 80%以上の事業の参加者から 4 段階評価の「最上位評価」(以下、「満足」という。)を得られるよう、参加者アンケートを踏まえた見直しを行い、事業の改善を図る。</p>

	<p>(1) 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進</p> <p>青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。</p> <p>(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進</p> <p>青少年の健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して「体験の風をおこそう」運動を推進する。施設においては、運動を通して、体験活動の機会と場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を図る。</p> <p>また、毎年10月を体験の風をおこそう推進月間と定めるとともに、実行委員会の未設置府県に働きかけ、中期目標期間中に全国展開に向けた取組を進め、地域で「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する体制の拡充を図る。（前中期目標期間中実績：34都道府県で実施）</p>	<p>(1) 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進</p> <p>青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。</p> <p>(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進</p> <p>青少年の体験活動の重要性を伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、「体験の風をおこそう」運動、青少年教育団体と連携して進める。施設においては、地域の青少年教育団体等と連携して運動を推進し、体験活動の機会と場を充実させるとともに、基本的な生活習慣の確立を図る。</p> <p>また、体験活動の重要性に関する広報資料を作成し、各種会議等を活用して関係機関や保護者等に周知するとともに、毎年10月の体験の風をおこそう推進月間に実施される事業を充実するなど、体験活動の機会や場の充実を図るとともに、地域で運動を推進する体制の充実を図る。</p>	<p>(1) 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進</p> <p>青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。</p> <p>(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進</p> <p>社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して、以下の取組を進める。</p> <p>① 体験活動の重要性に関する広報資料を作成し、関係機関や保護者等に配布するとともに、Web掲載等を活用した周知を行う。</p> <p>② 毎年10月の体験の風をおこそう推進月間に実施される事業の充実を図る。</p> <p>③ 体験活動の重要性に関する普及・啓発及び体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指し、各地域において「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組む。</p> <p>また、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動をより一層推進するため、実行委員会の未設置県に対し、機構本部及び近隣施設が働きかけ、本運動を全国的に展開する。</p>
--	--	--	--

	<p>(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進</p> <p>子供たちの健やかな成長を促していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切である。このため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携して引き続き、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する。施設においては、全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。</p> <p>(c) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施</p> <p>社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ教育事業、青少年を対象に自己成長や自己実現等を図る教育事業、防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを中期目標期間中に延べ1,100事業以上実施する。(前中期目標期間実績: 220事業(年平均))</p> <p>(2) 青少年教育に関するモデル的事業の推進</p> <p>関係機関・団体や公立青少年教育施設、大学の研究者等と連携した上で、地域の実情を踏まえた実践研究事業を中期目標期間中に全ての地方施設で延べ27事業以上を実施し、報告書を通して広く青少年教育関係者へ発信する。</p> <p>また、国土強靱化基本計画における広域防災補完拠点としての役割、SDGsの目標やESDの基本的な考え方、学習指導要領における探究の考え方など次世代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動事業を実施、実際に使用した教材や指導案などの学習方法が活用されるよう図り、青少年教育の推進に寄与する。(前中期目標期間実績: 研究者</p>	<p>(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進</p> <p>子供たちの健やかな成長を促していくため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携して引き続き、「早寝早起き朝ごはん」国民運動に取り組み、全国でこの運動を展開する。施設においては全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。</p> <p>(c) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施</p> <p>社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを中期目標期間中に延べ1,100事業以上実施する。</p> <p>(2) 青少年教育に関するモデル的事業の推進</p> <p>関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携した上で、実践研究事業を全ての地方施設で27事業以上実施し、報告書を通して広く青少年教育関係者へ発信する。</p> <p>また、併せて国土強靱化基本計画における広域防災補完拠点としての役割を踏まえて施設内外で防災・減災教育を推進したり、SDGsの目標やESDの基本的な考え方をういた体験活動を推進したり、地域探究プログラムを推進したりするなど、地域の実情を踏まえた体験活動事業を実施することにより、その専門性の高いモデル的な体験活動を研修支援のプログ</p>	<p>(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進</p> <p>「早寝早起き朝ごはん」全国協議会事務局として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するための普及啓発資料の作成・配布に取り組むとともに、施設においても全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。</p> <p>(c) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施</p> <p>社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを220事業以上実施する。</p> <p>(2) 青少年教育に関するモデル的事業の推進</p> <p>次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動を推進するため、初年度には各地方施設が地域の実情を踏まえた実践研究事業を実施し、その効果等を測る。また、次年度に向け、関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携して課題と成果をまとめる。</p> <p>さらに、防災・減災教育、SDGsの目標やESDの基本的な考え方をういた体験活動、高校生を対象に地域探究プログラムを通じた地域学習と実践活動(全国高校生体験活動顕彰制度)など、実際に使用した教材や指導案などの学習方法が活用されるよう地域の実情を踏まえた体験活動事業を実施す</p>
--	---	--	---

<p>等を交えた報告書の作成は6施設11事業)</p>	<p>(3) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進</p> <p>児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、専門機関と連携し様々な体験活動を通じて、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力などを育成する体験活動事業について、年度毎に異なる対象やテーマで実施する体験活動事業を中期目標期間中に延べ160事業以上実施する。(前中期目標期間実績：157事業)</p> <p>また、豪雨、地震などの緊急時においては、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援など被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供を行う。</p> <p>(4) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進</p> <p>青少年の異文化理解の増進を図るため、青少年、青少年教育指導者等の国際交流を実施する。その際、従来定めていた日本人参加者の参加後の外向き志向の要素に、グローバル人材の育成に関わる要素を加えグローバル人材を志向する率として毎年度平均80%以上を得られるようにする。</p> <p>なお、グローバル人材の育成に関わる要素として、機構及び内閣府が実施した類似の調査項目を加え、それらの肯定率を含めた平均値が77.5%となっていることから、平均80%</p>	<p>ラムで活用する。</p> <p>さらに、実際に使用した教材や指導案などの学習方法が青少年教育の推進に寄与するよう、中期目標期間中に冊子の作成やフォーラムなどで発表する。</p> <p>(3) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進</p> <p>児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、企画段階から専門機関等と連携・協力し、年度毎に異なる対象やテーマで実施する体験活動事業について、中期目標期間中に延べ160事業以上実施する。</p> <p>なお、実施に際しては、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力など焦点を定め、参加する青少年の状況を踏まえた事業運営を行うことにより、質の向上を図る。</p> <p>また、豪雨、地震などの災害があった場合、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援など被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供を行う。</p> <p>(4) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進</p> <p>青少年の異文化理解の増進を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年、青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施する。その際、従来定めていた日本人参加者の参加後の外向き志向の要素に加え、グローバル人材の育成に関わる要素として語学力・コミュニケーション能力及び異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー等を加えグローバル人材を志向する率として毎年度平均80%以</p>	<p>る。</p> <p>(3) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進</p> <p>児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、企画段階から専門機関等と連携・協力し、異なる対象やテーマで実施する体験活動事業について、7施設32事業以上実施する。なお、実施に際しては、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力など焦点を定め、参加する青少年の状況を踏まえた事業運営を行うことにより、質の向上を図る。</p> <p>また、豪雨、地震などの災害があった場合、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援など被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供を行う。</p> <p>(4) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進</p> <p>国内外の関係機関・団体等と連携して、①日独の青年及び青少年教育指導者等の交流事業、②アジア及びミクロネシア地域の青少年交流事業、及び③国内での国際交流事業を実施する。その際、事業に参加した日本人参加者から、外向き志向を含むグローバル人材を志向する率として、平均80%以上を得られるようにする。</p>
-----------------------------	--	--	---

	以上との目標を定めた。	上を得られるようにする。	
<p><u>1-2</u></p> <p>青少年教育指導者等の要請及び資質の向上</p>	<p>2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</p> <p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図り、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均 80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、養成・研修事業の質の維持向上を図る。(前中期目標期間実績：88.2% (年平均))</p> <p>【重要度：高】 我が国の青少年教育施策を具体化していくためにも、青少年教育指導者の養成は重要な事業の一つである。全国にある国公立青少年教育施設・民間団体等の職員に対する指導力の向上は、青少年教育のナショナルセンターである機構として重点的に取り組むべき事項である。</p> <p>(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進</p> <p>青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育指導者等を対象にこれまで青少年教育研究センターが発表してきた調査研究事業や機構が実施してきた過去の指導者養成事業等の成果を踏まえ、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面や学びと活動の循環につながるカリキュラムを中期目標期間中に試行事業を通して開発し、最終年度には東日本・西日本でそれぞれ2か所4事業以上実施できるようにする。</p> <p>併せて、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業、教員を対象に教</p>	<p>2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</p> <p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図るため、人づくり、つながりづくり、地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均 80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、質の高い事業を実施する。</p> <p>(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進</p> <p>青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象にこれまで青少年教育研究センターが発表してきた調査研究事業や機構が実施してきた過去の指導者養成事業等の成果を踏まえ、人づくり、つながりづくり、地域づくりという側面や学びと活動の循環など、個人の成長と地域づくりを考慮した基礎的・専門的カリキュラムを中期目標期間中に試行事業を通して開発し、最終年度には東日本・西日本でそれぞれ2か所4事業以上実施できるようにする。</p> <p>併せて、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指</p>	<p>2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</p> <p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図るため、人づくり、つながりづくり、地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均 80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、質の高い事業を実施する。</p> <p>(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進</p> <p>青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象に、青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的研修事業を中期目標期間内に実施できるようプロジェクトチームを設け、次年度に試行事業を実施できるようカリキュラムを検討する。その際、青少年教育を専門としている外部講師を招聘し、その知見を得る。</p> <p>また、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業、教員を対象に教員免許状更新講習等を実施し、抽出調査により研修後の実務に</p>

	<p>員免許状更新講習等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度の調査を試行する。</p> <p>(2) 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進</p> <p>絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を中期目標期間中に 250 人以上養成し、養成後の活動実績が毎年度 5,265 回を超えるようにする。(前中期目標期間実績：64 人(年平均))</p> <p>さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本士養成講座を充実させる。(前中期目標期間実績：5,265 回(年平均))</p> <p>(3) ボランティアの養成・研修の推進</p> <p>青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業を全国 28 施設で実施するとともに、ボランティアが学びと活動の循環をしながら成長できるよう、自主企画事業による事業参画を推進する。</p> <p>ボランティアの養成・研修事業において、中期目標期間中に延べ 5,685 人以上養成するとともに、ボランティア登録者の延べ活動回数が 20,332 回以上となるよう支援を行う。(前中期目標期間実績：養成 5,685 人、活動回数 20,332 回)</p>	<p>導者養成事業、体験活動安全管理研修事業、教員を対象に教員免許状更新講習等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度の調査を試行する。</p> <p>(2) 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進</p> <p>絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を中期目標期間中に 250 人以上養成し、個人やグループ活動の支援をしながら養成後の活動実績が毎年度 5,265 回を超えるようにする。</p> <p>さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本士養成講座を充実させる。</p> <p>(3) ボランティアの養成・研修の推進</p> <p>青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業等を全国 28 施設で実施し、延べ 5,685 人以上養成する。</p> <p>また、ボランティアの活動機会の増加を図り、学びと活動の循環をしながら成長できるよう、各施設で定めた育成ビジョンの更新や自主企画事業の推進、他施設のボランティアとの交流などを活発化することにより、ボランティア登録者の活動回数が中期目標期間中に延べ 20,332 回以上となるよう支援を行う。</p> <p>なお、ボランティアを支援するボランティア・コーディネーターの資質・能力の向上を図るための研修を併せて実施する。</p>	<p>対する有効度が 70%以上となるようにする。</p> <p>(2) 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進</p> <p>絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を 50 人以上養成し、個人やグループ活動の支援をしながら養成後の活動実績が 5,265 回を超えるようにする。</p> <p>さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本士養成講座の認知度を高めるとともに、各機関が確実に実施できるようにする。</p> <p>(3) ボランティアの養成・研修の推進</p> <p>青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業等を各施設で実施し、1,137 人以上養成する。</p> <p>また、ボランティアの活動機会の増加を図り、学びと活動の循環をしながら成長できるよう、各施設で定めた育成ビジョンの更新や自主企画事業の推進、他施設のボランティアとの交流などを活発化することにより、ボランティア登録者の活動回数が 3,660 回以上となるよう支援を行う。</p> <p>なお、ボランティアを支援するボランティア・コーディネーターの資質・能力の向上を図るための研修を併せて実施する。</p>
--	--	---	--

<p>I-3 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</p>	<p>3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、利用者の研修目的が達成されるよう指導・助言等の教育的支援を行う。</p> <p>なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価（リピート意向）」を得られるようにする。（令和2年度試行実施時の実績：73.1%）</p> <p>【困難度：高】 授業時数の増加、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大、バス借料の高騰など社会情勢の急激な変化を背景とした集団宿泊活動の自粛傾向の中で、青少年人口の1割程度の利用実績を確保することは困難度が高い。また、利用者へ提供する活動プログラムの有効性についても、多様な利用者ニーズがある中で「有効」との評価を得ることは困難度が高い。</p> <p>(1) 研修利用の充実</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進し、毎年度、全国28施設で青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保する。（前中期目標期間実績：青少年人口の10.35%（年平均））</p> <p>(2) 研修に対する支援の推進</p> <p>地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、</p>	<p>3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、利用者の研修目的が達成されるよう指導・助言等の教育的支援を行うよう努める。</p> <p>なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価（リピート意向）」を得られるようにする。</p> <p>(1) 研修利用の充実</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進し、毎年度、全国28施設で青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保するため、全国28施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、着実な実施に努める。</p> <p>また、広報活動等の工夫・充実に努めるとともに、特別に支援が必要な青少年の受入について配慮した対応を行う。</p> <p>(2) 研修に対する支援の推進</p> <p>地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、</p>	<p>3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成されるよう努める。</p> <p>なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価（リピート意向）」を得られるようにする。</p> <p>(1) 研修利用の充実</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進するため、全国28施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設で青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保する。</p> <p>また、広報活動等の工夫・充実に努めるとともに、特別に支援が必要な青少年の受入について配慮した対応を行う。</p> <p>(2) 研修に対する支援の推進</p> <p>地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、</p>
--	--	--	--

	<p>プログラムの提供等の教育的支援を行う。</p> <p>また、地域の実情を踏まえた教育事業等の成果を活動プログラムに反映する。その際、学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点を入れたプログラム開発などを行う。</p> <p>なお、活動プログラムを利用した毎年度平均 80%以上の青少年教育団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得られるよう、職員等の指導力等の向上を図る。(令和2年度試行実施時の実績：81.5%)</p>	<p>プログラムの提供等の教育的支援を行う。</p> <p>また、研修に対する支援を推進するために、地域の実情を踏まえた体験活動事業を含む教育事業等の成果を活動プログラムに反映する。その際、学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点からプログラム開発及び改善、ねらいにあった指導方法の充実など、利用団体に対する研修支援を推進する。</p> <p>なお、活動プログラムを利用した 80%以上の青少年教育団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得られるよう職員等の指導力の向上を図るとともに、地方施設を利用した小中学校から集団宿泊体験活動に関する効果を把握できるようにする。</p> <p>さらに、外部研修指導員を活用できるよう留意した取り組みを行う他に、危険度の高い活動プログラムの改善や使用する設備や備品の管理、整理整頓などを日頃から行い、安全安心な施設づくりに取り組む。</p>	<p>プログラムの提供等の教育的支援を行う。</p> <p>また、地域の実情を踏まえた体験活動事業を含む教育事業などを実施することにより、その体験活動が学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点からプログラム開発及び改善につながるようにするとともに、ねらいにあった指導方法を見直すなど改善を図り、利用団体に対する研修支援を推進する。</p> <p>なお、活動プログラムを利用した 80%以上の青少年教育団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得られるよう職員等の指導力の向上を図るとともに、地方施設を利用した小中学校から集団宿泊体験活動に関する効果を把握する。</p> <p>さらに、外部研修指導員を活用できるよう留意した取り組みを行う他に、危険度の高い活動プログラムの改善や使用する設備や備品の管理、整理整頓などを日頃から行い、安全安心な施設づくりに取り組む。</p>
<p>I-4</p> <p>青少年教育に関する関係機関・団体等と連携促進</p>	<p>4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進</p> <p>昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実を図るため、各関係機関・団体相互の連携を促進する。</p> <p>青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業について、全都道府県からの参加者を確保するため、中期目標期間中に延べ30事業実施する。(前中期目標期間実績：29事業)</p>	<p>4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進</p> <p>昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実を図る。</p> <p>青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業について、全都道府県からの参加者を確保するため、中期目標期間中に延べ30事業実施するとともに、全都道府県からの参加者を確保する。</p> <p>また、地域の各関係機関・団体相互の連携を促進するため、地方施設において広域的な事業の充実を図る。</p> <p>さらに、効果的な取り組み事例等の情報提供や各関係機</p>	<p>4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進</p> <p>青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業を6事業実施し、全都道府県からの参加者確保をめざす。また、地方施設においては広域的な事業の充実を図る。</p>

		関・団体が抱えている諸課題等の協議の場を提供し、最新情報の共有や活発な意見交換を促す。	
I-5 青少年教育に関する調査研究	<p>5. 青少年教育に関する調査研究</p> <p>青少年教育のナショナルセンターとしてこれまで実施し、関係機関で活用されてきた調査研究を踏まえ、青少年教育に関するより充実した調査研究を行う。具体的には、各年齢期（幼児期から青年期に至るそれぞれの発達段階）に応じて取り組まれるべき体験の効果と課題を明らかにするために、青少年における全国規模で定期的なデータの収集が見込まれる基盤的調査研究に加え、時宜に即した青少年教育の課題に対応した課題別の調査研究を実践的、複合的に関連し合うよう戦略的に行うとともに、国内外の調査結果等を広く提供することにより青少年教育の振興を図る。</p> <p>【重要度：高】 青少年教育に関する調査研究成果の普及等は、公立青少年教育施設や民間団体等からも期待されているナショナルセンターとしての役割・機能であり、我が国の青少年に関する諸課題に対応するプログラムの根拠となる情報や、国民に対して青少年教育の効果を示すための重要な取組である。</p> <p>(1) 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的実施</p> <p>多様な関係機関等との連携及び実践的研究を通して、青少年における全国規模で定期的な基盤調査研究や、喫緊の青少年に関する諸課題に応じた調査研究を戦略的に実施するとともに、青少年の体験活動と意識等に関する全国的な調査研究を中期目標期間中に14調査実施する。(前中期目標期間実績：14調査)</p>	<p>5. 青少年教育に関する調査研究</p> <p>基盤的調査研究及び課題別の調査研究を戦略的に実施するとともに、調査研究成果の公表には、青少年教育研究センターを中心とした外部有識者委員会を設置し、成果等に基づき行政や教育機関等に戦略的に公表を行う。</p> <p>(1) 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的実施</p> <p>多様な関係機関等との連携及び実践的研究を通して、青少年における全国規模で定期的な基盤調査研究や、喫緊の青少年に関する諸課題に応じた調査研究を戦略的に実施するとともに、青少年の体験活動と意識等に関する全国的な調査研究を中期目標期間中に目標数実施する。さらに、国内外における青少年や青少年教育に関する情報を収集・分析する。</p>	<p>5. 青少年教育に関する調査研究</p> <p>体験活動の重要性等青少年教育に関する基盤的調査研究及び課題別調査研究を国内外で実施し、その成果を広く提供を行う。</p> <p>(1) 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的実施</p> <p>① 「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度（2022年度）調査）」を実施する。</p> <p>② 日本、米国、中国、韓国の高校生の意識に関する比較調査を行い、日本の青少年の意識の特徴を分析する。</p> <p>③ 子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査結果を分析し、報告書等をまとめる。</p> <p>④ 国立青少年教育施設で発生した傷病や事故に関する調</p>

	<p>(2) 調査研究成果の普及及び活用</p> <p>機構が実施する各種事業の企画・立案や体験活動プログラムの開発に調査研究成果を適切に反映させるとともに、青少年教育に関する資料や調査結果等に関するデータベース等を拡充し、文部科学省等の機関と連携して広く関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等へのこれらの成果を普及し活用を図るとともに、引用数や個票データ数等による活用状況の把握に取り組む。</p> <p>特に、体験カリキュラムについては、第三期中期目標期間に機構で実施した各種事業を通して各年齢期に応じた体験活動の実践的な効果と課題を検証した研究成果の普及と活用を図る。</p> <p>また、調査研究成果の普及体制を構築することにより国の政策立案等に寄与するよう成果等に基づき行政や教育機関等に公表を行う。</p> <p>さらに、調査研究の成果を普及するために、調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、学会や全国的な会議等において中期目標期間中に19回発表する。(前中期目標期間実績：19回)</p>	<p>(2) 調査研究成果の普及及び活用</p> <p>調査研究の成果等を活用し、機構が実施する各種事業の企画・立案や体験活動プログラムの開発に適切に反映させるなど、事業の検証改善を図る。</p> <p>また、研究機関等における青少年教育に関する研究が推進されるよう、青少年教育に関する資料や、機構が実施した調査研究の個票データなどをデータベースに追加するなど、調査研究の成果等を広く提供するとともに、引用数や個票データ数等による活用状況の把握に取り組む。</p> <p>さらに、調査研究成果の普及体制を構築することにより国の政策立案等に寄与するよう成果等に基づき行政や教育機関等に公表を行うとともに、調査研究の成果等を普及するため、調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、学会や全国的な会議等で中期目標期間中に目標数発表する。</p>	<p>査結果を分析する。</p> <p>⑤ 青少年教育の国際比較調査を実施する。</p> <p>⑥ 国立青少年教育施設での勤務経験による資質能力の向上に関する調査研究を実施する。</p> <p>(2) 調査研究成果の普及及び活用</p> <p>① 調査研究成果の普及に向け、「青少年教育研究考察会議」等、普及のための取組に努める。</p> <p>② 体験活動の重要性等に関する調査結果を簡潔にとりまとめたパンフレット等を作成・配布するとともに、Web掲載等を活用した調査研究の成果の普及に努める。</p> <p>③ 機構が実施した調査結果については、個票データをデータベースに追加するなど、ホームページ等を活用して広く提供するとともに、それらの活用状況の把握に取り組む。</p> <p>④ 調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、全国規模の会議等での発表や説明の機会を設け、調査結果の普及に努める。</p> <p>⑤ 国立の青少年教育施設や関係機関・団体、公立青少年教育施設等と青少年教育に関する実践・調査研究等の普及等連携を図る。</p>
<p><u>I-6</u></p> <p>青少年教育団体が行う活動に対する助成</p>	<p>6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成</p> <p>子供たちの健全育成のためには、NPO、企業など民間の役割が不可欠であり、特に地域における民間主導の子供の健全育成のための活動は重要であることから、主に地域レベルで</p>	<p>6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成</p> <p>青少年教育団体が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開</p>	<p>6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成</p> <p>青少年教育団体が行う体験活動や読書活動に対して助成金を交付し、40万人程度の子供に活動機会を提供する。</p> <p>また、応募件数の増加を図る観点から、全国の中間支援施</p>

	<p>青少年教育団体が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付し、体験活動等の機会や場の充実を図る。</p> <p>助成活動の募集に当たっては、応募件数の増加に努めるとともに、全国各地で地域差なく子供の活動機会を確保できるよう積極的な広報活動等の取組を行う。</p> <p>これにより、体験活動と読書活動に対する助成については、中期目標期間中に子供（0歳～18歳）の人口の1割程度に活動機会を提供する。</p> <p>なお、上記目標を達成するための助成団体の選定等具体的な取組内容等については、中期計画において記載する。（前中期目標期間実績：616,673人（年平均）2,466,692人／19,788,000人（0歳～18歳）人口＝12.5%）</p>	<p>発を行う活動に対して助成金を交付する。</p> <p>これにより、体験活動と読書活動に対する助成については、毎年40万人程度の子供（0歳～18歳）に活動機会を提供する。</p> <p>また、毎年の応募状況等を踏まえ、応募件数の増加を図る観点から戦略的な広報活動や助成手続きの見直し等を図るとともに、事業内容の質の向上の観点から事業運営をサポートする取組を行う。</p> <p>なお、助成団体の選定にあたっては、客観性の確保に努めるとともに、助成団体のコンプライアンスの確保の観点から、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。</p>	<p>設等とも連携した広域的な広報活動を行うとともに、事業内容の質の向上の観点から、助成団体の事業運営を支援するため、他団体のもつノウハウ等を共有するなど、助成団体の運営をサポートする。</p> <p>なお、助成団体の選定にあたっては、外部有識者で構成する委員会を設置し、選定基準を定めて客観性の確保に努める。助成団体のコンプライアンスについては、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。</p>
<p><u>I-7</u> 共通的事項</p>	<p>7. 共通的事項</p> <p>上記の1～6に掲げる各業務間の有機的な連携を推進するとともに、各業務の性質に応じて、以下の内容について取り組む。</p> <p>(1) 広報の充実</p> <p>国民の青少年教育に対する理解を増進し、体験活動を推進する社会的気運を醸成するため、機構の業務全体について、インターネットやマスメディア等を積極的に活用した広報を、文部科学省等の機関と連携して広く展開する。そのため、広報計画を策定し、機構ホームページやマスメディアを活用した最新情報や機構独自の魅力の発信、体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布、各種フォーラム等の開催、さらに企業・関係団体等との連携による</p>	<p>7. 共通的事項</p> <p>上記1～6に掲げる各業務間の有機的な連携を図るとともに、各業務の性質に応じて、以下の事項を行う。</p> <p>(1) 広報の充実</p> <p>機構が実施する各種事業や調査研究の結果等については、①インターネットやマスメディア、SNS等を活用した情報発信、②体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布、③各種会議やフォーラム等の開催、④企業等との連携によるPR活動、⑤職員の広報の資質向上を図る広報研修等を策定した計画に基づき実施し、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の理解増進に努める。</p>	<p>7. 共通的事項</p> <p>(1) 広報の充実</p> <p>① 教育事業や調査研究の結果等については、プレスリリース等を行いマスメディアで取り上げられるよう努める。 ② 体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関するリーフレット等の各種啓発資料や寄付金等の増加に繋がる関連資料を作成し、全国規模の会議やイベントを通じて関係機関・団体や保護者等へ配布するとともに、機構の取組に賛同する企業との連携を促進するよう基盤整備に努め、連携事業やPR活動の充実を図る。</p>

<p>PR 活動などの取組、及び職員の広報の資質向上を図る広報研修を実施する。</p> <p>また、各業務の成果について、事例の収集に努め、公立青少年教育施設や関係機関・団体等への普及を積極的に推進し、本部及び全国 28 施設のホームページ総アクセス件数について年間平均 550 万件を達成する。(前中期目標期間実績: 553 万件 (年平均))</p> <p>(2) 各業務の点検・評価の推進</p> <p>各業務及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価の結果について外部検証を行い、その結果を業務の改善に反映させる。</p> <p>(3) 各業務における安全性の確保</p> <p>各業務の実施に当たっては、安全に関する情報の速やかな共有に努め、利用者、関係者及び職員等の安全の確保に万全を期する。</p>	<p>また、各業務の成果について、事例の収集に努め、公立青少年教育施設や関係機関・団体等への普及を積極的に推進する。これらの取組を通して、本部及び機構が設置する 28 施設のホームページ総アクセス件数年間平均 550 万件を達成する。</p> <p>(2) 各業務の点検・評価の推進</p> <p>各業務及び事業の検証を行うため、対象者や団体に対してアンケート調査等を行い、その結果を随時改善に活かす。</p> <p>また、毎年度、業務全般に関する自己点検・評価を行うとともに、第三者による外部評価を実施し、調査結果を業務の改善に反映する。</p> <p>(3) 各業務における安全性の確保</p> <p>各業務の実施に当たっては、安全安心な教育環境を確保するための体制を構築し、安全に関する情報の速やかな共有に努め、自然災害等への対応も含めて、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図り、日常的な点検・改善整備等を通じて生活環境、安全な野外活動環境の整備に日々努める。</p>	<p>③ 体験活動を推進する社会的気運を醸成するため「体験の風をおこそうフォーラム」や、「早寝早起き朝ごはん全国フォーラム」を実施する。</p> <p>④ 広報の資質向上を図るため、職員の広報研修を実施する。</p> <p>⑤ 本部及び 28 施設のホームページや SNS の掲載情報を随時見直すとともに、最新情報の掲載に努め、本部及び 28 施設のホームページ総アクセス件数 550 万件を達成する。</p> <p>(2) 各業務の点検・評価の推進</p> <p>各業務及び事業の検証を行うため、アンケート調査等をもとに対象者や団体に対してのニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。</p> <p>また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。</p> <p>(3) 各業務における安全性の確保</p> <p>利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図るため、構築した体制を活用するとともに、更なる安全に関する情報の速やかな共有に努め、以下の方策を講じるともに対処状況等を共有する。</p> <p>① 「安全管理マニュアル」や「危険度の高い活動プログラム安全対策マニュアル」等、随時改善・充実を図り遵守する。</p> <p>② 日常的な施設設備及び教材教具類の保守点検・改善整備を実施する。</p> <p>③ 安全管理情報の共有化を図るための「事故データ集」を</p>
---	---	---

	<p>(4) ICT の利活用</p> <p>学校における GIGA スクール構想（児童生徒 1 人 1 台端末の実現等）など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ICT を効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。</p> <p>また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンラインを活用できる会議の検討を行う。</p>	<p>(4) ICT の利活用</p> <p>学校における GIGA スクール構想（児童生徒 1 人 1 台端末の実現等）など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ICT を効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。</p> <p>また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンラインを活用できる会議の検討を行う。</p>	<p>改訂・配布する。</p> <p>④ 関係機関や民間団体と連携し、国公立青少年教育施設職員や民間事業者等の安全意識の向上及び指導技術向上のための安全管理研修を実施する。</p> <p>(4) ICT の利活用</p> <p>学校における GIGA スクール構想（児童生徒 1 人 1 台端末の実現等）など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ICT を効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。</p> <p>また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンラインを活用できる会議の検討を行う。</p>
<p><u>II-1</u></p> <p>業務の効率化</p>	<p>1. 業務の効率化</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、調達合理化等を推進すること等により、中期目標期間中に、一般管理費については 5%以上、業務経費についても 5%以上の効率化を図る。</p> <p>なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。</p> <p>(2) 給与水準の適正化</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準等を十分考慮し、役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえ、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>1. 業務の効率化</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、中期目標期間中に、一般管理費については 5%以上、業務経費についても 5%以上の効率化を図る。</p> <p>なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。</p> <p>(2) 給与水準の適正化</p> <p>役職員の給与に関しては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正などを踏まえた国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた</p>	<p>1. 業務の効率化</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>調達の合理化等を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、業務の効率化を図る。</p> <p>(2) 給与水準の適正化</p> <p>政府における人件費削減の取組や独立行政法人制度改革等を踏まえた給与水準の適正化を図る。</p>

	<p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>(4) 間接業務等の共同実施</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、引き続き、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の 4 法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。</p> <p>(5) 保有資産の見直し</p> <p>保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行う。</p> <p>(6) 業務のデジタル化・オンライン化</p> <p>業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組むとともに、ICT を利活用できる職員の育成を行う。</p>	<p>適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況についてはホームページ上で公表する。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を推進するとともに、契約監視委員会において点検を行うことにより、業務運営の効率化を図る。</p> <p>(4) 間接業務等の共同実施</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、引き続き、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の 4 法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。</p> <p>(5) 保有資産の見直し</p> <p>保有資産については、引き続き、利用実態等を的確に把握し、その必要性や規模の適正性についての検証を行い、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 業務のデジタル化・オンライン化</p> <p>業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組むとともに、ICT を利活用できる職員の育成を行う。</p>	<p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約監視委員会によるチェックの下、一者応札の点検・見直し及び調達に関するガバナンスの徹底等に取り組むことにより、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するため、「令和 4 年度調達等合理化計画」を策定する。</p> <p>(4) 間接業務等の共同実施</p> <p>国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の 4 法人による間接業務等の共同実施に関する協議会において実施計画を定め、取組を実施したうえで費用対効果及び効率化等の検証を行う。また、効果的・効率的な業務運営のために、新たな共同実施の調達対象品目及び対象業務について検討を行う。</p> <p>(5) 保有資産の見直し</p> <p>保有資産については、保有資産等利用検討委員会により定期的に利用実態等を把握するとともに、その必要性や規模の適正性についての検証を不断に行う。</p> <p>(6) 業務のデジタル化・オンライン化</p> <p>業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組むとともに、ICT を利活用できる職員の育成を行う。</p>
--	---	--	--

<p>II-2 効果的・効率的な組織の運営</p>	<p>2. 効果的・効率的な組織の運営</p> <p>(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善</p> <p>本部を中心として、各施設の役割分担を行い、施設の果たすべき役割を明確にするとともに、各施設の自己点検評価を適切に行い、運営の改善を行う。</p> <p>(2) 地域と連携した施設の管理運営</p> <p>効果的・効率的な管理運営を目指すために、地域の青少年教育団体・NPO・企業・地方公共団体等の委員が、実際に施設の管理運営や事業の企画・実施に参画する「運営協議会」方式を前中期目標期間から引き続き実施する。</p> <p>また、国土強靱化基本計画への対応に向けて、広域防災補完拠点の役割を踏まえた施設の機能について充実を図るとともに、災害や感染症などの緊急時において、国や地方公共団体等から受入れ等の協力要請があった場合、関係機関と連携して施設を有効活用する。</p> <p>(3) 施設の効率的な利用の促進等</p> <p>青少年教育に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の</p>	<p>2. 効果的・効率的な組織の運営</p> <p>(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善</p> <p>本部を中心として、各施設の役割分担を行い、施設ごとに果たすべき役割を明確化する。</p> <p>また、施設の役割を踏まえ、各年度の業務実績について各施設の自己点検評価を行い、評価結果を各施設の運営の改善に反映する。</p> <p>(2) 地域と連携した施設の管理運営</p> <p>地域における体験活動の充実を図るとともに、地域と施設が一体となった管理運営を目指すため、地域の青少年教育団体・NPO・企業・地方公共団体等多様な主体が施設の管理運営や事業の企画・実施へ参画する形の管理運営に向け、前中期目標期間中に導入した「運営協議会」方式を引き続き実施する。</p> <p>また、国土強靱化基本計画の対応については地方公共団体や関係機関等と連携の上、各施設が災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点、災害後における心身の復興拠点として広域防災補完拠点の機能の充実を図る。</p> <p>さらに、災害や感染症などの緊急時等において、国や地方公共団体等から避難者受入れ等の協力要請があった場合、関係機関と連携して取り組む。</p> <p>(3) 施設の効率的な利用の促進等</p> <p>青少年教育に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の</p>	<p>2. 効果的・効率的な組織の運営</p> <p>(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善</p> <p>各施設の役割分担を行い、施設ごとに果たすべき役割を明確化し、施設の特色化に努めるとともに、政府の方針を踏まえた国立オリンピック記念青少年総合センター等の機能強化を推進する。</p> <p>また、業務実績について各施設の自己評価を行い、結果及び課題を取りまとめ、各施設の業務改善に反映させる。</p> <p>(2) 地域と連携した施設の管理運営</p> <p>施設の管理運営や事業の企画・実施へ多様な主体が参画する形の管理運営を目指すため、地域の多様な人材発掘に努めるとともに、「運営協議会」方式の導入を引き続き実施する。</p> <p>また、国土強靱化基本計画の対応については地方公共団体や関係機関等と連携の上、各施設が災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点、災害後における心身の復興拠点として広域防災補完拠点の機能の充実を進める。</p> <p>(3) 施設の効率的な利用の促進等</p> <p>青少年教育に関する業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進する。</p> <p>宿泊室稼働率について、各施設において、地域の実情に即</p>
-------------------------------	--	--	---

	<p>効率的な利用を促進する。</p> <p>また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の4法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するため、当該4法人における連携について検討する。</p> <p>なお、宿泊室稼働率については、各施設において地域の実情に即し、毎年度「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設平均55%以上を確保する。（前中期目標期間実績：59.1%（平均））</p> <p>【目標水準の考え方】 第3期中期目標期間（令和2年度を除く）の機構の平均宿泊室稼働率は59.1%であるものの、第4期中期目標期間においては、今後の青少年を中心とする人口の減少により、1団体当たりの利用者数は減少することが見込まれるため、宿泊室稼働率については55%以上を確保することを数値目標とした。</p>	<p>効率的な利用を促進する。</p> <p>また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の4法人や関係機関等の施設を利用して研修等を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するため当該4法人における連携について検討する。</p> <p>なお、宿泊室稼働率については、各施設において、地域の実情に即し、毎年度、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設平均55%以上を確保する。</p>	<p>し、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設平均55%以上を確保する。</p> <p>また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の4法人や関係機関等の施設を利用して研修等を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するため当該4法人における連携について検討する</p>
<p><u>II-3</u></p> <p>予算執行の効率化</p>	<p>3. 予算執行の効率化</p> <p>運営費交付金について、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p>	<p>3. 予算執行の効率化</p> <p>収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にした上で、予算と実績を適切に管理する。</p>	<p>3. 予算執行の効率化</p> <p>収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にし、予算と実績を適切に管理する。</p>
<p><u>III</u></p> <p>自己収入の確保、固定経費の節減</p>	<p>1. 自己収入の確保</p> <p>利用者、利用の目的及び形態等を踏まえ、定期的に料金体系を検証する。その際、学校教育における青少年の体験活動等の重要性及び経済的事情等にかかわらず幅広い青少年への体験活動等の提供について十分考慮するものとする。</p> <p>また、積極的に外部資金や寄附金の増加に努める。</p> <p>なお、施設の機能向上の改修等に係る経費については、新たに収入を確保する仕組みを構築する。</p>	<p>III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保の観点から、学校教育における青少年の体験活動等の重要性及び経済的事情等にかかわらず幅広い青少年への体験活動等の提供について十分考慮し、定期的に料金体系を検証する等の取組を行う。このことにより、事業収入については、中期目標期間中、毎事業年度につき、対前年度比1%以上の増収を図る。（た</p>	<p>III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保の観点から、定期的に料金体系を検証する等の取組を行うことにより、事業収入については、対前年度比1%以上の増収を図る。（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受ける場合を除く。）さらに、国や民間団体等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努め</p>

	<p>2. 固定経費の節減</p> <p>管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減に取り組む。</p>	<p>だし、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受ける場合を除く。)さらに、国や民間団体等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。</p> <p>なお、施設の機能向上の改修等に係る経費については、新たに収入を確保する仕組みを今中期目標期間中に構築する。</p> <p>また、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持しつつ、管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を行う。</p> <p>1. 予算（中期計画の予算）</p> <p>別紙1の通り。</p> <p>2. 収支計画</p> <p>別紙2の通り。</p> <p>3. 資金計画</p> <p>別紙3の通り。</p> <p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金の限度額は20億円とする。</p> <p>短期借入金が見込まれる事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給や事故の発生などにより緊急に経費が必要となる場合に必要経費として借入することも想定される。</p> <p>V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>なし。</p>	<p>る。</p> <p>なお、施設の機能向上の改修等に係る経費については、新たに収入を確保する仕組みの構築に向けて検討を行う。</p> <p>また、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持しつつ、管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を行う。</p> <p>1. 予算</p> <p>別紙1の通り。</p> <p>2. 収支計画</p> <p>別紙2の通り。</p> <p>3. 資金計画</p> <p>別紙3の通り。</p> <p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>なし。</p> <p>V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>なし。</p>
--	--	---	---

		<p>VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>なし。</p> <p>VII 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。</p> <p>① 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の充実</p> <p>② 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援の充実</p> <p>③ 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進の充実</p> <p>④ 青少年教育に関する調査研究の充実</p> <p>⑤ 青少年教育団体が行う活動に対する助成の充実</p>	<p>VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>なし。</p> <p>VII 剰余金の使途</p> <p>なし。</p>
<p><u>IV-1</u></p> <p>長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施</p>	<p>1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施</p> <p>【重要度：高】近年、大規模な災害が頻発する中、我が国において国土強靱化の取組は喫緊の課題となっており、災害時に被災した地方公共団体だけでは対応が困難である状況を解消するため、国の施設としての役割を果たす上で重要な取組である。</p> <p>(1) 施設・設備は、利用者に対する研修が効果的に実施されるよう、長期的視野に立って、その整備を計画的に推進する。また、それらの管理運営においては、老朽化した施設・設備の改修や維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。</p> <p>(2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進め、特に幼児、高齢者、障がい者等に対して優し</p>	<p>1. 施設・設備に関する事項</p> <p>別紙4のとおり。</p> <p>(1) 施設・設備に関する保守・管理の長期的な計画を策定し、当該計画に基づく保守・管理を行うとともに、利用者が安全安心に体験活動ができる環境の整備及び自然災害等への対応の観点から、必要な施設・設備の改善等を計画的に進める。</p> <p>(2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進める。特に幼児、高齢者、身体障がい者等が円滑</p>	<p>1. 施設・設備に関する事項</p> <p>別紙4のとおり。</p> <p>(1) 施設・設備に関するインフラ長寿命化計画を踏まえた施設整備5ヶ年計画に基づき、保守・管理を適切に行う。また、利用者の安心・安全な体験活動に必要な施設・設備の改善等を進める。</p> <p>(2) 利用者のニーズやSDGsを踏まえ、特に幼児、高齢者、身体障害者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、</p>

	<p>い施設とする。</p> <p>(3) 青少年教育のナショナルセンターとしての知見を活かし、広域防災補完拠点として、災害時に避難者・災害ボランティア等の受入れ、緊急的行政施設の代替施設、自衛隊の予備駐屯地等、地方公共団体の防災機能を補完する施設として有効に機能させるため、整備を推進する。</p>	<p>に施設及びサービスを利用できるよう、関係法令等を踏まえつつ、計画的な施設整備を進める。</p> <p>(3) 青少年教育のナショナルセンターとしてこれまでに得た知見を活かし、広域防災補完拠点として、災害時に避難者・災害ボランティア等の受入れ、緊急的行政施設の代替施設、自衛隊の予備駐屯地等、自治体の防災機能を補完する施設として有効に機能させるため、ライフラインに必要な給排水設備、電源設備等の設備の整備を推進する。</p>	<p>ユニバーサルデザインに配慮した適切な施設整備を進める。</p> <p>(3) 自治体の防災機能を補完する広域防災補完拠点として有効に機能させるため、ライフラインに必要な給排水設備、電源設備等の設備の整備を防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策に基づき推進する。</p>
<p><u>IV-2</u></p> <p>人事に関する計画</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>業務を効果的・効率的に行えるよう、人員の適正かつ柔軟な配置、職員の専門性を高める研修機会の充実、新規職員の計画的な採用、人事交流や任期付任用、幹部職員の公募等の工夫により、社会課題の解決に向けた役割を果たすとともに、多様で優れた人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定し、運用する。その際、機構内部での育成に限らず、関係機関・団体との人材交流も視野に入れることなど、留意すべき事項を併せて示すこととする。</p> <p>また、職員の資質・能力の向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、人事評価制度を適切に実施する。</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 本部及び施設ごとの業務の質・量に応じて、人員を適正かつ柔軟に配置する。</p> <p>(2) 新規職員を計画的に採用するとともに、関係機関との間での広く計画的な人事交流の実施、任期付任用の活用や幹部職員の公募等により、多様で優れた人材を確保する。</p> <p>(3) 本部及び各施設において、職員の企画力、指導力、ICTの利活用、接遇サービスの向上や施設の安全管理などを目的とした多様な研修機会を設け、計画的な人材育成を行う。</p> <p>(4) 人事評価制度を適切に運用し、職員の資質・能力の向上を図る。</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 「人事に関する基本方針」に基づき、人員の適正配置を行うとともに、業務の質・量に応じた人員配置の見直しを定期的に行う。</p> <p>(2) 新規職員の計画的な採用、地方公共団体、教育委員会、国立大学法人等との人事交流や任期付任用、幹部職員の公募などの多様な方法により、意欲ある優秀な人材の計画的な確保に努める。</p> <p>(3) 職員の企画力、指導力、ICTの利活用、接遇サービスの向上や施設の安全管理などを図るための研修を計画的に実施する。また、外部での研修に積極的に参加させる。</p> <p>(4) 人事評価制度に基づき公正な評価を実施し、評価結果を人材育成及び人事管理等に活用して職員の能力・資質の向上を図る。</p>
<p><u>IV-3</u></p> <p>情報セキュリティについて</p>	<p>3. 情報セキュリティについて</p> <p>情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づきセキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p>	<p>3. 情報セキュリティについて</p> <p>情報セキュリティレベルを高めるため、情報セキュリティ体制を強化し、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組む。</p>	<p>3. 情報セキュリティについて</p> <p>情報セキュリティ体制を強化し、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組む。</p>

	<p>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクル による情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	
<p><u>IV-4</u> 内部統制の充実・強化</p>	<p>4. 内部統制の充実・強化</p> <p>機構の使命等を組織内の各階層に浸透させることや、役職員のモチベーション・使命感を向上させるため、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するとともに、理事長のリーダーシップを発揮できる体制を整備・運用する。</p> <p>また、これらが有効に機能していること等について内部監査等により定期的にモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価する監事のサポート体制を構築する。</p> <p>さらに、「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進めることとする。</p>	<p>4. 内部統制の充実・強化</p> <p>機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、機構連絡会、機構会議等を定期的実施するなど、理事長のリーダーシップを発揮するための体制を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。</p> <p>また、これらが有効に機能していること等について内部監査等により定期的にモニタリング・検証する。</p> <p>さらに、「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進める。</p> <p>なお、中期目標期間中に全国 28 施設及び本部において内部監査を実施し、業務運営に反映させる。</p> <p>5. 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p>6. 積立金の使途</p> <p>前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人国立青少年教育振興機構法に定める業務の財源に充てる。</p>	<p>4. 内部統制の充実・強化</p> <p>機構の業務及びマネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、体制を整備・運用するとともに、内部監査によりモニタリング・検証する。</p> <p>なお、令和 4 年度は、6 施設及び本部において内部監査を実施し、必要に応じて、業務ごとに本部担当部署に監査員を委嘱し、専門的な見地から監査を実施する。</p> <p>5. 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>なし。</p> <p>6. 積立金の使途</p> <p>なし。</p>